

平成 3 1 年第 1 回

# 大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成 3 1 年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成 3 1 年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成 3 1 年 3 月 1 4 日

大 空 町 議 会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

|     |     |     |      |     |     |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 後 藤 | 忍   | 7 番  | 品 田 | 好 博 |
| 2 番 | 三 條 | 幸 夫 | 8 番  | 齋 藤 | 宏 司 |
| 3 番 | 上 地 | 史 隆 | 9 番  | 松 岡 | 克 美 |
| 4 番 | 田 中 | 裕 之 | 10 番 | 深 川 | 昇   |
| 5 番 | 原 本 | 哲 己 | 11 番 | 松 田 | 信 行 |
| 6 番 | 沢 出 | 好 雄 | 12 番 | 近 藤 | 哲 雄 |

2 不応招議員は次のとおりである。

10 番 深 川 昇 (午前のみ出席)

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

|     |         |   |           |       |
|-----|---------|---|-----------|-------|
| 町   |         | 長 | 教 育 委 員 会 | 教 育 長 |
| 代 表 | 監 査 委 員 |   | 農 業 委 員 会 | 会 長   |

|     |     |     |           |     |
|-----|-----|-----|-----------|-----|
| 副   | 町   | 長   | 福 祉 課     | 参 事 |
| 総 合 | 支 所 | 長   | 産 業 課     | 長   |
| 会 計 | 管 理 | 者   | 産 業 課     | 参 事 |
| 総 務 | 課   | 長   | 建 設 課     | 長   |
| 総 務 | 課   | 参 事 | 建 設 課     | 参 事 |
| 総 務 | 課   | 参 事 | 地 域 振 興 課 | 長   |
| 住 民 | 課   | 長   | 住 民 福 祉 課 | 長   |
| 福 祉 | 課   | 長   | 総 務 課     | 主 査 |

|           |   |           |     |
|-----------|---|-----------|-----|
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 生 涯 学 習 課 | 参 事 |
|-----------|---|-----------|-----|

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 監 査 委 員 事 務 局 長   | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |                       |

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

# 平成31年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成31年3月7日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について  
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成31年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 平成31年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第1号 財産の無償貸付けについて
- 日程第11 議案第2号 町有地の売払いについて
- 日程第12 議案第3号 平成30年度大空町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第13 議案第4号 平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第5号 平成30年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第6号 平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第7号 平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第8号 平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第9号 平成30年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第10号 平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第11号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第21 議案第12号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する  
条例制定について
- 日程第22 議案第13号 大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議案第14号 平成31年度大空町一般会計予算
- 日程第24 議案第15号 平成31年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第16号 平成31年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第17号 平成31年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第27 議案第18号 平成31年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第28 議案第19号 平成31年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第20号 平成31年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第21号 平成31年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

|        |      |          |      |
|--------|------|----------|------|
| 町長     | 山下英二 | 教育委員会教育長 | 渡邊國夫 |
| 代表監査委員 | 近藤克郎 | 農業委員会会長  | 山神正信 |

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|       |       |        |      |
|-------|-------|--------|------|
| 副町長   | 川口明夫  | 福祉課参事  | 松川一正 |
| 総合支所長 | 伊藤裕幸  | 産業課長   | 藤田勉  |
| 会計管理者 | 平田義和  | 産業課参事  | 中村直樹 |
| 総務課長  | 南部猛   | 建設課長   | 高島清和 |
| 総務課参事 | 林敏美   | 建設課参事  | 山本純生 |
| 総務課参事 | 塚原章裕  | 地域振興課長 | 作田勝弥 |
| 住民課長  | 田中信裕  | 住民福祉課長 | 星加政志 |
| 福祉課長  | 佐々木徳幸 | 総務課主査  | 土田康裕 |

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 生涯学習課長 | 佐薙幸史 | 生涯学習課参事 | 田端久剛 |
|--------|------|---------|------|

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 伊藤裕幸 |
|------|------|

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |     |
|------|-----|
| 事務局長 | 井上透 |
|------|-----|

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 伊藤裕幸 |
|------|------|

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 菊地教男 | 事務局主幹 | 石川大樹 |
|------|------|-------|------|

以上のとおり報告する。

平成31年 3月 7日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣告

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから平成 31 年第 1 回大空町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の氏名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 11 番、松田信行議員及び 1 番、後藤忍議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇齋藤議会運営委員会委員長 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 3 月 4 日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 4 人、町長から提出されております案件が 24 件であります。その内訳は、承認が 1 件、同意が 2 件、条例制定等の議案 5 件、平成 30 年度の補正予算が 8 件、新年度予算が 8 件であります。議会提出案件も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 3 月 7 日に開会して、3 月 14 日までの 8 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 3 月 14 日までの 8 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 14 日までの 8 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長から報告いたさせます。事務局長。

◇**議会事務局長** 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は１２名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので御了承願います。以上でございます。

◇**議 長** これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第４ 行政報告

◇**議 長** 日程第４、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇**町 長** おはようございます。平成３１年第１回大空町議会定例会にあたり、行政報告を行います。

昨年１２月１４日から本年２月２２日までの間、自治会単位では開催が２２カ所、その他女性団体、高齢者団体等を含め、町政懇談会、ふれあいトークおおぞらを実施してまいりました。参加人数は５１０名で、この中では、高校や認定こども園の体制づくりなどへの質問が多かったように感じております。

１２月２５日、北海道日本ハムファイターズ応援大使記念品贈呈式が役場で行われました。２０１９年応援大使が決定したところでございます。上沢直之投手、堀瑞輝投手が大使に就任をいたしました。大空町を応援していただくということではありますが、一方で、大空町はこの２選手、さらには球団を応援し、地域を盛り上げていきたいと考えております。

１２月２６日、オホーツク圏活性化期成会上川地方総合開発期成会合同石北本線沿線自治体会議が遠軽町で行われ、出席をいたしました。石北線の駅所在市町が集まり、利用促進や経費節減を図るための行動計画を協議する会議として開催をされました。この際、地方の独自支援、これはハード面や資金支援のことですけれども、この考え方などについて北海道としての考え方が説明をされ、聞く機会となったところであります。

１２月２８日、大空町農業再生協議会水田部会を開催いたしました。平成３１年産の米の生産目安が示されたところであります。主食用、加工用合わせまして、１８４ヘクタールの積算面積となり、今後調整を各地区推進員にお願いをしたところでございます。

１月１３日は、大空町成人式をこの場所で挙行いたしました。対象者は８７名、出席者が６３名でございました。今年はなかなか元気のいい成人がいたなど、そんな印象でございました。

1月22日、B＆G全国サミットが東京で開催をされ、出席をいたしました。本年度も教育長とともに出席をしたところでございます。B＆G財団の事業内容の説明などがあったほか、全道立地市町村長などとの意見交換をする場もございました。今後のB＆G海洋センターの活用方法、こういったものを検討していかなければならない時期に来ているなど、そんな印象を持ったところでございます。

1月23日は、網走刑務所住吉作業所用地活用協議のために東京に出張をいたしました。法務省幹部職員と今後の進め方、スケジュール観等について協議をさせていただきました。あわせて、この23日には、北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会緊急要望を行っております。網走市長、北見市長、美幌町長とともに、端野高野間に係る地方小委員会を開催のお礼と今後の取り組みに対する要請活動を行ったところでございます。

1月25日は、高校づくりに関する北海道教育庁への要請活動のために、札幌へ出たところであります。東藻琴高校への教員の加配と教育委員会への職員派遣をお願いしたところでございます。あわせてこの際、情報通信基盤整備に係る意見交換を行ってまいりました。平成31年度から実施されます高度無線環境整備事業の内容把握のためNTT東日本、さらには北海道総合通信局を訪問いたしまして、意見交換、情報収集を行ったところでございます。

1月26日には、ルミックスムービーフェスティバル東京シンポジウムに参加をいたしました。パナソニック株式会社主催による動画祭という位置づけでございまして、大空町の作品のほか、全国から15の作品が上映されたところでございます。あわせて、シンポジウムにも参加をいたしまして、大空町のPRを行ったところでございます。

1月29日は、オホーツク町村会役員会が網走市で開催をされました。2月12日開催予定の総会の議案について確認をしたところであります。意見交換を行いましたけれども、この中で、北海道知事選挙候補者選考時における北海道町村会の立場などについて意見が交わされたところでございます。

1月30日は特別職報酬等審議会を開催いたしました。特別職のうち、町長給与の引き上げが答申されたところでございます。この答申を踏まえ、私の考え方も含め、今後お諮りをしていきたいと考えております。

2月5日、オホーツクの未来を開く道づくりフォーラムが北見市で開催され、出席をいたしました。オホーツクの道を考える会主催のフォーラムでございまして、端野高野間の整備の必要性について、観光、物流、救急の視点から重要性を訴える発表が行われたところでございます。

2月12日は、オホーツク町村会定期総会が北見市で開催をされました。平成29年度の決算の認定、平成30年度補正予算、平成31年度の事業計画、予算を決定いたしました。あわせて、特定地域協議会等の役員などの選出を行ったところでございます。

2月19日は、北海道町村会理事会に出席をいたしました。平成29年度、30年度、道町村会の幹事となっておりまして、最終となる理事会に出席をしたと

ころでございます。統一地方選挙後の総会において新しい役員が選出される予定となっております。

2月20日、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会及び意見交換会のために、札幌市に出張いたしました。循環型社会形成推進交付金の要綱の見直しが平成31年に向けて行われるにあたり、その問題点などについて意見交換を行ったところであります。この際、2月26日に北海道選出国會議員や環境省に対し、北海道の実情を訴える要請活動をすることを決定したところでございます。

2月22日は、認定こども園設置運営に関する協定締結式に臨みました。社会福祉協議会がこども園設置運営の主体となり、町が全面的に支援していく第一歩として協定を締結させていただいたところでございます。

2月23日は、オホーツク圏活性化期成会上川地方総合開発期成会合同石北本線沿線自治体会議が、今度は北見市で開かれました。利用促進、経費の節減の行動計画案がJR北海道から示され、その方向性について了解をしたところでございます。

2月25日は美幌町長にお越しをいただき、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしました。平成31年予算について決定するとともに、補助事業の活用を図りながら、施設の維持修繕を行っていくことを確認したところでございます。以上でございます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

#### ◎日程第5 平成31年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）

◇議 長 日程第5、平成31年第1回大空町議会定例会にあたって、町政執行方針の説明を行います。山下町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇町 長 平成31年第1回大空町議会定例会にあたり、町議会議員並びに町民皆様に私の町政に対する基本的な考え方と事業の概要、予算について説明申し上げます、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町長に求められる責務・責任とは何か。発想力・企画力か、判断力・決断力なのか、それとも統率力・指導力か、持続力・継承力なのか。就任以来、常に悩み続ける中で、なかなか明確な答えは導き出せません。しかしながら、大空町長として4期目、旧女満別町長から通算いたしますと5期目となりました。振り返ると、この間、ただ我武者羅に駆けてきたように思います。その様な中であっても、町民皆様の温かいご支援、町議会議員各位のご指導があったからこそ、務めることが出来たと感じています。ここに深く感謝を申し上げます。これからも、模索を繰り返しながら、あるべき姿を求めてまいりたいと存じます。変わらぬご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

世界各国の情勢に目を向けることが多くなりました。グローバル社会の中で、海外での事象が日本に影響を及ぼすことが増えています。ロシアとの領土、平和

条約交渉、韓国との国防に関わる騒動、中国との関係など、隣国を巡る動きにも無関心ではられません。

国内では2020年東京オリンピック、パラリンピックに向けた機運が高まっています。一方で、10月には消費税率の改定が予定されており、経済に及ぼす影響が懸念されています。前段の統一地方選挙、後段には参議院議員通常選挙も執行される節目の年とも言えます。

北海道においても知事選挙が執行されます。北海道151年目は、改元による時代の幕開けとともに、新たな執行体制が誕生する年となるわけです。

大空町は誕生から14年となります。順調に推移してきた財政は、平成29年度決算を契機に厳しい状況が予想されています。サービスの見直し、使用料などの改定も検討していかななくてはなりません。皆様のご理解を賜りたいと存じます。

課題は各分野に及びます。解決される案件よりも新たな発生が多く、増え続けているように感じます。

人づくりの根源となる教育の充実は、一朝一夕には成し遂げられません。幼児教育の環境と体制づくり、老朽化施設の整備、高等教育の再編、教育推進計画の「つながる、ひろがる」を理念に一步一步着実に取り組んでいくことが必要です。

農業現場では、病虫害や伝染病の発生が懸念材料です。各産業全般において、労働力不足や後継者の減少が憂慮されています。省力化を進めることはもちろん、人材の確保、継承の仕組みづくりが急がれます。

鉄路の維持困難線区、赤字バス路線、高齢者等の移動手段の確保など、地域交通に関する不安が募ります。持続可能な医療や介護の体制づくりも喫緊の課題です。生活があれば上下水道や通信網の整備が必要です。廃棄物も発生します。将来を見据えた形を提示しなくてはなりません。

各課題に共通する基礎的要因が人口減少です。大空町となり人口は千人以上減少しています。ここ数年の状況をみると自然増減では60人以上、社会増減は70人以上の減少です。昨年は社会増減で数十年ぶりに増加に転じたものの、これが政策の効果か一過性のものか、検証分析してみる必要があります。出生数を増加させるためには各般にわたる地道な取り組みが必要です。転出者の抑制や転入者を増やすには思い切った施策展開が求められます。粘り強く、かつ果敢にチャレンジしてまいります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

予算にあたりましては、まちづくり宣言の理念、総合計画、総合戦略、各分野の計画を基に編成をいたしました。合わせて、町民皆様との共通目標に掲げた子どもたちの「夢」の実現、働く人たちの「元気」の創出、生活者の「安心」の確立を念頭に取り組んだところです。

提案いたしました事業の概要について、分野ごとに申し述べたいと存じます。

総務関係についてであります。

幸せを実感できる魅力あるまちづくりを進めていくために、職員の意欲と能力を引き出すことが重要です。時代に迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成と資質及び識見の向上を目的に研修内容の充実に努めてまいります。

光通信網などの高速ブロードバンド未普及地域の情報通信基盤の整備方法や事業費の積算、運営体制などの検討を進めています。結果を踏まえ、格差解消に向けた整備について、通信事業者及び国等関係機関との協議を進め、早期事業実施を目指してまいります。

防災意識の高揚と適切な行動力を培うため、防災訓練を実施するとともに自主防災組織の設立や活動に引き続き支援してまいります。

洪水災害時の活動拠点となる大空地区河川防災ステーション整備計画が国の登録を受けました。平常時には、防災・環境学習や地域のコミュニティの拠点となることも期待されています。今後、用地取得、施設規模、開設時期、総事業費など、北海道開発局と詳細を協議し早期建設に向けて取り組んでまいります。

災害時の行政事務の継続化をはかるため、役場庁舎の非常用電源設備の充実強化をはかってまいります。

消防関係では、女満別消防団が発足から100年の節目を迎えます。今日まで幾多の火災や自然災害から、住民の生命と財産を守るべく活動されました先人のご苦勞を偲ぶとともに、築き上げた歴史と伝統を継承するため、実行委員会が行う記念事業に対し支援してまいります。

人口減少を踏まえ、具体的な対策をまとめた「総合戦略」は、計画期間の最終年を迎えます。現行施策の成果や課題などの検証を行うとともに、2020年度からの次期戦略の策定を行います。

地域の魅力を国内外の多くの方に知っていただく、イメージアッププロモーション「オホーツクール」の取り組みを管内全市町村の広域連携により展開し、オホーツクの認知度向上とブランド化をはかってまいります。

地域生活を支える公共交通につきましても、引き続き他の自治体と協調して維持・確保に努めるとともに、利用実態などを踏まえ、運行形態や支援のあり方について協議してまいります。

スクールバスの混乗により運行している地域間バスにつきましても、利便性の向上を目指しニーズを把握するため増便、新たな運行時間による試験運行を行います。

鉄路の存続につきましても、持続可能な交通体系を確立するため関係機関と連携して、利用者の増加をはかる取り組みを行ってまいります。

女満別空港につきましても、既存路線の維持拡充はもとより、新規路線の就航に向けた要請活動を行うほか、利用を促進するための誘客事業を展開してまいります。民間の能力を活用した機動的な空港運営により、オホーツク圏やひがし北海道の拠点空港として、観光や産業の発展など、地域振興に資する空港づくりを推進します。

企業誘致につきましても、良質で特色ある地域資源や空港を有する優位性などを活かし、積極的に活動してまいります。

雇用の創出と産業の振興や地域の活性化をはかるため、企業活動の支援を行う

とともに、地域の素材と魅力を紹介するビジネスセミナーを開催します。

移住・定住対策につきましては、分譲地への住宅建設支援、賃貸住宅の家賃助成など、各種補助制度を引き続き実施するほか、国や北海道とも連携した施策を展開し、人口減少の抑制と定住人口の増加に努めてまいります。

子育て世代への充実した支援策をはじめ大空町の魅力や住み良さなどについて広く発信し、転入者の増加を目指してまいります。

自主的・主体的なまちづくり活動を支援する、元気づくり応援事業を継続します。芸術文化や地場産業の振興など、様々な分野での活動を応援し、活気と潤いあふれるまちづくりを推進してまいります。

地方財政計画では全国的に平成31年度も地方税等の伸びが見込まれ、地方交付税は増加傾向となりますが、大空町は合併による特例算定が段階的に縮減され、前年度に比べ減額交付となるものと予想しています。

予算編成に当たり、新しい高校の魅力化推進や教育環境の充実などに子ども未来づくり教育基金、保健福祉の増進と医療環境の充実などに地域福祉・医療基金、認定こども園の整備に学校教育施設建設基金など、特定目的基金の趣旨に基づき繰り入れを行います。

さらに、財源不足を補うため財政調整基金から一部を取り崩すことといたしました。

今後、国の動向を見極め財源確保に努めるとともに、長期的視点に立った財政運営に努め、健全で安定した財政基盤の確立に努めてまいります。

町民皆様との協働によるまちづくりの実現に向け、町政に関する情報発信を積極的に進めます。広報誌やインターネットなど、各種媒体と手段を用いて効果的にお伝えし、行政に対する理解と信頼を深めてまいります。

ふれあいトークなどの機会を通じて行政ニーズを把握し、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

特色ある資源を発信し知名度向上をはかるため、大空町魅力発信フォトコンテストを開催します。町内外の方々に、写真を通じて魅力を発掘していただくことにより、地域活性化と観光振興につなげてまいります。また、北海道日本ハムファイターズの大空町応援大使にもご協力をいただき、ピーアールに努めてまいります。

東京都稲城市と熊本県氷川町との交流事業につきましては、スポーツ、教育、文化、産業など、幅広い世代や分野での交流を推進し、一層の友好関係を築いてまいります。

網走刑務所住吉作業所用地の利活用につきましては、法務省や東京農業大学など、関係機関との協議を進めます。専門家の知見もいただき事業計画の策定を進め、早期着手に努めてまいります。

網走市と取り組んでいる定住自立圏構想につきましては、地域医療の確保、産業・観光の振興、生涯学習の充実など、相互に協力して生活機能を高め、安心して暮らし続けられるまちづくりを推進してまいります。

住民関係についてであります。

自治会は、様々な活動を通して地域の連帯感を深め、住みよい地域を創っていくための最も身近な町民組織です。少子高齢化が進む中で、自治会の果たす役割は大きくなっています。

自治会に対する運営費交付金や活動支援交付金を継続するとともに、町民の主体性を重視した制度となるよう見直しを行ってまいります。

町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、自治会に地域担当職員を配置しています。少子高齢化など地域の様々な課題解消に向けて、密接な関係を築けるよう、配置や体制づくりを検討してまいります。

町民会館や公民館は、地域のコミュニティ活動の拠点として昭和50年代に建設された施設が多く、老朽化が進んでいます。今後も計画的な維持補修や改修整備を進めるとともに、具体的な整備方針について地域と協議してまいります。

懸案となっていました旧大成小学校体育館につきましては、解体撤去を行います。

花いっぱい運動につきましては、毎年、町民の皆様にご協力をいただき、道道女満別空港線や公共施設周辺の露地花壇へ、花を植栽し来訪者をお迎えしています。近年、ご協力いただいている方の高齢化や人手不足が課題となっており、今後のあり方について自治会や団体の皆様と協議を行ってまいります。

交通安全・防犯の推進につきましては、子どもや高齢者を交通事故や犯罪から守るため、交通安全防犯推進委員会を中心に自治会や学校、関係団体と連携した運動に継続して取り組んでまいります。

交通安全施設を検証し注意看板の設置など、関係機関・団体と連携した整備に取り組むとともに、高齢者に対する講習会の継続実施や免許返納者に対する支援を進めます。欠員を生じている交通指導員の人員確保にも努めてまいります。

防犯対策では、皆様にご協力をいただき、不審者警戒巡視や自主防犯パトロールを実施しています。近年、全国的に通園・通学路での事件・事故が多発していることから、教育委員会とも連携して巡視の方法などについて検証し、防犯体制の強化をはかってまいります。

地球温暖化対策につきましては、「第3期地球温暖化対策実行計画」に基づき、世界基準に適応した地球環境にやさしい町を目指して、公共施設等の電気使用量などの削減に取り組むとともに、町民皆様や事業者に対しても協力をお願いしてまいります。

廃屋対策につきましては、平成26年度から解体撤去工事に要する費用の一部助成を開始し、これまで56件の解体撤去が行われました。引き続き制度の周知に努めてまいります。

空家対策は、全国的にも大きな社会問題となっています。空家の利活用と除却を推進していくため、関係各課が連携して「空家等対策計画」の策定に着手します。

エキノコックス症対策として効果が実証されている駆虫剤の散布や、制度を再

開した飼犬・飼猫の不妊手術に要する費用の一部助成について、継続して取り組んでまいります。

葬斎場・墓地の維持管理では、合同納骨塚の供用を開始するとともに、施設の適正管理に努めてまいります。

塵芥処理につきましては、町民皆様にご協力をいただき、分別や再資源化などによる減量化に努めるとともに、ごみ・資源物分類表を更新し周知徹底をはかってまいります。

現在の最終処分場は、平成１６年に供用を開始し、当初計画では１５年間の埋立て期間としていました。分別の徹底や減容処理などにより、５年程度の延命化がはかれる見通しです。

焼却処理施設は、供用を開始してから３５年が経過、リサイクルセンターも２０年が経過し老朽化が進んでいます。計画的な修繕と適正な管理に努め延命化をはかるとともに、次期施設の整備について広域処理と新設の両面から本格的に検討を進めてまいります。合わせて、ごみ処分手数料や収集運搬手数料の見直しについても着手してまいります。

粗大ごみ収集車と、最終処分場に搬入される樹木などを随時処理するための木屑破砕機を新たに購入し、作業の効率化と施設の適正管理に努めます。大規模災害の発生に備えた「災害廃棄物処理計画」の策定についても進めてまいります。

町営住宅につきましては、「町営住宅長寿命化計画」に基づき、中央さくら団地１棟４戸を解体し、新たに１棟３戸を建設するとともに、北二すみれ団地の屋根外壁などの改修工事を実施してまいります。

適切な維持管理を行うとともに、昨年実施いたしました断熱対策や結露・防カビ対策などの効果を検証し、居住環境の向上に努めます。将来用途廃止を予定している住宅の入居停止を進めるとともに、廃止後の利活用についても検討してまいります。

ふるさと応援寄附金は、全国的なブームが続いていますが、国は過度な返礼品競争に対して、制度の見直しを行うこととしています。

昨年、一昨年と件数・金額ともに増加しており、２年続けて１億５千万円を超えるご寄附をいただいております。今後も国の制度を遵守し、特色を活かした特産品の公募を継続するとともに、広告や掲載サイトの内容を充実させ、全国からの貴重なご寄附をまちづくりに活用してまいります。

町税などの徴収事務につきましては、納付相談や共同徴収、法的手段による対応などにより滞納額が減少しています。今後も徴収の実務や応対の方法など職員の資質向上研修に積極的に参加するとともに、債権管理条例に基づき各種債権の適正管理に努め、公平・公正な徴収事務を進めてまいります。

福祉・保健関係についてであります。

地域福祉につきましては、保健・医療・福祉が連携し、共に支え合う地域社会の実現を目的とした「第３期地域福祉計画」を策定してまいります。

地域の福祉活動の中心として様々な事業活動を展開している社会福祉協議会の

運営を支援するほか、福祉団体の育成、地域福祉事業に要する費用の助成を引き続き行ってまいります。

住民戸籍につきましては、大空町の未来を担う子どもたちの誕生を祝福するための出産祝い金支給事業を引き続き行ってまいります。

子育て支援につきましては、子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て世帯を社会全体で支援することを目的とした「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

児童センターや児童館において、子どもの健全な遊びの場の提供や交流をはかり、心身ともに健やかな子どもの育成に努めます。

疾病の早期診断と早期治療を促す子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成のほか、児童手当の支給を行い、子育て世帯の経済的な負担軽減をはかってまいります。

障がいのある方も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが大切です。障がいの診断、訓練、治療のための旅費助成や重度心身障がい者の医療費助成、発達支援センターの運営経費の負担を引き続き行ってまいります。

障がいのある方に対しては、障害支援区分に応じて介護サービスや訓練など、適切な支援を行います。また、相談に応じて必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行うなど、自立した日常生活を過ごせるよう支援に努めてまいります。

障がい者福祉センターちあふるでは、指定管理者と連携し、施設の有効利用と就労支援や生活援助事業などの充実をはかってまいります。

高齢者や障がいのある方の買い物や通院などを支援するため、高齢者等移動支援事業として、福祉タクシー券による助成のほか、外出支援タクシー券の拡充を行います。また、JRやバスを利用して町外の医療機関に通院した場合の交通費を助成してまいります。

安心して自宅で暮らすことができるよう、除雪サービスの提供など、冬季の日常生活の支援を引き続き行ってまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らしの高齢者などの実態把握や安否確認、相談支援を行う見守りネット事業に取り組むほか、高齢者世話付住宅に生活援助員を配置し、安心して生活できるよう支援いたします。急病や非常時に迅速な救援体制がはかれるよう、引き続き緊急通報機器の貸与を行ってまいります。

保健医療につきましては、ご自身の健康状態を確認することができる特定健康診査や各種がん検診のほか、PET-CTがん検診、脳ドック検診など、各種検診機会の提供を行ってまいります。

町民皆様が健康で元気に暮らし続けるためには、バランスの取れた食事と適度な運動習慣を身に付け、高血圧、心疾患や糖尿病などの生活習慣病の予防と重症化予防に取り組んでいくことが大切です。

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、対象者の身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートを行ってまいります。

喫煙者のご家族の健康を守るため、禁煙外来治療費に対する助成を引き続き行ってまいります。

健康・医療・育児・メンタルヘルスなどについて、専門のスタッフに24時間年中無休で気軽に相談できる大空健康ダイヤル24の提供を引き続き行ってまいります。

医療計画において、基幹病院として位置付けている女満別中央病院を運営する医療法人社団双心会に対し、医師の確保や救急医療対策など必要な支援を引き続き行うとともに、持続的かつ安定的に医療の提供を可能とするための支援のあり方について検討してまいります。

東藻琴診療所では、デジタル画像診断システムの更新を行い、医療体制の充実をはかってまいります。

母子保健につきましては、すべての新生児と第1子の2か月児のご家庭へ訪問し、母子保健指導を行います。集団健診の実施を通じて乳児期から定期的な関わりを持ち、育児に対する不安解消がはかれるよう支援してまいります。

聴覚障がいとは、早期に発見し適切な支援を行うことで、音声言語発達などへの影響を最小限に抑えることができます。新生児を対象とした聴覚検査に対し引き続き支援してまいります。

少子化対策と子育ての喜びを実感できる支援策として、引き続き不妊治療への助成を実施いたします。スマートフォンやタブレットで子どもの成長記録や思い出を家族と共有したり、予防接種や健診の日程管理、大空町の情報や子育て施設、近隣医療機関の情報を得ることができる子育て支援アプリ「そらベビ」を引き続き運用してまいります。

国民健康保険事業は、平成30年度から北海道が財政運営の責任主体となりましたが、保険税は、北海道から示される納付金額などを基に大空町の税率を決定します。国や北海道の動向を踏まえながら、国民健康保険運営協議会においてご審議をいただき、適切な事業運営がはかれるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防の普及啓発や介護サービスの提供と支援を行い、地域包括ケアシステムの確立に努めてまいります。

産業の振興についてであります。

農林水産業につきましては、地域経済の発展と魅力あるまちづくりを進めるため、安全・安心な食糧の生産と持続可能な生産基盤の強化に取り組みます。観光や商工業など幅広い産業との関わりを持ち、産業全体の振興がはかれるよう努めてまいります。

昨年12月に11か国によるTPPが発効され、2月には欧州連合とのEPAが発効されました。関税の引き下げや撤廃は、北海道農業はもとより、大空町農業への影響も危惧されます。新たな国際環境の中で、競争力の高い農畜産物の生産や経営基盤の安定化などが重要となります。国の動向を注視し情報を収集するとともに、関係機関・団体と連携をはかり対応してまいります。

農業におきましては、後継者や担い手の不足、従事者の高齢化や離農などにより労働力が減少している状況にあります。農業を持続的に発展させるため、生産性の効率化・省力化、競争力の高い農畜産物の生産などが重要となっています。意欲ある後継者や担い手に実践的な技術、知識、経営力を習得させる研修に対し引き続き支援を行います。また、関係団体と連携し労働力不足の解消をはかるため、農業体験実習希望者の確保に取り組めます。

スマート農業の取り組みとして、農作業効率を高める人工衛星測位システムを搭載したトラクターの増加に対応するため、基地局設備の増設に対し支援してまいります。

首都圏の大学生をインターンシップとして招き、就農体験の機会を提供し、将来の人材育成につながる仕組みづくりを進めます。長いもの高付加価値化をはかるため、J A、大学、行政が連携して機能性成分を活用した商品の調査研究を進め、製品化を目指してまいります。

これらの事業は、網走市との連携により地方創生交付金を活用して引き続き実施いたします。

土づくり対策につきましては、土壌分析・診断、緑肥作物の導入に対し引き続き支援を行い、安全・安心な農産物生産のクリーン農業を推進します。ジャガイモシストセンチュウ類に対する土壌検診、低減効果の高い対抗植物であるトマト野生種の導入に対し引き続き支援してまいります。

化学肥料や農薬の低減、有機農業の取り組みなどの営農活動を実践する農業者に対し引き続き支援してまいります。

農業経営の安定と経営基盤の強化をはかるため、農業関係資金の融資と利子補給により農業者の負担軽減をはかってまいります。

農家戸数の減少、高齢化の進行に伴い農業・農村が有する多面的機能に支障が生じないように、地域の共同活動に係る支援を行います。農地・用排水路・農道などの地域資源の適切な保全管理をはかるため、中山間地域等直接支払事業及び農業農村多面的機能支払交付金事業を引き続き実施してまいります。

農業委員会につきましては、農業・農業従事者の公的代表機関として地域農業の持続的な発展と振興に寄与するため、農地利用の最適化に取り組んでいただいています。

農業従事者の高齢化や減少が進む中、地域農業を守るためには優良農地を確保しなければなりません。有効利用と遊休農地の発生防止を目的に円滑な利用調整に努めるとともに、意欲ある担い手へ集積・集約化をはかります。

新規就農者の確保や農業後継者の就農を促進するとともに、後継者のパートナー対策として管内・道内を対象としたふれあいコンパを実施します。パーティー形式以外も選択肢として、新たなお見合い事業を展開いたします。今後も農業担い手育成センターを核として、近隣市町や関係機関・団体と協力し後継者の婚活を支援してまいります。

道営農業農村整備事業につきましては、女満別湖南昭和地区水利施設等保全高

度化事業、女満別南部地区水利施設等保全高度化事業、東藻琴地区農村集落再編・整備事業、女満別豊住地区農地整備事業、藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業、女満別大東地区農地整備事業を実施し、農業生産基盤と営農環境を整備してまいります。

新規地区として、朝日、巴沢、日進、開陽地区及び本郷地区の計画樹立に向けた調査業務を進めます。

国営事業につきましては、網走川中央地区国営かんがい排水事業により網走川土地改良区管理の西幹線用水路の整備に向けた取り組みを推進してまいります。

国営事業で造成された古梅ダムと畑地かんがい導水管、本郷排水機場を基幹水利施設管理事業により、豊住排水機場と豊住地域用排水路を国営造成施設管理体制整備促進事業により管理いたします。施設機能が最大限に発揮できるよう適正な管理を行い、生産性の向上による農業経営の安定化に努めてまいります。

団体営事業につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業により古梅ダムの堤体観測装置の更新やリール式散水施設の修繕を行い、安定した用水の供給を行います。道営畑地かんがい管路の機能保全計画を策定し、長寿命化と適正な維持管理に努めます。

新規事業として、農地耕作条件改善事業により排水路へ沈砂池を設置し、維持管理の簡素化をはかります。近年の大雨対策として、道路側溝の断面を拡幅し排水機能の向上に努めます。

酪農・畜産につきましては、T P PやE P Aが発効となり、飼養戸数の減少、生産量の縮小や収益への影響など将来への不安があります。飼料価格は高止まり、経営は厳しい状況が続いています。施設の整備や機械の導入など、畜産クラスター事業に取り組み生産基盤の強化をはかるとともに、良質な生乳生産や酪農家の労働負担の軽減などのため、乳牛検定組合や酪農ヘルパー利用組合への支援を継続いたします。また、J Aオホーツク網走が取り組む黒毛和牛の繁殖雌牛の更新事業に支援してまいります。

住吉牧野につきましては、預託者の労働負担軽減や入牧家畜の健康管理と利用促進をはかるため、適正な維持管理に努めます。牧場の有効活用を踏まえ、新たな管理の方法などについても検討してまいります。

国内でも発生が見られる鳥インフルエンザや豚コレラをはじめとする家畜伝染病対策につきましては、最新の情報収集と生産者への速やかな伝達に努めます。予防啓発や侵入防止に向け、家畜伝染病防疫対策協議会を中心に関係機関・団体と連携し取り組んでまいります。

森林の多面的機能が発揮されるためには、所有者の森づくりへの意欲向上をはかり、適正に管理される必要があります。未来につなぐ森づくり推進事業や森林整備推進対策事業により、造林や下刈り、除間伐が計画的に実施されるよう引き続き支援してまいります。

町有林につきましては、今後も森林認証が継続されるよう、植林から伐採まで適切な森林管理と持続的な森林経営を行ってまいります。

地域の森林認証材を住宅や店舗の新築、増改築に活用する方に引き続き支援してまいります。

「鳥獣被害防止計画」に基づき農林業への被害防止と町民の安全確保のため、熊やキツネなどの捕獲檻を購入し効率的な駆除に取り組みます。また、駆除従事者の負担軽減と確保のため、狩猟免許の取得に要する経費の一部を助成するとともに、エゾシカ駆除処理に要する経費に対しても助成を行ってまいります。

水産振興につきましては、網走湖の水産資源確保のため西網走漁業協同組合が実施する網走湖有用資源・水質環境調査事業やシジミ食味試験事業に要する経費の一部を引き続き支援してまいります。

労働・雇用対策につきましては、企業における経営基盤の安定と雇用機会の拡大をはかるため、新たな雇用者の増加に賃金の一部を助成する地域就業者雇用確保事業を進めます。雇用者の専門的な資格や技術習得などの研修に要する経費の一部を助成する地域産業人材育成事業を引き続き行ってまいります。

地域における労働力の確保や事業承継を進めるため、地域雇用コーディネーターを配置するとともに、通年働くことができる環境づくりの調査・検討を行う協議会へ引き続き助成してまいります。

商工関係についてであります。

国内経済は、自然災害の影響による一時的な落ち込みから、個人消費や設備投資が持ち直すなど、再び緩やかな回復傾向にあります。北海道においても、緩やかに持ち直している状況にありますが、消費税率の引き上げが予定されており、消費活動への影響が懸念されるところです。商工会や関係機関・団体などと連携し、消費環境の充実と賑わいのあるまちづくりを推進するため、各種施策を展開してまいります。

商工会で取り組んでいるプレミアム商品券の発行と、合わせて開催する販売促進イベントの経費に対して助成するとともに、効果の測定や分析を行い、町内消費の拡大や消費の流出防止をはかってまいります。

ポイントカード事業につきましては、転入者や出生者、ボランティア事業やイベントなどの参加者にポイントを発行し、地域における経済の循環を支援してまいります。

中小企業の経営安定化と事業投資の誘発をはかるため、融資に対する利子や保証料の一部を引き続き助成してまいります。

商工業店舗改修・設備投資促進支援事業につきましては、従来の店舗改修事業を見直し、店舗のイメージアップと魅力ある商店街づくりを進めるため、設備投資にも拡大し費用の一部を助成してまいります。

商店街の空洞化対策と商工業の活性化をはかるため、起業に要する費用の一部を助成いたします。また、店舗等の借上げ費用の一部を助成するチャレンジ起業支援事業を創設し、起業化しやすい環境づくりを進めてまいります。

まちゼミ事業につきましては、商店と消費者の交流により、信頼関係を構築し賑わいのある商店街づくりを推進するため、開催経費に対し助成してまいります。

住宅リフォーム事業につきましては事業の見直しを行い、快適な住環境の確保と地域経済の活性化をはかるため、費用の一部を助成してまいります。

町内の様々な職種の方々が集い、交流や情報交換など幅広い仲間づくりを進めるため、他団体との共催や連携をはかりながら異業種交流事業に取り組みます。

観光関係についてであります。

平成29年度道内の観光入込客数は5,610万人と、前年度より144万人増加しています。外国人は新千歳空港の発着枠の拡大などにより49万人の増加となっています。

大空町においても、道の駅ノンキーランドひがしもことのオープンなどにより、増加傾向にあります。「観光振興計画」の目標としている観光入込客数を超えましたが、重点目標である知名度の向上と交流人口の増大をはかるため、広域事業にも取り組んでまいります。

北見市、網走市、小清水町、大空町の4市町で構成する協議会へ参画し、サイクリングによる観光やスポーツに加え、カヌーや川下りなどのアウトドアを通じ、オホーツクの美しい景観や食などの魅力を発信し、誘客を推進してまいります。

朝日ヶ丘公園につきましては、網走湖から阿寒、知床連山まで360度の大パノラマが眺望できる絶景スポットです。夏から秋にかけてはひまわりが多くの方を楽しませます。認知度を向上させ、更なる誘客につなげるため、観光客が情報発信できるよう、無線LANによる通信環境を整備してまいります。

湖畔管理事業につきましては、湿生植物群落内の木道が老朽化により使用できないため解体撤去を行います。

芝桜公園につきましては、芝桜を更新するため、指定管理者と連携して計画的な植え替えを進めます。新たな魅力づくりや、メディアを活用したピーアール活動を強化し、集客と収益の確保に努めてまいります。

春から秋にかけ、水芭蕉や芝桜、ひまわりが町内を彩り、町民や観光客の心を和ませてくれます。広告媒体の活用や観光協会と連携をはかりながら、開花情報や観光情報を提供してまいります。

芝桜まつり、観光夏まつり、ふるさとまつりなどの各種イベントには多くの方が集まります。大空町の魅力を積極的に情報発信するとともに、町民や近隣住民、観光客が気軽に参加・交流できるよう引き続き支援してまいります。

道の駅メルヘンの丘めまんべつに気軽に雪遊びを楽しむことができる大型滑り台やスノーシュー体験コースなどを造成し、冬季の体験型観光に取り組んでまいります。

大空町のシンボリックな施設であるひがしもこと乳酪館は、築20年以上を経過し老朽化が進んでいます。今後も多くの利用者が見込まれることから、空調や冷暖房設備の更新と屋根・外壁の補修など大規模改修工事を実施し、長寿命化をはかってまいります。

建設関係についてであります。

道路整備事業のうち、開陽中央線につきましては、旧落合橋の撤去が終了し第

1期の事業工区が完了しました。第2期として朝日巴沢線交点までの調査測量と実施設計を行うとともに、一部の用地買収などを行ってまいります。

東藻琴24号線については、中央さくら団地内の町営住宅建設に合わせて整備を行います。新たに東藻琴8号線の歩道整備を行い、児童生徒の通学路として安全の確保に努めてまいります。

橋梁関係につきましては、末福橋、福富3号橋、山沿い2号橋の補修工事と点検結果により把握した損傷橋梁2橋の実施設計を行います。また、法定点検である近接目視点検の一巡目が終了したことから、「橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行い、計画的に橋梁の長寿命化をはかってまいります。

道路、橋梁、河川の維持管理及び除排雪につきましては、指定管理者による管理から直営による管理に変更とします。今まで同様に適切な維持管理に努めてまいります。

除雪機械につきましては、老朽化しているグレーダーと小型ドーザの更新を行い、除排雪体制の維持をはかってまいります。

街灯管理につきましては、過去に実施した点検結果に基づき、計画的に建替や塗装などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

都市公園につきましては、遊具の点検、草刈、清掃など、安全確保と適切な管理を行い、公園利用者が快適に過ごすことのできる環境維持に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、安全で安定した給水の確保のため適切な維持管理に努めてまいります。

道路整備事業に合わせた水道管路整備のほか、電気設備などの機器更新を行います。

新水源につきましては、引き続き確保に向けた調査を進めてまいります。

下水道事業につきましては、施設の機能維持をはかるため、圧送用ポンプのオーバーホールなど計画的な整備を実施するとともに、マンホールの腐食対策を行い長寿命化をはかってまいります。

合併処理浄化槽につきましては、下水道区域外の良い生活環境の確保と公共用水域の環境保全のため、設置費の一部助成を行ってまいります。

町設置の浄化槽については、設置後20年を経過する浄化槽が3割を超え、故障の頻度が増加傾向にあります。点検、修繕を行い適切な維持管理に努めてまいります。

簡易水道事業、下水道事業、個別排水処理事業の3特別会計は、独立採算が原則とされていますが、一般会計から基準外の繰入金を補填し運営されています。下水道使用料と個別排水使用料については、給排水事業経営審議会でご審議をいただいた結果を踏まえ、増額改定させていただくことといたしました。今後とも経費の節減をはかり、持続可能な事業運営に努めてまいります。

学校教育関係についてであります。

学校教育環境の整備につきましては、昨年度から実施している女満別中学校の大規模改修工事を引き続き実施してまいります。

児童・生徒の通学環境の充実をはかるため、スクールバスの更新を行ってまいります。

学習指導につきましては、指導主事2名の配置を継続し、教職員に対する指導強化をはかり、授業改善につなげてまいります。

小学校における英語の教科化と授業時数の増加に向け、語学指導助手を1名増員し、外国語教育の充実をはかってまいります。

児童・生徒の国際交流の実施に向け、交流先などの現地調査を進めてまいります。

児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館司書を引き続き配置するとともに、読書活動を通じ情報収集能力の向上に努めます。

情報化社会において、ICT教育の重要性が高まっています。ICT機器を活用した学習を一層進めるとともに、インターネット接続環境の改善を進めてまいります。

地域コーディネーターを引き続き配置し、地域と学校の連携による特色ある体験学習を進めてまいります。

特別支援教育の充実といじめや不登校などの早期発見・早期解決に向けた相談体制の充実のため、教育相談員を引き続き配置し、学校や関係機関との連携をはかってまいります。

多子世帯の子育てを支援するため、引き続き保育園と幼稚園の保育料の軽減を行ってまいります。子ども・子育て支援法改正案が閣議決定されたことを踏まえ、幼児教育・保育の無償化への対応を進めてまいります。

認定こども園の整備につきましては、社会福祉協議会と設置・運営に関する協定書の締結に至りました。今後とも、事業の実施主体となる社会福祉協議会と協働し、開設に向けて取り組んでまいります。

東藻琴高等学校、女満別高等学校に対しては、引き続き特色ある教育活動への支援や寄宿舎の運営、制服購入費や通学費用の助成などを行ってまいります。

新しい高校づくりにつきましては、2021年に新しい町立の高等学校を設置することが、北海道高等学校配置計画に明記され、実質的な準備がスタートしたところです。

町民の方々からなる高校魅力化プロジェクト検討委員会でまとめた新しい高校で育む人物像などが、両高等学校の先生方を中心とした新しい高校づくり推進委員会に引き継がれました。今後においては、推進委員会を中心に、新しい高校の教育課程の検討を進めてまいります。

魅力ある高校をつくるため、公設塾の設置、町民と大学との連携についても検討を行います。公設塾については、開校に先行し本年度中の開設に向け準備を進めてまいります。

高等学校や大学へ進学する方に対し、奨学金の無利子貸付けや利子助成を引き続き行ってまいります。

学校給食は、子育て世代の負担軽減と食育を推進するため、無償化を実施して

まいります。

給食費は、平成26年度から改定が行われておりません。近年、米・小麦など主食価格が上昇しており、5%程度の増額改定を行い給食の水準を維持することとしています。また、地産地消を目的として、地域で生産された食材を活用したふるさと給食を引き続き提供してまいります。

社会教育関係についてであります。

生涯学習を通じて個々の能力や可能性を高め、変化に対応できる知識や技能を身に付け、地域の課題解決や活動に参画していくことが重要です。幼児から高齢者まで町民の学習ニーズにあった機会の提供と成果を活かす環境の整備に取り組んでまいります。

少年教育につきましては、専門職である社会教育コーディネーターを配置し、子どもたちが伝統文化を通じた多様な体験ができる環境づくりに努めてまいります。

姉妹都市である稲城市や友好町である氷川町との児童・生徒交流事業の支援を継続するほか、研修会の参加によるリーダーの育成や長期休業中の学習サポート事業などを実施いたします。

異年齢交流や自然体験を通して、幅広い視野を持った児童・生徒の育成に努めてまいります。

青年団体が主体的に行う活動について支援するとともに、異なる職種の青年相互の交流親睦を促進し、地域のリーダーや担い手づくりに努めてまいります。

芸術文化活動につきましては、日頃からの練習成果を広く発表できる機会を関係団体との連携により創り出すほか、求められる総合型芸能文化倶楽部事業を展開し、芸術文化への関心を高めてまいります。

旧豊住小学校につきましては、社会教育活動を中心に町民活動やスポーツ合宿など、有効に活用していただいています。利用しやすい環境の整備を進めるとともに、施設の有効活用について検討してまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、水芭蕉減少の実態を把握するため、地下水位の調査を継続して実施いたします。保全対策連絡会議と協議し、保全に向けた調査研究を進めます。また、国に対して現況調査や環境保全対策の実施などについて、引き続き要請してまいります。

感性があふれ、潤いのある生活には、幼少期からの読書活動は大切です。親子での読書を通して子どもたちの豊かな感性を広げるため、ブックスタート事業を引き続き行います。拠点となる図書館の利用充実をはかるため、図書ポストを設置するとともに、多くの方が図書館を訪れ本と親しめる環境づくりを進めてまいります。

生涯学習センターの屋根及び外壁の老朽化による改修を行うとともに、各種資料の展示室として検討を進めてまいります。

町民の体力づくりを目的としたミニバレーボール、300歳バレーボール大会を主催する実行委員会を支援するとともに、連携に努めてまいります。

新たなスポーツを体験していただくため、年齢や性別に関係なく気軽に体験できるスポーツ縁日やスポーツ講習会を引き続き実施いたします。

自主的に活動している総合型地域スポーツクラブやウインタースポーツ実行委員会をはじめ、体育協会やスポーツ少年団などの運営と自主的な活動に対して引き続き支援するほか、指導者の資格取得を支援してまいります。

体育施設につきましては、町民皆様が快適にご利用いただくため指定管理者と連携し、計画的な修繕や備品の整備を行います。B & G財団の助成を受け、東藻琴B & G海洋センタープール上屋の改修工事を実施してまいります。

合宿事業につきましては、質の高い文化団体やスポーツ団体などを招へいし、教育・文化・スポーツによる町民との交流活動を推進するとともに、交流人口の確保を進めてまいります。

文化振興事業につきましては、文化団体協議会や各種団体が主催する文化活動について、引き続き支援してまいります。

青少年育成協会が主催する質の高い芸術活動を支援するほか、鑑賞機会にも必要な助成を行ってまいります。

事業の概要について申し上げましたが、その結果平成31年度の予算は、一般会計79億3,702万3千円、国民健康保険事業特別会計12億821万3千円、後期高齢者医療特別会計1億1,425万2千円、介護保険事業勘定特別会計8億302万5千円、介護サービス事業勘定特別会計575万2千円、簡易水道事業特別会計2億7,168万3千円、下水道事業特別会計3億3,441万8千円、個別排水処理事業特別会計3,206万9千円、合計107億643万5千円となりました。

私の町政に臨む基本的な考え方、事業の概要と各会計の予算について述べさせていただきました。

先日、小中学校の同学年のクラス会が行われました。8月に行われる高校同窓会の案内が既に届いています。いずれも今年が還暦年だからと言うことです。同世代が集まると退職、年金、体調、両親の介護、ときには孫の話題となります。ひと頃主流だった子どもを中心とする進学や就職の話題は鳴りを潜めました。

私自身も必ず1年に1歳、年齢を重ねています。経験値は増えますが、一方で体力や気力面では今までと同じようにはいかないことを実感しています。

まちづくりは一人が頑張るのではなく、特定の人が頑張るだけでもない、と訴えてまいりました。人口減少社会は、地域の働き手ばかりでなく、地域を支える人材の減少にもつながっていきます。人材がいない場合は、他から招致することもさることながら、地域で発掘し育てていかななくてはなりません。大空町には、まだまだ人材の育成力が秘められているはずです。その潜在能力を引き出すことが、私の役割ではないかと考える機会が多くなりました。是非、皆様にもご協力とご理解を賜りたいと存じます。

なお、提案いたしております予算の細部につきましては、担当者から説明をさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで町政執行方針の説明は終わりました。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時20分)

## ◎日程第6 平成31年度大空町教育行政執行方針

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6、平成31年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。渡邊教育長から教育行政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。渡邊教育長。

◇教育長 平成31年第1回大空町議会定例会の開会にあたり、平成31年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、家族形態や地域社会に大きな変化が生じる一方で、グローバル化の一層の進展とともにロボットや人工知能をはじめとする技術革新により、現在人間が行っている仕事が機械に代替えられるなど、社会の変化の予測が困難な時代を迎えています。

未来を担う子どもたちが、このような社会を生き抜くためには、知識や技能の確かな習得のもと、思考力や判断力、表現力などの能力を培うとともに、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力やグローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体を育んでいくことが重要であると考えております。

また、生涯学習においては、変化の激しい時代において、町民一人一人が生涯にわたって生きがいを持って地域社会で活躍できるための質の高い学びづくりを推進していく必要があります。

大空町教育委員会は、多様に変化していく教育環境や諸課題に対応すべく、町長が主宰する総合教育会議との連携のもと、「第2次大空町総合計画」や本年度からスタートする「第2次大空町教育推進計画」に基づいた各種教育施策に積極的に取り組んでまいります。

学校教育の推進について申し上げます。

第1に「未来を拓き 活きる力を育てる教育の推進」についてであります。

子どもたちが急激に変化する社会を生き抜くためには、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、未来を拓くために必要な資質・能力を身に付ける必要があります。

小学校、中学校段階では、全国学力・学習状況調査を活用した検証改善サイクルを確立し、授業改善につなげ、確かな学力の育成をはかります。

チーム・ティーチングや習熟度別学習など、指導方法の工夫改善に取り組み、個に応じたきめ細かな指導に努めます。児童生徒一人一人の定着度を確認し、発達や学びの連続を踏まえた授業づくりを推進します。

学習の質のさらなる向上のため、引き続き2名の指導主事を教育委員会に配置するほか、女満別小学校、東藻琴小学校で指定を受けている授業改善推進チーム

活用事業の取組や、大空町学校教育研究会の活動に支援を行ってまいります。教職員の指導能力向上のため、授業実践を中核に据えた校内研修、公開研究会、授業交流会など、開かれた研修を推進してまいります。

I C Tに関しては、町内の小学校、中学校にタブレット端末が配置され、多様な活用がはかられています。さらなる活用の工夫をはかり、児童生徒が興味を持ち、分かる・楽しい授業づくりを推進します。また、インターネット接続環境の改善にも取り組んでまいります。

高等学校段階では、地域の人的・物的資源を効果的に活用した教育の実施に努め、これからの時代に求められる資質・能力の育成に取り組んでまいります。

特別支援教育に関しては、個別の教育支援計画を活用した、長期的な視点での支援を継続してまいります。また、家庭や地域、専門機関、関係機関と連携し、児童生徒・保護者に寄り添った支援・指導に努めてまいります。

グローバル化が進む現在、国際理解教育の重要性が増しています。大空町においては、新学習指導要領の全面実施に先行して、本年度から小学校における外国語教育の実施時数の拡大をはかることとしています。本物の英語に触れる機会を確保するため、外国語指導助手の増員をはかります。まちななか留学事業を継続するとともに、児童生徒による国際交流についても、検討を進めてまいります。

児童生徒がこれからの情報化社会を生きるため、情報教育の充実も必要となっています。情報技術の習得に併せ、プログラミング的思考を取り入れた授業についても推進してまいります。

第2に「学びをひろげる豊かな心と健やかな体の育成」についてであります。

これからの時代は、一人一人が感性を豊かにして人生や社会の在り方を創造的に考えることができるよう、豊かな心や人間性を育むことが重要と考えられます。

また、体力は、あらゆる活動の源であり、心身ともに健やかに生きるためには、子どもの頃から体力の向上、健康の確保をはかることが重要です。

そのため、道徳教育、ふるさと教育、読書活動、学校体育の充実や学校保健・健康教育による健康の増進が必要となります。

道徳教育については、中学校においても本年度から「特別の教科 道徳」として教科化されます。道徳教育を通じ、幼児児童生徒一人一人がよりよい人間関係を築き、自己の存在意義や存在価値を高め、自分が大切な存在だと実感できるよう、指導方法の工夫改善に努めてまいります。

ふるさと教育においては、子どものふるさとへの愛着や誇りを育み、地域社会の一員としてまちづくりに関わる人の育成に努めてまいります。

読書活動については、図書館司書を引き続き学校に派遣し、児童生徒が本に親しむ環境づくりを行うとともに、家庭における読書活動についても推進してまいります。

体験活動については、豊かな人間性の育成と自覚を促すために、学校、家庭、地域、民間団体、教育施設等と連携した五感を通して本物に触れる多様な体験活動を提供してまいります。

さらに、すべての学習の基盤として、各教科等における言語活動を充実させるとともに、コミュニケーション能力を高める学習活動を促進してまいります。

いじめや不登校につきましては、大空町いじめ防止基本方針に基づき、アンケート調査や教育相談を実施し、学校、家庭、地域、教育委員会が連携をはかり、早期発見や未然防止に取り組んでまいります。インターネット利用上における危険性の指導を徹底するとともに、学ぶ機会づくりについても併せて取り組んでまいります。

体力・運動能力の向上につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を分析し、検証と改善につなげ、児童生徒の運動機会の充実に向けた取り組みも進めてまいります。

また、学校教育全体を通じた食育を推進するため、栄養教諭を中心とした推進体制の整備と研修を進めてまいります。学校給食については、引き続き無償化を行い、子育て世代の負担軽減をはかってまいります。

「早寝・早起き・朝ごはん」や「ノーゲームデー」などの取組を通じて、基本的な生活習慣の確立や、児童生徒の健康課題の解消に努めてまいります。

第3に「学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進」についてです。

変化の激しい社会を生き抜く力は、多様な人との関わりや様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、学校と家庭・地域が教育の場としての役割と機能を発揮するとともに、連携・協働することが極めて重要です。

そこで、全ての教育の出発点である家庭教育を支援するとともに、地域と学校の連携・協働を推進し、健やかに育つための教育環境づくりを進めてまいります。

遊びや自然体験を充実させるとともに、多世代や異年齢での交流促進をはかってまいります。

家庭教育への支援としては、家庭における子どもの主体的な生活習慣づくりを支援するとともに、昨年度から配置した教育相談員を中心に相談体制の充実をはかってまいります。

また、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度導入の準備を進めてまいります。

第4に「学びをつなぐ学校づくりの実現」についてであります。

社会・経済の変化に伴い、子どもたちを取り巻く課題が複雑化・多様化しており、学校・教員だけでは解決の難しい課題が増加しています。教職員間、学校段階間、学校と地域との相互連携など、学びをつなぎ教育の質を高める連携・協働をはかるとともに、教職員の資質・能力の向上、学校の施設・設備の充実、学校運営の改善・充実を進めます。また、子どもたちの安全・安心の確保に努めるとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育の充実をはかってまいります。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、それぞれにおける教育の特性を生かしつつ、各段階の学校が連携して、子どもに必要な資質・能力を育むため、幼小接続、小中一貫、中高連携などの連携教育につながる取組を推進してまいります。

教職員が子どもと向き合う時間を確保し、児童生徒に寄り添う教育を推進するため、教職員の働き方改革、勤務時間の縮減に向けた取組も進めてまいります。併せて、教職員のストレスチェックについても引き続き実施してまいります。

学校施設につきましては、良質な学習環境の確保に向け、女満別中学校の大規模改修工事の二期工事を進めてまいります。

スクールバスについては、年次計画に基づき、1台を更新してまいります。

その他、学校教育に関連し、教育委員会では認定こども園開設と、新しい高校づくりの、重要な2つの事業を実施してきております。

これらを確実に推進するため、昨年6月には教育委員会の中に新たに「高校・認定こども園推進室」を設置し、関係する高校の教職員及び町民の方々とともに、事業実施に向けた準備を進めてきております。

認定こども園については、平成29年度に策定した「認定こども園基本構想」に基づき、昨年度、幼稚園・保育園の職員を中心に協議を行ってまいりました。

施設面と運営面、両面からの協議を行い、大空町にふさわしい認定こども園についての検討を進めているところです。

また、認定こども園の管理運営については、基本構想において民設民営としたことから、町内の社会福祉法人である大空町社会福祉協議会との協議についても実施してまいりました。

本年2月には、大空町社会福祉協議会と設置及び管理運営に関する協定書を締結するに至りました。

今後は、社会福祉協議会と共に、開園に向けた実質的な準備作業がスタートすることとなります。教育委員会としては、社会福祉協議会に対し、財政面等必要な支援を行っていくこととしております。

新しい高校づくりについては、昨年9月に北海道公立高等学校配置計画において、2021年度に町立の新しい高校を新設することが明記されました。

昨年度、町民の方からなる高校魅力化プロジェクト検討委員会において、新しい高校で育む人物像を設定していただきました。

その人物像については、1月に高校の教職員からなる新しい高校づくり推進委員会に受け渡されたところです。

今後は、推進委員会において、人物像に基づき教育目標の設定や教育課程の編成等、より具体的な内容の検討を進めていくこととしておりますが、教育委員会として、推進委員会と十分に連携をはかってまいりたいと考えております。

また、人物像をまとめていただいた高校魅力化プロジェクト検討委員会においては、地域と連携した取り組み等、高校を支援する仕組みづくりについて、引き続き検討をお願いすることとしております。

高校の魅力化のため設置を検討している公設塾につきましては、高校開校に先立ち、本年度中の開設を目指してまいります。

社会教育の推進について申し上げます。

第1に「生涯学習の振興」についてであります。

少子高齢化の進展により年代や職業の有無に関わらず、さまざまな世代の町民が生涯学習を通じて、それぞれの能力や可能性を高め、変化に対応できる知識や技能を身に付け、豊かで潤いのある生活を送るためには、年代に応じた学習機会の確保・充実や指導者の人材育成が求められており、それぞれの学習成果を地域に還元する環境づくりが大切となっています。

その様な生涯学習社会の実現のため、本年度新たに「大空町社会教育中期計画」を策定し、計画的な生涯学習事業を推進してまいります。

家庭・学校・地域などが連携し、親子で楽しむ機会の提供や高齢者などとの体験交流を進めるため、家庭教育ナビゲーター養成事業や子育てに関する情報共有を目的とした「学びカフェ」を実施するとともに、規律ある生活習慣を身に付け、体力の向上をはかるため、長期休業中の補充的な学習サポート事業を、子ども・地域生活習慣向上プロジェクト事業と併せて、引き続き実施してまいります。青少年の健全育成につきましては、子どもたちが健やかに安心して活動できる環境づくりを推進するため、放課後週末活動支援事業を実施するとともに、青少年健全育成指導委員会や青少年健全育成町民会議と連携をはかり、安全の確保や非行防止のための環境づくりに取り組みます。

豊かな人間性を育むためには、子どもの頃から本物に触れる多様な体験が必要となってきます。そのため、相互の歴史や文化の違い等を肌で感じ、ふるさとを知る機会として、姉妹都市稲城市児童交流実行委員会の行う交流活動に対し、引き続き支援するとともに、友好町である氷川町との相互交流事業を、継続して実施してまいります。

青年期につきましては、大空町青年団体協議会や大空町青年団体連携会議が行う自主的な交流活動に対し、引き続き支援するとともに、青年リーダーの養成を行い、町づくりへの積極的な参画を促してまいります。

成人期につきましては、多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、求められる生涯学習講座を開催するとともに、町民が行う自主的な活動を積極的に支援し、町内でのネットワークづくりにつながるような学習環境の整備を推進してまいります。

女性教育につきましては、女性の生涯にわたる学習環境を充実する観点から、大空町自治会女性部連絡協議会が行う活動について、引き続き支援を行い、町づくりへの積極的な参画を促してまいります。

第2に「芸術・文化の振興と文化財保全及び読書活動の推進」についてであります。

芸術や文化活動は、暮らしに潤いを与えるため、非常に大切なものです。生活環境や価値観が変化し、ICTが普及した現在においては、芸術や文化活動も多様化・細分化し、求められるものは多岐にわたっています。

個性的な地域文化の継承を促すため、大空町文化団体協議会などが主催する町民文化祭や文化活動に対して、継続的に支援するとともに、新たな芸術や文化を体験できる総合型芸術文化倶楽部による各種講座を開設し、芸術や文化に触れる

機会を創設するとともに、指導者の養成や新たな文化の創造に努めてまいります。

また、大空町青少年育成協会と連携をはかり、質の高い芸術に触れる機会を提供するほか、文化団体の合宿誘致を行い、芸術や文化を身近に触れることができる環境を構築してまいります。

町内にある、国の天然記念物に指定されております女満別湿生植物群落の保全につきましては、ヨシワラの増加原因調査のため、町独自で継続的に地下水位の調査を実施し、保全連絡協議会とも連携しながら保全に向けた調査研究を進めてまいります。国に対しても引き続き、環境保全に向けた要請を行ってまいります。

町内には、未来へ引き継ぐべき貴重な文化財や財産があり、これからも保全に向けた取り組みが必要であります。郷土・歴史文化保勝会の主体的な活動を支援するとともに、関係団体と連携し、保存や展示方法について検討を進めてまいります。

図書館につきましては、昨年度策定された「大空町図書館第3期5ヶ年計画」及び「第3次子どもの読書活動推進計画」に基づき読書環境の整備や利用しやすい図書館とするため、本年度は図書返却ポストを整備し、利便性の高い読書環境の整備を推進してまいります。

図書館事業では、町民皆様の学習要求に対応したレファレンスサービスや学校や地域での読書機会を拡充する移動図書館車の巡回運行、学校配本事業を引き続き推進してまいります。また、親子関係がより緊密になるよう、ブックスタート事業や家読（うちどく）事業に引き続き取り組み、親子で本とふれあう時間を持つことができるよう、機会の提供をはかってまいります。

第3に「スポーツ活動の推進」についてであります。

日々の生活に幸せを実感しながら、心身共に健康で豊かな生活を送ることは誰もが望むことであり、高齢化が進む現代において、健康であり続けることは非常に重要となっています。

スポーツは、健康維持はもとより、親子の絆や地域での交流を深める大きな役割を果たしております。それぞれの年代に応じたスポーツを気軽に体験できる環境づくりが求められています。そのため、親睦と交流、体力の向上や健康増進を目的として、スポーツ推進委員や体育協会加盟団体の協力により、スポーツ教室や各種大会等を開催するとともに、適切な指導ができるよう指導者の育成と指導力の向上に努めてまいります。

一流のスポーツ選手を身近で感じ、体験できる機会を提供するため、バスケットボール・バレーボール・柔道・相撲等をはじめとするスポーツ合宿を継続して誘致してまいります。また、交流人口の拡大や地域活性化のため、新規合宿の誘致にも取り組んでまいります。

第4に「社会教育施設の充実」についてであります。

生涯学習活動を円滑に推進するためには、町民のニーズに対応した社会教育環境の整備・充実が必要であります。計画的な社会教育体育施設の整備による施設

の長寿命化をはかり、適切な維持管理に努めてまいります。

生涯学習センターにつきましては、老朽化した屋根・外壁のほか、児童クラブが利用していたスペースの改修を行い、施設の有効活用に努めてまいります。

東藻琴B&G海洋センターにつきましては、プールの上屋シート取替工事及びアリーナのウレタン塗布を行います。

すぱーく東藻琴につきましては、屋外ゲートボール場の排水工事を行うこととしています。

施設の利用につきましては、指定管理者と連携し、施設を活用した各種文化・スポーツ事業の充実に取り組んでまいります。

昨年度、リニューアルオープンした女満別運動公園野球場につきましては、本年度から本格的な利用を予定しています。関係団体や野球愛好者と連携をはかり、施設の利用促進に努めてまいります。

旧豊住小学校は、適切な施設の維持管理及び社会教育を中心とした事業を展開するため、管理人を継続配置し、町民皆様により多く活用していただけるよう努めるとともに、引き続き施設の有効な活用方法を検討してまいります。

以上、平成31年度の教育行政執行にあたっての主要な方針について申し上げます。

大空町教育委員会といたしましては、本町の将来を担う子どもたちが、郷土に誇りを持って未来に向かってたくましく成長していくことができるよう、また、全ての町民の皆様が、生涯を通して生き生きと学び活動することができるよう、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体との連携をはかりながら、本町教育の一層の充実・発展に全力で取り組んでまいりますので、町議会議員並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで教育行政執行方針の説明は終わりました。

#### ◎日程第7 承認第1号

◇議 長 日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書1ページです。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

3ページ、専決処分書。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を廃止し、北海道市町村総合事務組合規約を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成31年1月29日、大空町長山下英二。

議案書の5ページから13ページが、制定規約文となっております。平成31年第1回大空町議会定例会参考資料1ページの、北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料1ページをお開き願ひ

ます。

北海道市町村総合事務組合は市町村一部事務組合等の非常勤消防団員、非常勤職員等の公務上の災害に対する損害補償に関する事務非常勤消防団の退職報償金等の支払い事務などを共同処理する一部事務組合であります。このたびの提案につきましては、当総合事務組合は、地方自治法上、市町村及び特別区しか構成員とできず、北海道が構成となっている石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団並びに、この団体が構成員となっている北海道市町村職員退職手当組合は加入ができないこととして、総務省から早急に必要な見直しを行うよう指摘がありました。構成員として加入が認められない先の当該３団体においては、事務処理の効率性の観点から、当総合事務組合に非常勤職員公務災害補償等の事務処理を委託したい意向が示され、これを踏まえ、規約を早急に改正する必要があると判断し、当該３団体を構成員から除くとともに、当該３団体の事務処理の委託を受けられるよう規約を変更しようとするのです。

１ ページの新旧対照表の右側が現規約、左側が新規約となります。改正の内容は、他の地方公共団体から事務の委託を受けられる旨を規定した事務委託を第１４条として加え、第１４条を第１５条に改め、別表第１、組合を組織する地方公共団体及び別表第２、共同処理する団体、おのこの別表第１、別表第２から石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団並びに北海道市町村職員退職手当組合と平成３０年３月３１日に解散しました十勝環境複合事務組合を規約から削除し、改めるものです。

附則としまして、この規約は地方自治法第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可があった日から施行し、現行規約は廃止するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。御承認いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これ質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第１号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第１号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

#### ◎日程第８ 同意第１号

◇議 長 日程第８、同意第１号、大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の１５ページでございます。同意第１号、大空町教育委員会委

員の任命について。大空町教育委員会委員、福田淳一が平成31年6月11日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので議会の同意を求める。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道網走郡大空町女満別開陽309番地の3、氏名、福田淳一、生年月日、昭和42年5月24日生まれの51歳でございます。

福田氏は、平成23年から教育委員として活動をいただいております。現在、教育委員会におきましては、新しい高校づくり、認定こども園の体制、環境整備という大きな課題に取り組んでございます。このような時期、長年の経験と行動力のある福田氏の存在は大きく、ぜひとも引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。なお、福田氏の履歴等につきましては、議会定例会参考資料の3ページから4ページに掲載をしております。ご覧をいただきたいと存じます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。御同意賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、同意第1号、大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

## ◎日程第9 同意第2号

◇議 長 日程第9、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の17ページでございます。同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について。オホーツク町村公平委員会委員、高畑秀美が平成31年3月31日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。記、住所、北海道紋別郡西興部村字西興部293番地、氏名、高畑秀美、生年月日、昭和25年6月16日生まれの68歳でございます。

高畑氏は、元西興部村長といたしまして、さまざまな場面で御指導いただきました方でございます。識見が高く、また、人格高潔で公平公正であり、公平委員会委員に適任であると判断いたしております。引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。高畑氏の履歴等につきましては、議会定例会参考資料5ページに掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。御同意賜りますようお願いを申し

上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

### ◎日程第10 議案第1号

◇議 長 日程第10、議案第1号、財産の無償貸付けについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書19ページでございます。議案第1号、財産の無償貸付けについて。次のとおり財産を無償貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

記、1、無償貸付けの目的。農村地域との共同活動により農業用排水路等の維持管理を行っているが、地域の負担軽減を図るため、農作業用トラクターを大空町広域協定運営委員会に無償貸付けする。

2、無償貸付けする財産。農作業用トラクター、クローラー式1台。

3、無償貸付けの期間。平成31年、2019年4月1日から平成32年、2020年3月31日。

4、無償貸付けの相手方。大空町女満別西3条4丁目1番1号、大空町広域協定運営委員会会長、晴山棋一郎。

5、無償貸付けの条件。使用貸借契約による。

農業農村整備事業により整備されました農業用排水路は、大空町網走川土地改良区が施設を管理していますが、草刈り作業等は地域の共同活動で実施しています。しかし、農業者の高齢化、農家戸数の減少から、共同活動が地域の負担となっています。

このような地域の状況の中、近年の降雨形態の変化に伴い、排水路の周辺農地へ、湛水及び湿潤被害を及ぼし、営農の支障となっています。大空町は、地域の共同活動により、排水路機能を維持発揮させることで、降雨等の気象条件に左右されない、農業の硬直を図りたいと考えています。そのために、共同活動の課題の改善として、人力による草刈り作業をしている農業用排水路区間を農作業用トラクターを導入し、作業することで管理省力化を図るものであります。

そこで、農業農村の多面的機能の維持発揮のため、共同活動をしております。大空町広域協定運営委員会に農作業トラクターを平成31年3月31日まで、無償貸付けをすることといたしておりましたが、引き続き無償貸付けを行いたく、

議決を得ようとするものでございます。

なお、農作業トラクターの維持管理費は、大空町広域協定運営委員会が負担することといたします。今回の無償貸付けの期間につきましては、多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、大空町広域協定運営委員会が多面的機能支払交付金による事業が円滑に実施されるため策定した5ヶ年間の事業計画に合わせ定めております。現在の事業計画期間は、平成32年、2020年3月31日までです。平成31年、2019年4月1日から平成32年、2020年3月31日までの1年間の貸付けとするものであります。なお、平成32年、2020年の4月1日以降は5カ年間の事業計画に合わせた無償貸付けの期間とするものであります。以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 2番。財産の無償貸付けについては特に異論はないですけれども、貸付けた後の管理に言えることですが、例えば使用簿とか、作業簿とかそういう形のものを義務づけて貸付けをするのか、全く何もなく貸付けるのか、その辺ちょっと聞かせていただければと思うのですが。

◇議 長 産業課参事。

◇産業課参事 貸付けにつきましては、使用貸借契約に基づいております。また、この間、大空町広域協定運営委員会と協議いたしまして貸付けに対する申し付けにつきましては、事務局をしている、アグリーンサポートに貸付けを受けたい期間について申し入れを行っていただくこととしております。それと使用に当たしまして、注意事項等を作成してございます。それに基づいた、使用をしていただくということとしてございます。

あと、管理につきましては、その都度返していただく、もしくは連続してその場所に置いていただく場合につきましては、その間の管理について借受けを受けている団体の方に適正な管理をしていただくということで指導してまいりたいということで考えております。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第1号、財産の無償貸付けについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時といたします。

(休憩 午後 00 時 02 分)

(再開 午後 01 時 00 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。10番、深川昇議員より早退する旨届け出がありました。ただいまの出席議員は11名であります。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

### ◎日程第11 議案第2号

◇議 長 日程第11、議案第2号、町有地の売払いについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書21ページです。議案第2号、町有地の売払いについて。次のとおり、町有地を売払いするため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。記、1、売り払いする土地の所在地、地目、数量。大空町女満別湖畔2丁目、5番4、雑種地、220.01平方メートル。5番7、雑種地、465平方メートル。2番1、原野、390.15平方メートル。2番7、宅地、168.11平方メートル。2番8、原野、188.53平方メートル。4番、山林、2,376.33平方メートル。9番2、雑種地、1,117.76平方メートル。9番3、雑種地、2,312.25平方メートル。5番5、公衆用道路、2,547.1平方メートル。3番4、山林、115.43平方メートル。合計10筆、9,900.67平方メートルです。

2、売り払いの金額、55,087,470円。

22ページをお開き願います。3、売払いの相手方。網走市新町2丁目6番1号、国土交通省北海道開発局網走開発建設部、部長、渡邊政義。

この件に関しまして、議会定例会参考資料7ページに町有地売払い位置図、詳細図を掲載し、太枠網掛け部分が対象地ですので御参照願います。

今回の町有地の売払いにつきましては、洪水時に早期に水防活動を開始し、被害を最小限にするため、網走川近傍の大空町女満別湖畔地区に大空地区河川防災ステーションの整備計画が、国において昨年3月登録されました。これを受け、網走開発建設部では、国が主体的に整備する防災ステーション施設整備部分の用地測量を行い、本年1月下旬に完了し、施設設備に必要な面積が確定したことから、町有地取得に関する協議書が本年2月6日付けで網走建設部長より提出を受け、それを受け3月1日に仮契約を結んだところです。

売払いに係る契約は議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものです。契約締結後、登記完了手続きを行い、その後、5月末までに土地代金が納入となる

運びとなっています。以上、提案理由を申し上げます。御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。防災ステーションの整備に向けてはですね、町有地を売払いするわけですが、整備することになった経過、今ちょっと説明いただいたんですけど、もうちょっと詳しく経過ですね。

それから、今後のJR用地の取得を含めた、ある程度の完成までのスケジュール、わかる範囲でいいですけども、教えていただければと思います。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 三條議員からの御質問の経過ということですが、御承知のように、たび重なる洪水で、網走川の洪水ですね、家屋などが浸水する被害が出ているということから、一昨年、2年前ぐらいからですね、従来の治水対策に加えて、洪水時に早期に水防活動を開始できるように、町長のほうから開発建設部のほうに申し入れをしていたところでございます。要請活動の後に昨年の3月に国の登録を受けたという経過になってございます。

今後のスケジュールとしましては、31年度につきましては、今回用地を買収することに伴いまして、今まで使っていた駐車場用地が減少するということから、隣接のJR用地の取得を考えておりまして、平成31年度はその取得に向けた協議、また測量をする予定となっております。その後、32年度以降にJR北海道と協議が調いましたら、用地売買契約等を結んで用地を取得し、その後、本体の施設につきましては、平成32年、33年に入るかもしれませんが、そのころから施設の整備建設を行いまして、平成35年に施設の竣工を予定しているというところでございますが、予算の関係等もございしますので、この計画どおりいくのかということで懸念はございますが、これの実現に向けて努力してまいりたいと思っております。以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第2号、町有地の売払いについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、町有地の売払いについては、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 議案第3号

◇議 長 日程第12、議案第3号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第

8号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書23ページでございます。議案第3号、平成30年度大空町一般会計補正予算(第8号)。平成30年度大空町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,071万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億1,299万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加、廃止及び変更は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正による。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

25ページ、第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。1款、町税に1,063万3,000円追加。10款、地方交付税に423万8,000円追加。11款、交通安全対策特別交付金から15万4,000円を減額。12款、分担金及び負担金から359万4,000円減額。13款、使用料及び手数料から708万5,000円減額。14款、国庫支出金から1,354万2,000円減額。15款、道支出金から541万1,000円減額。16款、財産収入に6,085万2,000円を追加。続いて26ページになります。17款、寄附金に600万円追加。18款、繰入金から1億2,243万4,000円減額。20款、諸収入から3,491万4,000円減額。21款、町債から3,530万円減額し、歳入合計は1億4,071万1,000円減額し、79億1,299万2,000円とするものです。

続いて、27ページ、歳出です。1款、議会費から214万4,000円減額。2款、総務費に4,195万1,000円追加。3款、民生費から3,529万1,000円減額。4款、衛生費から1,962万7,000円減額。5款、労働費から63万5,000円減額。6款、農林水産業費から5,607万2,000円減額。7款、商工費から364万7,000円減額。8款、土木費から1,340万2,000円を減額。28ページにいきます。9款、消防費から1,081万1,000円減額。10款、教育費から2,193万8,000円減額。11款、公債費から1,279万1,000円減額。12款、職員給与費から619万円減額。14款、災害復旧費から11万4,000円減額し、歳出合計は1億4,071万1,000円減額し、歳入合計と同額にするものです。

続きまして29ページです。第2表、繰越明許費です。6款1項、古梅地区基幹水利施設管理事業464万円は年度内に完了しないため繰り越すものです。

続いて30ページ、第3表、債務負担行為補正です。1、追加です。道営女満別湖南昭和地区水利施設等保全高度化事業は、2の廃止の2段目の女満別湖南昭和地区農地整備事業として、既に33年度まで債務負担行為の議決をいただいておりますが、事業名及び事業量の変更に伴い、改めて期間、平成31年から平成33年度まで、限度額、2,806万7,000円を追加。道営東藻琴地区農村集落基盤再編整備事業は、同じく2、廃止の3段目の道営東藻琴地区中山間地域総合整備事業として、既に32年まで債務負担行為の議決をいただいておりますが、事業名及び事業量の変更並びに期間の延長に伴い、改めて期間、平成31年から平成33年度まで、限度額、1億3,745万7,000円を追加。道営女満別南部地区水利施設等保全高度化事業、同じく2、廃止の4段目の道営女満別南部地区農地整備事業として既に33年度まで債務負担行為の議決をいただいておりますが、事業名及び事業量の変更並びに期間延長に伴い、改めて期間、平成31年度から平成34年度まで、限度額、2億847万1,000円を追加するものです。

2、廃止です。過年度議決に係る分で、認定こども園整備事業については、開設に向けて運営形態や運営主体、運営方針策定支援業務を委託することとしておりましたが、運営形態や運営主体が決定したことから廃止するものです。道営女満別昭和湖南地区農地整備事業、次の道営東藻琴地区中山間地域総合整備事業、その下の道営女満別南部地区農地整備事業につきましては、先ほど追加で説明したとおり、事業名称変更に伴い、新たに設定するため、既存の債務負担行為を廃止するものです。

3、変更です。現年度議決に係る分です。農業振興資金利子補給金は、農業者の借入額の確定に伴い、限度額770万3,000円を142万5,000円に変更。平成30年度入学資金借入金利子等助成金は、借入者の借入額の確定に伴い、期間、平成31年度から平成40年度までを平成31年度から平成43年度までに、限度額40万6,000円に、金利変動による増額分を加算した額を13万円に、金利変動による増額分を加算した額に変更するものです。スクールバス運行事業は、契約期間と事業費の額の決定により、期間、平成30年度から平成31年度までを平成31年度に、限度額、2,256万6,000円を2,089万8,000円に変更するものです。

続きまして31ページ、第4表、地方債補正です。1、追加。総合支所整備事業債は、地元金融機関の総合支所内移転を受け入れるための庁舎改修工事の財源として地方債を借り入れるもので、合併特例債を予定し、限度額、2,460万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

変更です。移住定住促進事業債は、限度額を400万減額し、400万円に。東藻琴特別養護老人ホーム整備事業債は限度額、20万円減額し1,780万円に。東藻琴児童クラブ整備事業債は限度額、500万円減額し、9,890万円に。塵芥収集車整備事業債は、限度額、90万円減額し、1,590万円に。女満別湖南昭和地区農地整備事業債は、限度額、60万円減額し、2,330万円

に。東藻琴地区中山間地域総合整備事業債は、限度額、200万円減額し、500万円に。女満別南部地区農地整備事業債は、限度額、340万円減額し、990万円に。32ページになります。女満別住吉地区農地整備事業債は、限度額、160万円減額し、990万円に。女満別大東地区農地整備事業債は、限度額、200万円減額し、670万円に。広域穀類乾燥調整貯蔵施設整備事業債は、限度額、1,270万円減額し、4,890万円に。東藻琴乳酪館整備事業債は、限度額、20万円減額し、270万円に変更しております。今までの変更については、事業費の確定に伴い減額するものです。開陽中央線道路整備事業債は、2,380万円減額し2,090万円に変更しております。これは過疎債の配分決定により減額となるものです。栄町6丁目線道路整備事業債は、限度額、150万円減額し、650万円に。東藻琴8号線道路整備事業債は、限度額、20万円減額し、580万円に。橋梁維持管理事業債は、限度額、60万円追加し、1,660万円に。除雪機械整備事業債は、限度額、60万円減額し1,760万円に。消防ポンプ車整備事業債は、限度額、130万円減額し、6,590万円に。33ページになります。東藻琴小学校整備事業債は、限度額、10万円減額し、650万円に。学校給食費補助事業債は、限度額、40万円減額し、2,670万円に変更しております。いずれも事業費の確定に伴い減額するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

35ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書の説明ですが、今回の補正予算は、年度末に向けた実行予算を実施したものであります。執行残等により整理した細かな事項について説明を省略させていただきますので御了承願います。

歳出から説明いたしますので54、55ページをお開き願います。中段の2款1項1目、総務一般事務費、11節、印刷製本費に3万円の追加は文書保存用紙が不足するため。12節、運送料4万5,000円の追加は運送単価の増による追加でございます。行政事務情報化事業、19節、社会保障税番号制度システム整備負担金に72万5,000円の追加は、個人情報を外機関へ受け渡しするための中間サーバー機の管理運営費の大空町負担分が確定したことによるものです。

56ページ、57ページ、中段になります。5目、会計管理事務費、4節、嘱託職員社会保険料に1万2,000円の追加は標準報酬月額区分の変更に伴うものです。12節、公金取扱手数料に1万円の追加は取り扱い件数の増によるものです。公有財産管理費、11節、光熱水費に29万4,000円の追加は東藻琴総合支所内にあります温泉ポンプの電気料の単価値上げに伴う増でございます。

続いて58、59ページになります。真ん中ほどになります。7目、移住定住対策事業、19節、いきいき子育て住宅支援補助金から360万円の減額は、申請件数及び補助額が見込みより少なかったことによるものです。

続いて60、61ページをお開き願います。ふるさと応援寄附金事業、12節、郵便料に3万7,000円の追加、広告料に19万2,000円の追加、14節、公金支払・代理収納システム使用料に34万円の追加、サイト掲載使用料に34

万3,000円の追加は、ふるさと応援寄附金件数及び金額の増に伴うものです。地域振興施設管理運営費、11節、修繕料に11万1,000円の追加は、車両の衝突による外壁破損による修繕料でございます。

続いて62、63ページお願いいたします。総合支所庁舎管理費、11節、修繕料に50万円の追加は、暖房用燃料くみ上げポンプ修繕に必要な経費を計上するものです。9目、財政調整基金積立金、25節、積立金に94万3,000円の追加は繰りかえ運用による利息の増によるもの、減債基金積立金、25節、積立金に37万6,000円の追加は債券運用による利息の増に伴うものです。公共施設等整備基金積立金、25節、積立金に6,307万2,000円の追加は、先ほど議案第2号でお認めいただきました町有地の売り払い代金5,508万7,000円のほか、利息の増等によるものです。

続きまして64、65ページをお開き願います。中段の2項2目、町税賦課徴収費、23節、過誤納還付金及び加算金に50万円の追加は、今後の過年度還付金が見込まれるため計上するものです。3項1目、戸籍住民基本台帳管理事業、4節、臨時職員社会保険料に1,000円の追加は標準報酬月額区分変更に伴うものです。

続きまして66、67ページ、3款1項1目、国民健康保険事業特別会計繰出金、28節、繰出金から563万2,000円の減額は、保険税の軽減者が見込みより減少し、保険基盤安定のための法定繰入額が減となったことによるものです。地域福祉、医療基金管理費、25節、積立金に167万8,000円の追加は、高齢者福祉の充実のための1件、150万円の寄附と利息の増によるものです。

続いて68、69ページ上段になります。2目の介護保険事業特別会計繰出金、28節、繰出金から564万8,000円の減額は、保険給付費の減に伴うものです。介護保険利用者負担減免措置事業補助金、19節、補助金から326万1,000円の減額は、減免対象者の減に伴うものです。後期高齢者医療給付費、19節、負担金から467万8,000円の減額は、29年度負担金精算に伴うものです。6目、重度心身障害者医療助成事業、20節、医療費扶助に116万8,000円の追加。ひとり親家庭等医療費助成事業、20節、医療費扶助に32万6,000円の追加は、受診見込み者数の増に伴うものです。

続きまして70、71ページ、2項2目、特別児童扶養手当認定請求事務費、11節、消耗品に1万円の追加は対象者数の増による事務費配分増によるものです。3目、東藻琴保育園管理運営費、4節と7節合わせて、301万3,000円の減額は、保育士の確保ができず内部調整により対応したことによる減でございます。4目、東藻琴児童クラブ整備事業、13節と15節合わせて464万9,000円の減額は、事業費の確定に伴うものです。

続きまして72、73ページ中段になります。4款1項3目、公衆便所管理事業、11節、光熱水費に4万2,000円の追加は電気料金の値上げに伴うものです。簡易水道事業特別会計繰出金、28節、繰出金から850万1,000円の減額。

個別排水処理事業特別会計繰出金、２８節、繰出金から２６５万８，０００円の減額は、それぞれ事業費の確定等に伴うものです。

続きまして、ページ飛びまして７６、７７ページをお開き願います。中段やや上になります。５款１項１目、地域就業者雇用確保事業、４節、社会保険料に２，０００円の追加は、標準報酬月額分の変更に伴うものです。続きまして７８ページ、７９ページをお開き願います。中段になります。６款１項３目、環境保全型農業直接支援対策事業、１９節、交付金から２３１万４，０００円の減額は、減農薬、減肥料の取り組み対象面積の減に伴うものです。その下、強い農業づくり事業、１９節、担い手確保経営強化支援事業補助金として１，１３２万円の追加は、農業の担い手が、経営強化対策として導入するＧＰＳガイダンス、ホイールローダー等の機械導入に対して支援するものでございます。その下の広域穀類乾燥調整貯蔵施設整備事業、１５節、施設整備工事費から１，２６５万円の減額は、事業費の確定によるものです。

続きまして８０、８１ページをお願いします。４目、畜産一般事務費、１９節、家畜伝染病防疫対策協議会負担金に９万９，０００円の追加は、乳用牛へのワクチン誤接種に伴う見舞金として負担するものです。５目、農地一般事務費、１９節、農業競争力基盤強化特別対策事業負担金に３６万円の追加は、町内の農業者が他市町で実施する道営農業基盤整備事業に係るパワーアップ事業の町負担に伴うものです。東藻琴地区中山間地域総合整備事業、１９節、負担金から１，３７２万４，０００円の減額、女満別南部地区農地整備事業、１９節、負担金から２１３万円の減額。続いて８２、８３ページ、上段になります。女満別豊住地区農地整備事業の１９節、負担金から６９０万４，０００円の減額は、道営事業の事業費確定に伴うものでございます。その下、農業農村多面的機能支払い交付金事業、１１節、消耗品に５万円の追加は、事業費確定に伴う増でございます。７目、古梅地区基幹水利施設管理事業、１１節、修繕料に８１万６，０００円の追加は、リール式散水機の修繕について、道の予算の配分増に伴うものでございます。

８４、８５ページ、２項１目、地域材利用促進事業補助金、上段の方になります。１９節、補助金から５５０万円の減額は、申請が見込みより少ないことや、申請後辞退者がいたことによる減でございます。２目、公有林管理育成事業、１５節、町有林整備工事から９７６万９，０００円の減額は、補助金の配分が要望額より減額されたことから、事業の調整を行ったことによるものでございます。

続きまして、ページ飛びまして８８、８９ページ、中段になります。８款２項４目、栄町６丁目線道路整備事業、１５節、歩道新設工事から２０５万５，０００円、橋梁補修等事業、１３節、設計委託料から２５２万９，０００円、１５節、補修工事から１２５万３，０００円の減額は、事業費の確定によるものです。３項１目、河川管理事業、１３節、樋門管理委託料に８，０００円の追加は、７月の大雨による樋門管理の増に伴うものでございます。

続いて９０、９１ページになります。中段よりやや上になりますが、６項１目、町営住宅維持補修事業、１１節、修繕料に３０万円の追加は、水道配水設備や退

去時の修繕が見込まれることから計上するものです。9款1項2目、網走地区消防組合大空消防署費負担金、19節、負担金から502万7,000円の減額は、職員人件費の支給事由の変更などによるものです。

続きまして92、93ページです。下段になります。10款1項2目、学校教育施設建設基金積立金、25節、積立金に5,000円の追加は、利息の増によるものです。

続きまして94、95ページ、上段、やや下になります。女満別高等学校生徒寄宿舍管理費、11節、賄材料費から228万5,000円の減額は、入寮生徒数が見込みより少なかったことによるものです。その下、子ども未来づくり教育基金積立金、25節、積立金に210万7,000円の追加は、未来を担う子どもたちを育む事業に1件150万、教育関係図書の充実のため1件50万円の寄附と金利利息増に伴うものでございます。2項1目、東藻琴小学校体育館整備事業、15節、体育館解体工事から323万9,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

続きまして96、97ページです。中段になります。3項1目、女満別中学校管理費、4節、社会保険料に3万2,000円の追加は、標準報酬月額区分の変更に伴うものです。

続いて98、99ページです。4項1目、東藻琴高等学校管理費、11節、燃料費に60万7,000円の追加は、燃料単価の増及び使用料の増によるものです。2目、高等教育振興基金積立金、25節、積立金に9万7,000円の追加は、東藻琴高等学校農業実習生産物の売り払いがあったことによるものです。3目、東藻琴高等学校実習費、11節、燃料費に50万7,000円の追加は、燃料単価の増及び使用料の増によるものです。

続きまして100、101ページ、4目、東藻琴高等学校寄宿舍管理費、11節、燃料費に117万8,000円の追加は、燃料単価の増及び利用者増による使用料の増。光熱水費に4万6,000円の追加は電気料金の値上げに伴うものです。5項1目、女満別幼稚園管理費、7節、嘱託教諭賃金に9万6,000円の追加は育児休業職員の代替教員の雇用によるものでございます。

続きまして、飛びまして104、105ページをお願いします。上段になります。7項2目、スキー場管理費、11節、光熱水費に3万9,000円の追加は、電気料金の値上げに伴うもの。多目的屋内広場管理費、11節、光熱水費に15万円の追加は、電気料金の値上げに伴うもの。修繕料に2万9,000円の追加は、クラブハウスの窓枠修繕によるもの。大空町B&G海洋センター管理費、13節、指定管理料委託料に34万7,000円の追加は、燃料単価及び6月から7月の低温によるプールの加温に伴う燃料使用料の増によるものです。11款1項2目、地方債償還利子、23節、利子償還金から1,101万円の減額は、29年度に借り入れした地方債金利が見込みより低かったことによるものです。一時借入金利子、23節。利子から178万1,000円の減額は、一時借入金額が少なかったことによるものです。

続いて106、107ページ、12款1項1目、職員給与費から総額619万の減額は、主に中途退職者、条件つき採用職員の不採用、休職等による人件費が減額となるもののほか、増の要因としては、時間外手当及び休日手当でございます。今月に告示されます知事道議選挙の時間外及び昨年9月の北海道胆振東部地震災害対応等による時間外が増えたことにより増額するものでございます。

続きまして歳入の説明をいたします。38、39ページにお戻りください。1款、町税全体では、実績や見込みなどにより増減しております。その中で、徴収業務の推進により繰越滞納分が例年より伸びている状況にあります。10款1項1目1節、普通交付税に423万8,000円の追加は、国の財源調整により交付されたものでございます。12款1項1目1節、農業基盤整備事業分担金総額264万9,000円の減額は、各道営事業の事業費の確定により農業者分担金について増減しております。

続いて40、41ページをお開き願います。13款1項6目4節、町営住宅使用料から209万8,000円の減額は、新築や転居による退去者の増。特定公共賃貸住宅使用料に137万8,000円の追加は、入居者の増によるものでございます。

42、43ページをお開き願います。上段の2項3目1節、ごみ処分手数料から136万1,000円の減額は、最終処分場へのごみの直接搬入量の減に伴うものでございます。14款1項2目4節、特例保育給付負担金に102万2,000円の追加は、負担金対象の保育園管理運営経費が増加したことによるものです。5節、児童手当負担金から総額113万8,000円の減額は、非被用者の所得制限等により支給対象外となったことによるものでございます。2項1目1節、社会保障・税番号制度システム整備補助金に72万5,000円の追加は、歳出で説明したとおり、中間サーバー機の管理運営に対する大空町負担金が決定したことによるものです。4目1節、農地整備事業補助金から117万6,000円の減額は、道営の農業基盤整備事業における事業費の確定に伴うものです。4項1目1節、開陽中央線道路整備事業交付金から529万円、除雪対策事業交付金から362万8,000円、橋梁補修等事業交付金から237万5,000円の減額は、事業費の確定に伴うものです。

続いて44、45ページをお開き願います。15款2項2目1節、真ん中ほどになります。北海道医療給付事業システム改修補助金から267万9,000円の減額は、北海道の補助金の配分が減額になったことによるものです。2節、低所得者利用者負担対策事業補助金から164万7,000円の減額は、歳出でも説明しました介護保険利用者負担減免措置事業補助金のとおり、減免対象者の減に伴うものでございます。4目1節、環境保全型農業直接支援対策事業補助金から173万7,000円の減額は、補助対象面積の減に伴うものです。農業競争力基盤強化特別対策事業補助金から280万9,000円の減額は、事業費の確定によるものです。担い手確保経営強化支援事業補助金として1,132万円の追加は、歳出で説明いたしましたとおり、強い農業づくり事業の実施に伴うもの

でございます。

続いて46、47ページ、上段2節なります。森林環境保全整備事業補助金から228万3,000円の減額は、事業費の確定に伴うものです。

続いて48、49ページになります。中段よりやや上になります。16款2項1目2節、土地売却代に5,771万3,000円の追加は、先ほど議案第2号でお認めいただきました町有地の売却金額5,508万7,000円のほか、今年造成しました公園地区定住団地がさらに1区画売却が見込めることから267万7,000円を追加したものでございます。17款1項1目1節、一般寄附に600万円の追加は2件の寄附350万円とふるさと応援寄附金が見込みより増となることから増額するものです。18款1項2目1節、地域福祉・医療基金繰入金から5,823万円の減額、3目1節、高校教育振興基金繰入金から83万9,000円の減額、4目1節、公共施設等整備基金繰入金から4,532万6,000円の減額、5目1節、地域振興基金繰入金から1,213万6,000円の減額、6目1節、学校教育施設建設基金繰入金から35万7,000円の減額、7目1節、子ども未来づくり教育基金繰入金から554万6,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整のため繰り入れを取りやめるものです。

続きまして、50、51ページになります。中段からやや下になりますが、20款4項11目1節、農業振興負担金から743万7,000円の減額は、広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備に係る地方債利息及び一時借入金未利用による利息の減によるものでございます。女満別高等学校寄宿舎給食給食費から228万5,000円の減額は、入寮生徒の見込み減によるものです。東藻琴地区中山間地域総合整備事業負担金から627万7,000円の減額は、事業費確定に伴うものです。続いて総合支所庁舎改修工事負担金から1,717万1,000円の減額は、地方債補正で説明したとおり、庁舎改修工事費の財源として地方債、合併特例債を借り入れることで、財政負担の軽減が図られることから、これに伴い、地元金融機関分の負担を軽減するものでございます。21款、町債につきましては、第4表、地方債補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。また、地方譲与税、地方交付税の特別交付税、また町債などで3月下旬でなければ確定しない経費につきましては、例年どおり専決処分させていただくことを御了承願います。以上、補正予算について御説明申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 2番。まず51ページの11目1節、雑入の女満別高等学校の宿舎、給食費ということですね、減額の計上されておりますけれども、寄宿舎の今の状況といいますか、当初何人見込んだのが今現在は何人であるという現況も含めてですね、ちょっと教えていただければと思います。

2点目、67ページ、14節の福祉タクシーの借り上げ、利用についてはですね、外出支援タクシーの借上料の実績が減額になっておりますけれども、まだ少し年度末で何日かあるんですけども、わかっている時点で結構ですので、利用の

実績について教えていただければと思います。

それからもう1点、85ページの町有林の整備事業、976万9,000円減額ということで、先ほどこっちと説明はあったんですけども、大きい金額の減額ということで、このことに伴う影響等も含めてどういう状況でこうなったかを説明していただければと思います。以上です。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 三條議員からの御質問に御答弁申し上げたいと思います。1点目の女満別高等学校寄宿舎の現在の利用人数等でございますが、平成30年度予算編成に当たりましては、12名を見込んでおったところでございます。平成30年4月の入寮者数は、それより減りまして8名でございました。さらに、その後、3年生の部活動の引退等で退去が続きまして、2月現在の入寮者数は5名となっておりますところでございます。以上でございます。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 福祉タクシー券、外出支援タクシー券の利用実績でございます。当初予算につきましては、交付率70%、利用率60%が福祉タクシー券でございます。外出支援タクシー券につきましては、交付率70%、利用率30%で予算のほう見ておりましたが、現在の実績につきましては、福祉タクシー券につきましては、交付率が67.6%、利用率が36.5%でございます。また、外出支援タクシーにつきましては、交付率が67%、利用率が18.6%となっております。今現状でございますけれども、今後年度末に向けて利用が増えることも想定をしております、予算の方はその見込み額で計上しているところでございます。

◇議 長 産業課長。

◇産業課長 三條議員の3点目の町有林整備工事に関わります減額の関係でございます。平成30年度の国の予算におきまして、約7割、前年度の約7割というような予算の配分でございました。そういった中で、おおむね造林事業に関しましては、前年と同額程度の配分となっておりますわけですが、それ以外の下刈り、除間伐等の保育事業に関しましては、それ以下の補助配分というような結果となっております。大空町におきまして、約1,400万円程度の事業要望を出していたわけですが、それに対します補助の割り当てが3割程度というようなことで970万円程度の減額ということになってございます。補助の割り当てが少なかったということで事業の内容を調整しまして実施してしたわけですが、今後、次年度以降ですね、そういったところを調整しながら、町有林の整備管理に当たってまいりたいと思います。

◇議 長 その他質疑ありませんか。3番、上地議員。

◇上地議員 はい 3番、61ページ、歳出の説明欄の中段より少し下のほうなんですけど、地域振興施設の整備管理運営費、修繕料について、ご説明いただきました。産建の資料でも確認させていただいたんですけど、南側のイベントスペースの外壁と窓が破損したと。それを発見したのは21日の朝、除雪の際に発見

したということで、大体１９日の午前ぐらいにそのような事故があったのではないかと。不詳っていうふうに出てたんですが、私は指定管理をしている業者が、そのようなことを２日も気づかないのはちょっとどうなのかなと。あと今後、そのようなことが起きないように再発防止についてどうお考えなのか。改めてお聞かせください。お願いします。

◇議 長 総合支所長。

◇総合支所長 それでは、ただいまの上地議員の質問でございます。地域振興施設の修繕料ということで、今回１１万１，０００ほど上げさせていただいております。この分につきましては、当て逃げというようなことで、車の衝突によりまして、壁の一部、また窓ガラスが破損しているというような状況になっております。

発見当時ですけれども、１９日、２月の１９日ということで書かせていただいております。発見したのが２日後というようなことになっておりますけれども、たまたま降雪がありまして除雪の際というようなことで、その週末土曜日、発見したのは月曜日なんですけれども、土曜日、日曜日、週末、金土日のところでですね、そういう事故があったのではないかというところで考えておりまして、１９日ではないかという想定の中での警察への報告をさせていただいております。

防犯カメラは付いている訳ですけれども、２カ所程、施設の外部に２台程を付けております。その分を検証させていただきましたけれども、確実にその車両であるということの特定ができなかったというところで不詳というところでございます。

今後ですね、そのような発見の遅れだとかですね、そういうことのないようにですね、毎日掃除、外の清掃だとかするわけですので、そういったときに、施設の点検も合わせて見ていただくように、今後、注意を払っていきたいというふうに思っております。また防犯カメラの方も死角になっていたというところもあるかと思っております。その辺、再度点検をし直して、当たっていきたいというふうに考えておりますので、それぞれ指定管理者の方に今後注意していただくような形で、こちらの方から申し入れしたいというふうに思っております。

◇議 長 ３番、上地議員。

◇上地議員 町の施設なのでしっかりと対応していただきたいなと。また、このような事例が発生した場合、適切に対応していただくよう強く申し上げて質問を終わりたいと思います。

◇議 長 総合支所長。

◇総合支所長 指定管理者の方には十分申し入れをさせていただきたいというふうに思います。

◇議 長 その他、質疑ありませんか。１１番、松田議員。

◇松田議員 私のほうから２点ほどちょっと確認をさせてください。３２ページ、地方債の関係なんですけれども、開陽中央線道路整備事業債のことなんですけれども、先ほど総務課長の説明の中に、減額の要因として、その過疎債配分による減額によるという説明をいただきました。ちょっともう少し具体的に説明していただければなと思います。

それから73ページ、医療・介護従事者等確保事業についてですけども、今回も減額補正になっておりますけども、今現在、状況として、新規の方、継続の方、それから資格取得のための対象者があると思うんですけども、現状どうなっているのかちょっと説明をいただければと思います。以上2点お願いします。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 松田議員の御質問でございました。地方債の関係でございますが、今回、過疎債のソフト事業を持ってですね、今回、橋の解体事業に当たったところでございます。その過疎ソフトにつきましては、当初、95%の枠の配分を考えておりましたけれども、全体枠の中、全体の枠から見ますと、最終的に配分が50%と、約半分になってしまったということから、大きく減額をしているということでございます。昨年度についてもですね、全体の60%しか配分されなかったというようなこともございました。そういうことから、30年度におきましては、約半分の配分となったということから減額になったということで御理解いただきたいと思います。

◇議 長 福祉課参事。

◇福祉課参事 松田議員のほうから医療・介護従事者就業支援補助金の現状の状況について御質問いただきましたので、御答弁させていただきます。この医療介護従事者就業支援補助金につきましては、住宅準備補助金と継続就業補助金の2本の補助金からなっている事業でございます。住宅準備金につきましては、本年度2件、いずれも新規になりますけども、2件、11万2,200円の補助を行っております。また、継続就業補助金につきましては、8件の助成を行っておりますけども、そのうち1件が新規でございます。残り7件につきましては、全て継続で行っております。さらに、介護人材確保対策助成金といたしまして、こちらはですね、介護職員の初任者研修を受講した場合に補助をさせていただいておりますけども、平成30年度につきましては2名の方がこの研修を受講して、支援のほうを行っているところでございます。以上です。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 11番。2番目の介護従事者の件なんですけども、これ間違ったら訂正してください。昨年が継続が4人、それから、新規が3人、今の今年の状況を鑑みたときに、これいろいろ考えられるんでしょうけども、この職員の継続ということについては、効果があると理解していいんでしょうか。どうでしょうか。

◇議 長 福祉課参事。

◇福祉課参事 職員の定着の関係でございますけども、この支援の効果がですね、一概に効果を完全に発揮しているかというと、なかなかちょっと難しい部分もあります。この就業支援補助金につきましては、平成26年度から事業を行っておりまして、この平成30年度までの5年間で15名の方に支援を行っております。この15名のうちですね、6名の方が残念ながら退職されておまして定着率は60%丁度となっているところでございます。なかなか医療であるとか福祉であるとか、そういった職種というのはですね。なかなか定着というのが大変厳しい

というようなこともある中で60%の定着率があるということは、一応のこの支援補助金の効果というものがあらわれているのではないかと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。後先になって申し訳ありません。2点目は今、了解しました。1点目の過疎債の件なんですけども、今後やっぱりそうやって減額されるというとらまえ方でいいんでしょうか。そこら辺はどうですか。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 今回の過疎ソフトというのは、ソフト中の枠外というまたちょっと特別な部分がございます、通常の過疎ソフトまたは過疎ハードのソフトについてはですね、ある程度要望をしていく中では、お認めいただいているところであります。今回のあくまでも開陽中央線の橋梁の解体部分については、なかなかの事業メニュー、調査のメニューにはないところで枠外として申請をしておりました。通常の過疎ソフトとかハードと違うところですね、配分がされているというようなことから、私どもとしては、今後このような枠外が使われることになれば、減らされることもあろうかと思えます。いずれにしましても、今回の部分については、枠外申請をしておりましたけれども、最終的には50%の配分となったということで御理解いただきたいと思います。終わります。

◇議 長 その他、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第3号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第8号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩します。

（休憩 午後02時04分）

（再開 午後02時14分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。暑い方は上着を脱いで結構です。.

### ◎日程第13 議案第4号

◇議 長 日程第13、議案第4号、平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めま

す。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書 115 ページでございます。議案第 4 号、平成 30 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）。平成 30 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 143 万 2, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 3, 481 万 3, 000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。平成 31 年 3 月 7 日提出、大空町長山下英二。

議案書 117 ページでございます。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。1 款、国民健康保険税に 380 万 3, 000 円を追加。2 款、道支出金に 1, 067 万 5, 000 円を追加。4 款、繰入金から 365 万 9, 000 円を減額。6 款、諸収入に 61 万 3, 000 円を追加し、歳入合計は 1, 143 万 2, 000 円を追加し、12 億 3, 481 万 3, 000 円とするものです。

118 ページをお開き願います。歳出です。1 款、総務費に 5 万 4, 000 円を追加。2 款、保険給付費に 1, 332 万 1, 000 円を追加。4 款、保健事業費から 194 万 3, 000 円を減額し、歳出合計は 1, 143 万 2, 000 円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明申し上げますので、124 ページ、125 ページをお開き願います。年度末に向けての実行予算において、執行残見込み等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承願います。1 款 1 項 2 目 19 節、国保連合会負担金に 10 万円の追加は、国保総合システム等の集計処理システムの強化に係る負担金分を追加するものです。2 款 1 項 1 目 19 節、一般被保険者療養給付費に 2, 194 万 1, 000 円の追加は、1 件当たりの支出額が上昇しており、残り 2 カ月分の支出に不足が予想されることから追加するものでございます。2 目 19 節、退職被保険者療養給付費から 940 万円の減額は、退職被保険者の減少に伴うものです。2 項 1 目 19 節、一般被保険者高額療養費に 298 万 6, 000 円の追加は、心臓疾患や悪性腫瘍等の手術が例年よりも多く、残り 2 カ月分の支出に不足が予想されることから追加するものです。2 目 19 節、退職被保険者高額療養費から 153 万 6, 000 円の減額は、退職被保険者の減少に伴うものです。

126・127 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目 19 節、予防接種事業負担金に 42 万 5, 000 円の追加は、一般会計の各種疾病予防事業のうち、国保加入者でインフルエンザにあつては 65 歳以上の被保険者が、肺炎球菌にあつては 65 歳、70 歳、75 歳となる一般被保険者で、接種当日、75 歳未満の方がワクチンを設置した場合にその費用の一部が、特例給付金の対象となることから、その公費分を負担金として支出するため追加するものでございます。2 目、特定健診審査等事業、13 節、特定健診委託料から 203 万 4, 000 円の減額

は、特定健診受診者の減少に伴うものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、122、123ページをお開きください。歳入につきましても実行予算において事業費の実績見込み等により再積算し、整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきます。1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税、1節から3節全体で402万9,000円の追加は、保険税の軽減対象者の減少等によるものです。2款1項1目1節、特定健康診査等負担金現年度分から63万1,000円の減額は、歳出の特定健診委託料の減によるものです。2項1目1節、保険給付費等交付金の普通交付金に1,271万9,000円は、歳出の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養給付費を追加したことに伴うものでございます。また、特別交付金から141万3,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。4款1項1目1節、一般会計繰入金から563万2,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。2項1目1節、国民健康保険基金繰入金に197万3,000円追加は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。6款3項1目1節、一般被保険者第三者納付金に60万4,000円の追加は、第3者救済に伴う返還金があったことによるものです。以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 1点だけ教えていただきたいと思いますが、127ページの13節、委託料、特定健診のですね203万4,000円の減額しておりますけれども、今のメタボ健診の受診率というのはどういう状況にあるのか。おおよその数字でいいと思いますので教えていただきたいと思います。

◇議 長 福祉課参事。

◇福祉課参事 ただいま三條議員のほうから特定健診、いわゆるメタボ健診と言われている部分なんですけども、平成30年度のまだ確定した数値は出ておりませんが、今現在、特定健診の受診者数が483名受診されております。これの数字にはですね、11月の16日から19日までの4日間両地区で行いました集団検診の受診者、それと2月、3月分の人間ドックの受診者数が含まれておりませんので、それを含めるとですね、昨年743人受信いたしておりましたけども、同じくらいの受診者数なるものと考えているところでございます。なお、特定健診受診率の状況でございますが、平成29年度は44.1%、平成28年度が44.6%、平成27年度が43.8%と、この3年間だいたい同じ45%以下ぐらいの数字で推移してきております。平成30年度につきましても同じ44%ぐらいにはなるかとは思いますが、国が示しているのは60%を目標とするということになっておりまして、そこにはまだまだ努力が足りていないのかなということで今後ですね、電話の受診勧奨であるとか、そういったことも含め、この特定健診を受診していただけるように、積極的に今後も勧奨していきたいと考えております。

◇議 長 その他、質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第４号、平成３０年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４号、平成３０年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１４ 議案第５号

◇議 長 日程第１４、議案第５号、平成３０年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書１２９ページでございます。議案第５号、平成３０年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。平成３０年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９５万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億１，３９８万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表、歳入歳出予算補正による。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

議案書１３１ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。１款、後期高齢者医療保険料に１４８万４，０００円を追加。２款、繰入金から４７万６，０００円を減額。３款、繰越金に４万５，０００円を追加。４款、諸収入から９万４，０００円を減額し、歳入合計は、９５万９，０００円を追加し、１億１，３９８万９，０００円とするものです。

１３２ページをお開き願います。歳出です。１款、総務費から７万５，０００円を減額。２款、後期高齢者医療広域連合納付金に１１３万４，０００円を追加。３款、諸支出金から１０万円を減額し、歳出合計は９５万９，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明申し上げますので、１３８・１３９ページをお開き願います。１款１項１目、総務一般事務費に要する費用及び２項１目、後期高齢者医療保険料徴収事業に要する費用につきましては、実績見込みにより執行残として減額するものです。２款１項１目１９節、後期高齢者医療広域連合納付金に１１３万４，０００円の追加は、主に後期高齢者医療保険料の増加によるものです。３款１項１目２３節、後期高齢者医療保険料還付金から１０万円の減額は、年度を越えた還付が当初見込

みより少なかったことによるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、136、137ページをお開きください。1款1項1目1節、後期高齢者医療特別徴収保険料から54万9,000円の減額。2目1節、後期高齢者医療保険料現年度分に203万3,000円の増加は実績見込みによるものです。2款1項1目1節、事務費繰入金から51万4,000円の減額は、実績見込みにより広域連合事務費負担金負担額の減少によるものです。2目1節、保険基盤安定繰入金に3万8,000円の減額は実績見込みによるものです。3款1項1目1節、前年度繰越金に4万5,000円の追加は、前年度繰越金を計上するものです。4款2項1目1節、保険料還付金から10万円の減額は、年度越えた還付が見込みを下回ったため減額するものです。以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第5号、平成30年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、平成30年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第6号

◇議 長 日程第15、議案第6号、平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書141ページです。議案第6号、平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)。平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,948万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,819万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

143ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。1款、保険料から52万8,000円を減額。2款、使用料及び手数料に8,000円を追加。3款、国庫支出金から988万6,000円を減額。4款、支払基金交

付金から1,808万5,000円を減額。5款、道支出金から535万7,000円を減額。7款、繰入金から564万8,000円を減額。9款、諸収入に1万3,000円を追加しまして、歳入合計は3,948万3,000円を減額し、7億6,819万8,000円とするものです。

144ページ、歳出です。1款、総務費から119万8,000円を減額。2款、保険給付費から4,477万3,000円を減額。3款、地域支援事業費から56万9,000円を減額。4款、基金積立金に705万7,000円を追加しまして、歳出合計は3,948万3,000円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明しますので、152、153ページをお開きください。今回の補正予算は、年度末に向けて実行予算を実施したものであり、執行残等により整理した細かな事項については、説明を省略させていただきますので、御了承願います。1款3項2目4節、嘱託訪問調査員社会保険料に2,000円の追加です。健康保険料率の変更に伴い追加するものです。2款1項1目19節、居宅介護サービス給付費から3,153万4,000円の減額です。居宅介護サービス利用者が当初見込みを下回るため減額するものです。2目19節、施設介護サービス給付費から1,085万4,000円の減額です。施設介護サービス費が見込みを下回るため減額するものです。4目19節、居宅介護住宅改修給付費から141万2,000円の減額です。居宅介護住宅改修件数が減少したため減額するものです。5目19節、居宅介護サービス計画給付費から203万1,000円の減額です。居宅介護サービス計画を作成しなければならない対象者が減少したため減額するものです。2項2目19節、介護予防福祉用具購入費に16万7,000円の追加です。介護予防福祉用具購入者が当初見込みを上回るため追加するものです。4目19節、介護予防サービス計画給付費から155万円の減額です。介護予防サービス計画の作成件数が減少したため減額するものです。

154、155ページをお開きください。上から3段目、6項1目19節、特定入所者介護サービス給付費に284万7,000円の追加です。当初見込みを上回るため追加するものです。3款2項1目7節、嘱託保健師賃金から150万4,000円の減額です。認知症総合支援事業に係る嘱託保健師の退職により減額するものです。4項1目19節、介護予防サービス給付費に167万円の追加です。介護予防サービス給付費が当初見込みを上回るため追加するものです。

156、157ページをお開きください。4款1項1目25節、介護保険基金積立金ですが、今回の補正予算の財源調整として705万7,000円を追加するものです。

続きまして歳入の説明をしますので、148、149ページをお開きください。1款、保険料の1項1目1節、介護保険料現年課料分55万6,000円の減額、2節、滞納繰越分2万8,000円の追加です。実績見込みにより、それぞれ減額及び追加するものです。2款、使用料及び手数料の1項1目1節、高齢者世話

付住宅生活援助員援助活動手数料８，０００円の追加です。実績見込みにより追加するものです。３款、国庫支出金、１項、国庫負担金の１目１節、現年度分介護給付費負担金から７５７万１，０００円の減額。２項、国庫補助金の１目１節、現年度分調整交付金から６７万６，０００円の減額。２目１節、現年度分包括的支援事業・任意事業交付金から８１万９，０００円の減額。２節、現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金から１１５万３，０００円の減額です。歳出で説明申し上げましたように、各介護サービス給付費が減額となったため、保険給付費財源の国の負担割合に応じて減額するものです。３目１節、介護保険制度改正システム改修事業補助金から５９万円の減額です。人口規模に応じて補助金の上限額が設定されたことにより減額となったものです。４目１節、保険者機能強化推進交付金に９２万３，０００円の追加です。平成３０年度から新たに保険者が取り組む高齢者の自立支援重症化防止等に向けた取り組みについて客観的な指標が設定され、その達成状況に交付されることにより追加となったものです。４款、支払基金交付金の１項１目１節、現年度分介護給付費交付金から１，８３１万２，０００円の減額。２目１節、現年度分地域支援事業交付金に２２万７，０００円の追加。５款、道支出金、１項、道負担金の１目１節、現年度分介護給付費負担金から５１７万１，０００円の減額。１５０、１５１ページをお開きください。２項、道補助金の１目２節、現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金に１９万８，０００円の追加。７款、繰入金の１項１目１節、介護給付費繰入金から５３６万７，０００円の減額。２目１節、包括的支援事業・任意事業繰入金から５１万３，０００円の減額。２節、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金に１９万８，０００円の追加です。各介護サービス給付費の実績見込みにより保険給付費財源のそれぞれの負担割合に応じて減額及び追加をするものです。７款１項３目１節、低所得者保険料軽減繰入金に３万４，０００円の追加は実績見込みにより追加するものです。９款２項１目１節、歳計現金預金利子に１万３，０００円の追加は実績見込みにより追加するものです。以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６号、平成３０年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第６号、平成３０年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第16 議案第7号

◇議 長 日程第16、議案第7号、平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書159ページです。議案第7号、平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）。平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ555万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

161ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。1款、サービス収入から25万1,000円を減額。2款、繰入金に26万6,000円を追加しまして、歳入合計は1万5,000円を追加し、555万8,000円とするものです。

162ページ、歳出です。1款、サービス事業費に1万5,000円を追加しまして、歳出合計を歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明しますので、168、169ページをお開きください。1款1項1目、介護予防支援事業費、職員給与等、4節、地方公務員共済組合負担金に1万4,000円の追加、公務災害補償基金負担金に1,000円の追加は額の確定により追加するものです。

続きまして、歳入の御説明をしますので、166、167ページをお開きください。1款、サービス収入、1項1目1節、介護予防サービス計画収入から25万1,000円の減額です。実績見込みにより減額するものです。2款、繰入金、1項1目1節、一般会計繰入金に26万6,000円の追加です。財源調整によるものです。以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第7号、平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、平成30年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第8号

◇議 長 日程第17、議案第8号、平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書171ページになります。議案第8号、平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,632万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,562万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

173ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。1款、使用料及び手数料から27万8,000円を減額。2款、繰入金から850万1,000円を減額。4款、諸収入から94万4,000円を減額。5款、町債から660万円減額し、歳入合計は1,632万3,000円減額し、2億9,562万円とするものです。

174ページをお開き願います。歳出です。1款、総務費から1,632万3,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

175ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1、変更です。女満別本町地区簡易水道事業債は1,140万円から30万円を減額し、1,110万円に、女満別高台地区簡易水道事業債は1,100万円から100万円を減額し1,000万円に、東藻琴地区簡易水道事業債は限度額5,100万円から530万円を減額し、4,570万円に変更するものです。いずれも事業費の確定に伴い、地方債の金額を変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、182、183ページをお開き願います。1款1項1目、一般管理費、4節、共済費に9,000円の追加は、職員給与、標準報酬月額の変更によるものです。9節、旅費から5万円、11節、需用費から12万4,000円の減額は、執行残によるものです。13節、委託料から127万9,000円の減額は、請負残によるものです。

2項1目、施設管理費、9節、旅費から3万3,000円、12節、建物災害共済保険料から8万9,000円の減額は、執行残によるものです。同じく12

節、水質検査料から１２万３，０００円の減額は、請負残及び臨時検査に係る案件がなかったことによる執行残です。１３節、委託料から４１万円の減額は、請負残となっております。１５節、工事請負費から７万４，０００円の減額は、メーター器取りかえ件数の精査によるものでございます。１８節、備品購入費から２万７，８００円の減額は、メーター器購入単価及び購入件数の精査によるものでございます。２目、建設改良費、女満別本町地区簡易水道事業、１３節、委託料から５０万円の減額は、対象案件がなかったことによる執行残です。１５節、工事請負費から２万１，０００円の減額は、請負残によるものです。女満別高台地区簡易水道整備事業、１３節、委託料から５０万円の減額は、対象案件がなかったことによる執行残です。１５節、工事請負費、水道管路整備工事から１万４，９００円の減額は、道道の改良工事などによる水道管の移設工事費用を計上しておりますが、道道改良工事の延伸、大東東３号線に係る工事内容の精査による執行残です。水道施設建設工事から７万５，６００円の減額は執行残です。

１８４ページ、１８５ページをお開き願います。東藻琴地区簡易水道事業、１３節、委託料から２万２，５００円の減額は執行残によるものです。１５節、工事請負費から３万８，３００円の減額は、実施設計精査及び請負残によるものです。

続きまして歳入の説明をいたしますので、１８０、１８１ページをお開き願います。１款１項１目１節、給水使用料から２万８，０００円の減額は、使用水量の見込み水量減によるものです。２項１目２節、指定給水装置工事事業者申請手数料に１万円の追加は、事業者の新規申請によるものです。２款１項１目１節、一般会計繰入金８万５，０００円の減額は財源調整のため変更するものです。４款１項１目１節、預金利子に１，０００円の追加は、短期運用に伴う預金利子の追加によるものです。２項１目１節、違約金及び延納利子に２，０００円の追加は滞納料金の完納により、延納利子を追加するものです。２目１節、雑入から９万４，０００円の減額は、道道小清水女満別線改良工事及び大東東３号線などの水道管移設に係る補償費を計上しておりますが、事業費の確定により変更するものです。５款１項１目１節、簡易水道事業債から６万６，０００円の減額は、地方債補正で説明させていただいたとおりです。以上、補正予算内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第８号、平成３０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号、平成 30 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 18 議案第 9 号

◇議 長 日程第 18、議案第 9 号、平成 30 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 189 ページになります。議案第 9 号、平成 30 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）。平成 30 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,920 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3,391 万 4,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の変更は、第 2 表、地方債補正による。平成 31 年 3 月 7 日提出、大空町長山下英二。

191 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。1 款、分担金及び負担金から 6 万 5,000 円の減額。2 款、使用料及び手数料から 9 万 8,000 円の減額。3 款、国庫支出金から 1,090 万円を減額。5 款、繰入金から 4 万 9,000 円の減額。7 款、諸収入に 1 万 2,000 円の追加。8 款、町債から 680 万円を減額し、歳入合計は 1,920 万 3,000 円減額し、3 億 3,391 万 4,000 円とするものです。

192 ページをお開き願います。歳出です。1 款、総務費から 1,920 万 3,000 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

193 ページになります。第 2 表、地方債補正。1、変更です。下水道事業債は、限度額を 1,560 万円から 680 万円を減額し、880 万円に変更するものです。社会資本整備総合交付金の一部が未配当となったことから、事業内容を精査したことにより、地方債の金額を変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、200、201 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目、一般管理費、1 節、報酬から 9 万 9,000 円、3 節、職員手当等から 6 万 5,000 円、共済費から 6 万円の減額は執行残によるものです。2 目、施設管理費、1 2 節、役務費から 2 万 9,000 円の減額、1 3 節、委託料から 2 万 4,000 円の減額は執行残によるものです。3 目、建設改良費、污水管渠布設事業、1 3 節、委託料から 20 万円の減額は、公共枅新設に伴う委託料ですが、対象案件がなかったことによる執行残です。1 5 節、工事請負費から 1 万 7 千 6 百 40 円の減額は、公共枅の新設が予定設置数より少なかったことによる執行残です。続きまして、改築更新事業、9 節、旅費から 7 万 4,000 円の減額は執行残です。1 3 節、委託

料から４９１万２，０００円の減額は、社会資本整備総合交付金の一部が未配当となり、調査内容を精査したことによる執行残です。１５節、工事請負費から１，１７５万８，０００円の減額は、委託料と同様で社会資本整備総合交付金の一部が未配当となり、工事内容を精査したことによる執行残です。

続きまして、歳入の説明をしますので、１９８、１９９ページをお開き願います。１款１項１目１節、受益者負担金等から６万５，０００円の減額は、納付方法が分割納付となったため減額するものです。２款１項１目１節、下水道使用料から９６万８，０００円の減額は、使用水量の見込み数量減によるものです。２項１目１節、下水道手数料に１万円の追加は排水設備工事業者の新規申請によるものです。３款１項１目１節、社会資本整備総合交付金から１，０９０万円の減額は、歳出で説明したとおりです。５款１項１目１節、一般会計繰入金から４９万２，０００円の減額は財源調整のため変更するものです。７款１項１目１節、延滞金に１万１，０００円の追加は滞納料金の完納により追加するものです。２項１目１節、預金利子に１，０００円の追加は、短期運用に伴う預金利子の追加によるものです。８款１項１目２節、下水道事業債から６８０万円の減額は、地方債で説明させていただいたとおりです。以上、補正予算の内容について説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第９号、平成３０年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第９号、平成３０年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１９ 議案第１０号

◇議 長 日程第１９、議案第１０号、平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書２０５ページになります。議案第１０号、平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第２号）。平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２６５万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２，９６９万１，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

２０７ページをお開き願います。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。２款、繰入金から２６５万８，０００円を減額し、歳入合計は、２，９６９万１，０００円とするものです。

２０８ページをお開き願います。歳出です。１款、総務費から２６５万８，０００円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、２１４、２１５ページをお開き願います。１款１項１目、施設管理費、１２節、役務費から２万３，０００円の減額は執行残によるものです。１３節、委託料浄化槽保守点検委託料から１９３万５，０００円の減額は、請負残による減額です。浄化槽保守清掃から２０万円の減額は、清掃に伴う汲み取り数量の減によるものです。１５節、工事請負費から５０万円の減額は、浄化槽撤去工事の案件がなかったことによる執行残です。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、２１２、２１３ページをお開き願います。２款１項１目１節、一般会計繰入金から２６５万８，０００円の減額は財源調整のため変更するものです。以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１０号、平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１０号、平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。ここで１０分間休憩します。

（休憩 午後０３時０９分）

（再開 午後０３時１９分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第２０ 議案第１１号

◇議 長 日程第２０、議案第１１号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一

部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。林総務課参事。

◇総務課参事 議案書 217 ページをお開き願います。議案第 11 号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成 31 年 3 月 7 日提出、大空町長 山下英二。

大空町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成 28 年度からの 5 年間を計画期間として策定しています。このたびの一部変更につきましては、本定例会に平成 31 年度予算として提案をしております事業などにつきまして、財源措置として、過疎対策事業債の充当を考えておりますことから、新たに五つの事業を追加するほか、二つの事業について内容を変更するものです。

変更の内容ですが、議案書 219 ページをお開き願います。表の右側が変更前、左側が変更後の計画となっております。まず、区分の 2、産業の振興における表の下線を引いております下二つの事業の追加ですが、一つ目、住宅リフォーム事業、住宅リフォームに係る費用の一部助成を行うことにより、町内住宅関連事業者の振興と地域経済の活性化を促進するもの。次にチャレンジ企業支援事業。町内で新たに起業する若者に対し出店費用の一部を補助することで、商店街等の活性化を図ろうとするものです。

220 ページをお開き願います。3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の右側、変更前の中ほどに生活路線バス運行維持対策事業とありますが、これを左側にうつりまして地域公共交通対策事業に名称変更するとともに、内容を路線バス運行経費の一部補助及び鉄道の利用促進に取り組むことにより、住民生活を支える地域公共交通の維持確保を図るとして鉄道利用に関する文言を追加しております。

次に 221 ページをご覧ください。4、生活環境の整備の 1 番上、ごみ収集車整備事業ですが 1 台を 2 台に変更するものです。222 ページをお開き願います。5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の下から二つ目に、子ども医療費助成事業を追加しております。内容は、中学生までの子どもの医療に要する経費を助成することにより、子どもの疾病の早期判断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図ることとしております。

次に 223 ページでございます。こちらは計画本文の変更ですが、7、教育の振興（1）現状と問題点の中段に、また、学生の多様なニーズに対応できる学習環境の整備など魅力ある高校づくりが求められていますという文言を追加しております。さらに、下段（2）その対策の中ほどにあります文化・スポーツ合宿の誘致を文化・スポーツ活動の振興に変更するとともに、一番下に高校魅力化の推進を新たに追加しております。

224 ページをお開き願います。先ほどの計画本文の変更に関連しまして、表の下に二つの事業を追加します。一つ目が体育文化振興事業、全道全国規模の体

育競技大会や文化発表会等に参加する町民を支援することで、町の体育・文化活動の振興を図るものです。二つ目が高校魅力化推進事業。内容は、知識だけでなく、これからの時代に必要とされる資質、能力など総合的な力の育成を図るため、公設塾の設置と高校の魅力化を推進することとしています。以上提案理由の説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

#### ◎日程第２１ 議案第１２号

◇議 長 日程第２１、議案第１２号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。林総務課参事

◇総務課参事 議案書２２５ページをお開き願います。議案第１２号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

提案理由の説明につきましては、お手元の参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の９ページをお開き願います。本案につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、美幌町、津別町、大空町の３町で策定しております地域産業活性化基本計画の計画期間が平成３１年３月３１日をもって満了しますことから、本条例において、当該計画を規定している条項を削除するものでございます。改正の内容は、第３条を削り、以降、第４条から１枚めくっていただきまして、１０ページ、第８条までをそれぞれ１条ずつ繰り上げるとともに、条文中の第３条の文言を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成３１年４月１日から施行することとしております。以上提案理由の説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

#### ◎日程第２２ 議案第１３号

◇議 長 日程第２２、議案第１３号、大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書２２９ページをお開きください。議案第１３号、大空町敬老

褒賞条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

231ページは改正文でございます。改正の内容を定例会参考資料11ページの新旧対照表により説明いたしますので、お開き願います。大空町敬老褒賞は町民のご長寿を祝福するとともに、社会に貢献された労をねぎらい、合わせて町民の敬老思想の高揚を図ることを目的として、大空町商工振興会が発行している商品券を1万円分配付しているところでございます。

今回の改正は、満75歳で敬老褒賞を授与された2年後に再び満77歳として敬老褒賞を授与されている状況を見直すことで、敬老褒賞制度を今後も持続して実施していくため、満75歳を対象から除外し、喜寿の満77歳、米寿の満88歳、白寿の満99歳の節目年齢を敬老褒賞対象といたく改正するものです。

今回の改正により、敬老褒賞の対象から満75歳を除外いたしますが、毎年9月に開催しております、老人福祉大会のご招待については、今後も引き続き75歳以上の方を対象といたしまして、出席者に対する赤飯の配布や、ふれあい広場利用券の配布についても継続して実施してまいりたいと考えているところでございます。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行することとします。以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

### ◎日程第23 議案第14号

◇議 長 日程第23、議案第14号、平成31年度大空町一般会計予算から日程第30、議案第21号、平成31年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで8件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書233ページです。別冊で配付しております平成31年度大空町各会計予算書の用意もあわせてお願いいたします。

議案第14号、平成31年度大空町一般会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

各会計予算書の1ページをお開き願います。平成31年度大空町一般会計予算。平成31年度の大空町一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億3,702万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは、2ページから6ページに掲載しております。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。7ページに掲載しています2件、535万円の債務負担行為を設定するものです。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。8、9ページに掲載しています26件、10億720万円の地方債です。

一時金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は11億7,000万円と定める。一時的な資金不足を補うため、一時借入金の限度額を地方債と国の補助金を目安に設定するものです。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

続いて議案書235ページをお開き願います。議案第15号、平成31年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

各会計予算書237ページをお開きください。平成31年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。平成31年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億821万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは238ページ、239ページに掲載しています。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

次に議案書の237ページをお開きください。議案第16号、平成31年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

各会計予算書の259ページをお開き願います。平成31年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。平成31年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,425万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは260、261ページに掲載しています。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

議案書239ページをお開き願います。議案第17号、平成31年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。平成31年3月7日提出、大空町長山下英二。

各会計予算271ページをお開き願います。平成31年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。平成31年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億302万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入

歳出予算による。これは、２７２、２７３ページに掲載しています。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

続いて議案書２４１ページをお開きください。議案第１８号、平成３１年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

各会計予算書２９５ページをお開きください。平成３１年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。平成３１年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５７５万２，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは２９６、２９７ページに掲載しています。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

議案書２４３ページをお開きください。議案第１９号、平成３１年度大空町簡易水道事業特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

各会計予算書３０９ページをお開きください。平成３１年度大空町簡易水道事業特別会計予算。平成３１年度の大空町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億７，１６８万３，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは、３１０ページ、３１１ページに掲載しています。

地方債。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債による。これは３１２ページに掲載しています３件、５，４４０万円の地方債です。

一時借入金。第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は６，０００万円と定める。これは、地方債の額を目安に設定するものです。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

議案書２４５ページをお開きください。議案第２０号、平成３１年度大空町下水道事業特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

各会計予算３２９ページをお開きください。平成３１年度大空町下水道事業特別会計予算。平成３１年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億３，４４１万８，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは３３０ページ、３３１ページに掲載しています。

地方債。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、

地方債による。これは３３２ページに掲載しております２件、６，２６０万円の地方債です。

一時借入金。第３条、地方自治法第２３５条の３、第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、７，３００万円と定める。地方債と国の補助金を目安に設定するものです。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

議案書２４７ページをお開きください。議案第２１号、平成３１年度大空町個別排水処理事業特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

各会計予算書３５１ページをお開きください。平成３１年度大空町個別排水処理事業特別会計予算。平成３１年度の大空町個別排水処理事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，２０６万９，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは３５２、３５３ページに掲載しております。平成３１年３月７日提出、大空町長山下英二。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。お諮りします。本案については、議長を除く１１人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって本案については、議長除く１１人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。暫時休憩します。

（休憩 午後０３時４５分）

（再開 午後０３時４６分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。ここでしばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

（休憩 午後０３時４７分）

(再開 午後 0 4 時 0 6 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。お諮りします。先ほど、予算審査特別委員会に付託しました議案第 1 4 号から議案第 2 1 号までの 8 件については、会議規則第 4 6 条第 1 項の規定によって、3 月 1 3 日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 4 号から議案第 2 1 号までの 8 件については、3 月 1 3 日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで諸般の報告をいたします。休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に松田信行議員。副委員長に沢出好雄議員が互選された旨の報告がありました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 0 4 時 0 8 分)

平成 3 1 年第 1 回

# 大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成 3 1 年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成 3 1 年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成 3 1 年 3 月 1 4 日

大 空 町 議 会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

|     |     |     |      |     |     |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 後 藤 | 忍   | 7 番  | 品 田 | 好 博 |
| 2 番 | 三 條 | 幸 夫 | 8 番  | 齋 藤 | 宏 司 |
| 3 番 | 上 地 | 史 隆 | 9 番  | 松 岡 | 克 美 |
| 4 番 | 田 中 | 裕 之 | 10 番 | 深 川 | 昇   |
| 5 番 | 原 本 | 哲 己 | 11 番 | 松 田 | 信 行 |
| 6 番 | 沢 出 | 好 雄 | 12 番 | 近 藤 | 哲 雄 |

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

|     |     |     |  |   |           |       |
|-----|-----|-----|--|---|-----------|-------|
| 町   |     |     |  | 長 | 教 育 委 員 会 | 教 育 長 |
| 代 表 | 監 査 | 委 員 |  |   | 農 業 委 員 会 | 会 長   |

|     |     |   |   |   |           |     |
|-----|-----|---|---|---|-----------|-----|
| 副   |     | 町 |   | 長 | 福 祉 課     | 参 事 |
| 総 合 | 支 所 |   | 長 |   | 産 業 課     | 長   |
| 会 計 | 管 理 |   | 者 |   | 産 業 課     | 参 事 |
| 総 務 |     | 課 | 長 |   | 建 設 課     | 長   |
| 総 務 | 課   | 参 | 事 |   | 建 設 課     | 参 事 |
| 総 務 | 課   | 参 | 事 |   | 地 域 振 興 課 | 長   |
| 住 民 |     | 課 | 長 |   | 住 民 福 祉 課 | 長   |
| 福 祉 |     | 課 | 長 |   | 総 務 課     | 主 査 |

|           |   |           |     |
|-----------|---|-----------|-----|
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 生 涯 学 習 課 | 参 事 |
|-----------|---|-----------|-----|

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 監 査 委 員 事 務 局 長   | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |                       |

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

# 平成31年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成31年3月8日（金） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

（諸般の報告）

日程第2 一 般 質 問

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

|        |      |          |      |
|--------|------|----------|------|
| 町長     | 山下英二 | 教育委員会教育長 | 渡邊國夫 |
| 代表監査委員 | 近藤克郎 | 農業委員会会長  | 山神正信 |

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|       |       |        |      |
|-------|-------|--------|------|
| 副町長   | 川口明夫  | 福祉課参事  | 松川一正 |
| 総合支所長 | 伊藤裕幸  | 産業課長   | 藤田勉  |
| 会計管理者 | 平田義和  | 産業課参事  | 中村直樹 |
| 総務課長  | 南部猛   | 建設課長   | 高島清和 |
| 総務課参事 | 林敏美   | 建設課参事  | 山本純生 |
| 総務課参事 | 塚原章裕  | 地域振興課長 | 作田勝弥 |
| 住民課長  | 田中信裕  | 住民福祉課長 | 星加政志 |
| 福祉課長  | 佐々木徳幸 | 総務課主査  | 土田康裕 |

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 生涯学習課長 | 佐薙幸史 | 生涯学習課参事 | 田端久剛 |
|--------|------|---------|------|

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 伊藤裕幸 |
|------|------|

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |     |
|------|-----|
| 事務局長 | 井上透 |
|------|-----|

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 伊藤裕幸 |
|------|------|

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 菊地教男 | 事務局主幹 | 石川大樹 |
|------|------|-------|------|

以上のとおり報告する。

平成31年 3月 8日

大空町議会議長 近藤 哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議宣告

◇議 長 おはようございます。ただいまから平成 31 年第 1 回大空町議会定例会 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の氏名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、2 番、三條幸夫議員及び 3 番、上地史隆議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 11 名であります。10 番、深川昇議員から欠席の旨、届け出があります。本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。以上でございます。

◇議 長

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

◇議 長 日程第 2、一般質問を行います。順番に一般質問を許します。3 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、3 番。皆様おはようございます。3 月に入り、町内にも少しずつ暖かい日差しが射すようになりました。進学や就職のために新たにスタートを切られる方もいらっしゃると思います。私自身も新たな気持ちを持って議会活動に取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは通告に従い一般質問に移らせていただきます。後に御登壇される方と質問が重なることがありましたら御容赦いただきたいと思います。

今回の質問ですが、今後の大空町のごみ処理についてです。

大空町一般廃棄物処理基本計画の資料に基づいて、質問をさせていただきます。この計画の中にある一般廃棄物最終処分場の埋立可能容量についてですが、女満別住吉にある大空町最終処分場の埋立可能容量は、平成 16 年の供用開始時の 3 万 4,900 立米に対し、平成 26 年は 1 万 7,862 立米と既に半分程度を利用している状況です。平成 28 年 8 月の試算では、最終覆土を考慮した中での残余容量は 1 万 5,151 立米で、今後も年間約 1,000 トン規模の最終処分量が発生した場合には、供用開始から約 20 年後の平成 37 年には限界に達すると

想定がされております。そのようなことから、現状の埋立可能容量はどのくらいなのかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、女満別中央にあるリサイクルセンターについてお聞きします。平成11年に供用が開始され、今年で約20年が経過しようとしています。このことから、施設の老朽化により、資源物の処理作業に影響が出ていないのかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、東藻琴にある一般廃棄物焼却処理施設についてお聞きします。この施設は昭和59年8月から東藻琴で供用を開始し、平成15年にダイオキシン対策として800度以上の高熱による焼却が法に定められたことから、焼却施設の改造整備が行われ、約16年が経過しようとしています。このことから施設の老朽化により、一般廃棄物の焼却処理作業に影響は出ていないのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上3点で最初の質問とさせていただきます。町長より併せてお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問にお答えを申し上げます。

一般廃棄物最終処分場は平成16年に供用を開始し、計画期間である15年が経過しようとしております。分別の徹底でありますとか減容処理などにより、今後5年程度の延命が図られる見通しとなっております。埋立可能容量3万4,900立米に対し、昨年の9月末時点で1万5,167立米、率にいたしますと43.5%となっております。処分場閉鎖時に必要な最終覆土量3,196立米を差し引きますと約1万2,000立米が今後の埋め立て可能容量となります。

29年度に導入をいたしました油圧ショベルの活用や委託業者が粗大ごみを手作業で分別し破碎処理するなど減容化が図られ、平成28年度までは年間3,000立米前後でしたけれども、平成29年度1,300立米、本年度は1,800立米と減少してきている状況でございます。また、トン数も平成28年度まで年間1,000トンを超えておりましたけれども、平成29年度916トン、本年度も2月末現在で692トンと減少しております。

リサイクルセンターは、平成11年の供用開始から20年が経過し、施設、設備とも老朽化が進んでおります。施設については随時修繕を実施しております。各種機械についても、修繕や機械本体の更新を行ってきているところであります。今年度も発泡スチロール減容機を新たに更新をさせていただきました。機械や設備の故障によりまして作業がストップするなど、影響が出ていることは否めないところでございます。

焼却処理施設は、平成15年の改造整備後16年が経過いたしました。修繕や部品交換など内容はさまざまでございますが、10年間の平均で見ますと年間2,300万円ほど修繕工事を実施しております。委託業者において点検を行っており、長期に稼働を停止しなければならないような故障は起きておりません。焼却炉は日曜日を除き、ほぼ毎日稼働しております。分別が徹底され可燃ごみが高質

化し、焼却温度が上昇しやすく投入量を調整し、温度の上昇を抑制しておりますが、焼却炉への負担というものは大きくなってきている現状でございます。

いずれの施設につきましても、維持費用が増嵩しておりますことから、今後は手数料の見直しなども検討していく時期に来ているのではないかと感じているところでございます。御答弁とさせていただきます。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 最終処分場について再質問をさせていただきたいと思います。町長より、現在の状況などもお聞かせいただきました。徹底した分別減容処理を行うことで5年ほど延命も図られると、そのようにもお聞きしました。で、現状としては1万2,000立米ほど、まだ最終覆土を含めて余裕があるのではないかと、そのようなことも適切にお聞かせいただきました。

ですから、ごみの量は減ってきているということではありますが、私が危惧しているのは、災害廃棄物の問題。処理計画の中で課題にもありますけど、町政執行方針で災害廃棄物の処理計画を作成しないのかと私が質問した経緯もあって、今回、計画策定を進めてまいりたいというふうに前向きな取り組みをされているんだと、そのことに対しては評価をしたいと思うんですけど、災害廃棄物の課題があります。実際、地震、台風、津波、豪雨などにより一時的にごみ処理が困難になった場合、それだけではなく、急増的にごみが発生した場合などに備え、比較的余裕を見た新たな施設の整備を検討していく必要があるのではないかと私はそのように思っております。

それだけではなく、供用開始するまでの施設を整備する年数があります。スケジュール案が処理計画の中で、仮の案ではありますが、それによりますと、一応スケジュールの案なんですけど2017年に施設整備構想を策定、そして2020年に施設整備計画策定、2021年に調査実施設計、そして2022年に各種設置に対しての届け出の書類の作成、そして2023年、2024年に実際に建設工事2カ年、そして2025年、平成37年に建設工事着手と、一応案ではありますがそれだけ時間を要するのではないかと、私はそのように思っております。ですから、できるだけ早急に新たな施設を整備するのか、または広域で処理をするのか、そのようなことも検討していかなければならないと思いますが、このことについて、どのようにお考えがあるのか、改めてお聞かせをください。

◇議 長 町長。

◇町 長 前の議会におきまして、災害廃棄物処理計画策定をお約束をさせていただきました。当然こういったものを策定してまいりますと、そういった非常時における廃棄物の処理量というものも出てくると、そのように考えます。

また、新たに最終処分場を整備するには時間が掛かると、これは議員御指摘のとおりでございます。私どもといたしましても、最低でも計画段階から設置供用開始までには5年程度掛かるものと判断をしているところであります。そんなことから、平成29年2月に次期処分場の候補地町内調査をいたしまして、3カ所選定をいたしました。29年の11月にそれらを基に基本構想を作成いたしましたと

ころでございます。そのときの候補地といたしましては、住吉、日進、東藻琴この3カ所で行いました。コンサルに掛けました評価の中ではですね、点数付けをするんですけれども、評価点数では住吉、日進、東藻琴という順で評価点数が高かったということになります。

しかし、議員が御指摘のとおり、町内で整備をするという方法もございますし、ごみ処理については基本、国は広域での処理ということも念頭に、いろいろな補助金などの制度もございます。そういったことを考えますと、近隣市町村との広域処理という考え方も出てこようかと思えます。それらも含めて、まずは方向性をしっかりと出していかなければならないと考えております。そのことに、平成31年度取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 コンサルティング会社によって候補地の方も評価していただいた、選定していただいて、3カ所ほど候補地があるということもお聞かせをいただきました。

で、私が改めて危惧するのは、早期に検討していただきたいと思うんですけど、実際に候補地としても、地域住民と説明・協議を行っていかなければならない時間を要すると思うんです。そして先ほど言われたように広域にやっていくと言っても、関連する部署と緊密に協議を重ねていかなければいけないと、そのようなことから思った以上に年数とかも掛かるし、供用開始まで時間が掛かるのではないかと、そのように心配をしております。そのことについて改めてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

◇議 長 町長。

◇上地議員 3番。廃棄物の関係につきましては、生活に密着する問題でございます。町民皆さんの生活に支障の来すことのないよう、早期に先ず方向性というものをしっかりと持って、さらにいずれにいたしましても、地域の住民の方々に説明をしていく、臨んでいかなければならない。これは、町内で造るとした場合であっても広域であったとしても同じようなことが必要ではないかと、そのように考えております。そういったところに立ち至れるようにですね、早期にその方向性を決定してまいりたいと思っておりますので、議員のまた御指導も賜りますようお願いを申し上げたいと思えます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 3番。最終処分場については、これで質問を終了したいと思います。が、町長言われたように、住民の生活へ支障を来さないように適切に早期に進められるものは進めていただきたいと思えます。

続いて、リサイクルセンターについて再質問をさせていただきたいと思えます。施設の現状についてもお聞きしました。発泡スチロールの減容機なども故障して補正を組んで購入を行いました。で、私が思うのは、施設の現状についてはお聞きかせいただいたんですが、これまで部分的な修繕で対応してきたと思うんですが、万全な処理体制の構築や再資源化率の向上、維持のためにも、新たに施設

をしっかりと、備品も含めてですけど、整備を行っていかないといけないと思いますが、今後そのような方向性について、お考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 現時点ではリサイクルセンターにつきましては、計画的な修繕、それと機械などの更新、これを適正に努めながら可能な限り延命化を図ってまいりたいと考えているところでございます。現在の総合計画の中でもですね、新たに建てるというところまでまだ踏み込んで実施計画を持っているわけではございません。先ほど一般廃棄物の埋め立てに関する最終処分場について町内で独立して造るのか、広域なのか、そういうお話もさせていただきました。

また、現在焼却施設も大空町にはございますので、今後のその取り扱いによってですね、広域で行うのか、どの部分を、例えば、広域の場合は、他の市町村にお願いするのか、もしくは、うちで単独でやるとした場合にはどういったごみをそこに埋め立てていくのか、そういうことの方性をしっかりと定めた中で、リサイクルセンターのその後の使い方、今後の延命の仕方、もしくは再整備を必要ということが出てくるのではないかなと、そのように考えてございます。

ですので、ごみ全体を通しまして、検討した中で、このリサイクルセンターの今後の扱い方というものを決定してまいりたいと、それより考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 3番。リサイクルセンターについて再質問させていただきます。施設の方は適切に、今後対応していただくようにしていただければと思います。

次は、これに関連してなんですけど、リサイクル率のことについて改めてお聞きしたいと思います。平成22年から津別町と広域で生ごみの堆肥化を行うことによって、私たちの町はリサイクル率約35%まで上昇しました。平成26年の数値でも34.7%、全道が24.6%で、全国が20.6%と、それらと比較しても比較的高い水準ではあります。ですが、他の市町村でも問題になっているのは、高齢化が進むにあたり障害、または要支援、要介護者の方などが増えるにあたって、分別がなかなか難しくなっている、そのような問題も出てきております。私たちの町も今後そのような問題が少しずつではありますが、進んでくるのではないかと、そのように危惧をしておりますが、このことについてどうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに、私どもの町の現在のリサイクル率というのは、大体35%程度でここ数年間維持されているというふうに分析してございます。現在6区分で17種別で分別をお願いしておりますが、これ以上細分化するというのは、なかなか難しいかなと、そのように考えております。皆様の御理解により、協力をいただいているものですから、例えばその高齢者の方は分別しなくていいというようなことというのは難しいと思っております。

ただ、どんな分類の仕方がいいのか、先進事例もあろうかと思います。といいますのは、このリサイクル、ごみの処理というものについては、全国的な課題であると、そのように認識をしておりますので、道内に限らず、いろんな事例があるのではないかと、そのように考えております。私の知る限りではごみ収集を行わないで、町民の方が全部持ち込みで、さらにそこに職員を置いて、その職員とともに分別をしながら、いろんなリサイクルに回していくというような町村もあると聞いております。そういった全国の先進事例などにも学んでみたいと思ってございます。

ただ今時点で、私どもの町の高齢の方々が十分分別が出来ていないというふうには私自身は感じておりません。今もなかなか分別が徹底されていなくて、ごみ収集にならないというようなごみがありますけれども、私が思っておりますのは、それは御高齢の方に限らずですね、場合によっては若い世代の方々、いろいろな所から私どもの町に移られた、今までの分別と違うとかですね、そういうようなところも含めて、なかなかまだ徹底ができていないということでもあるのではないかと、そのようにも感じております。平成31年度、ごみの分別表など既にもう過去に作ったのも何年か経っておりますので、そういったものを新たにしながらですね、まずは分別の徹底も進めてまいりたいと考えておりますが、先ほど言いましたように、いろんな事例参考にしながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 3番。リサイクルセンターについては、これで質問を終わりたいと思いますが、なかなか分別って難しいものだなと、私自身も役所の方に確認したりとかするものもありますし、実際に転入した方はなかなか分別が難しいんだろうなと。実際に回収されないでカラスにやられて、道路に散乱しているのを見て片付けたこともありますし、くれぐれも周知などには、これからも徹底していただきたいと、後は先ほど言ったように、先進事例なども考えて、ぜひ新たなことも考えていっていただきたいなと、そのように思っております。

それでは焼却処理施設について再質問をさせていただきたいと思います。焼却処理施設は、当該施設は津別町から焼却処理委託を受けております。そのようなことから今後の対応については、関係部署と連携を密にして進めていかなければならないと、そのように思っております。で、その際、焼却施設の対象となるごみの減量化や、排出抑制などにより単なる延命化を図るだけではなく、ごみ質の高質化による安定燃焼、熱回収など、CO<sub>2</sub>削減に寄与する機能の向上も検討していく必要があると思います。実際町長よりも炉のダメージは、少し指定管理者からもお聞きはしましたが、ダメージを受けてきているということでありました。今後どのように、新たな施設の整備を含めて検討していくのか、方向性について考えがありましたら聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 焼却処理施設についても、現在の総合計画では、具体的に新しい物

を造るというところまで踏み込んで書かれておりません。しかし、いつまでどうなるかというのも分からないということで、いろんな事例を探ってごきます。そんな中において道内で新たに建設されている焼却処理施設というものは安定燃焼でありますとか、熱の回収、二酸化炭素削減に対応した高機能な焼却炉となっているのが現状のようでごきます。新しい焼却炉を整備するという事になった場合は、当然こういったことを念頭に置かなければならないというふうに考えてごきます。

もう一つでごきますが、現在津別町との広域処理を実施してごきます。その他一部ですね、近隣の官公署から、秘密に関わるような書類の焼却などについて依頼をされることもごきます。そういったことで、ある程度社会の中では必要なものでもあると、そのように感じているところでごきますが、新たに造るということになった場合、現在の2町による可燃ごみの処理量、これではですね、国が示す交付金の補助対象要件に満たないのではないかと、そのように感じているところであります。新たに整備をするということであれば、より大きな枠組みでですね、広域の処理というものを検討していかなければならないのではないかと考えているところでごきます。今年度でありますけれども、網走市、美幌町、津別町との担当者、私どもの町と含めて、先進地の視察研修を実施をさせていただきました。そんな中で、この地域としての情報の共有を図ってまいったところであります。これらをですね、今後も続けていきたいと、先ほど言いました埋立処分、最終処分場も含めた広域処理のあり方の中で、この焼却処理施設の位置づけというものも考えながら議論を深めてまいりたいと考えているところでごきます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 3番。焼却処理施設については現状も聞かせいただきました。先ほど私が言ったような、そういう関連する機能とかも検討してまいりたいということもお聞きしましたし、近隣市町村との網走、美幌、津別町とも公式で協議なども行っているということもお聞かせいただきました。これからもぜひ協議を密にして、実際2町ではごみの焼却量が国の示す基準には足りないということだったので、これから周りの周辺自治体も巻き込んで、ぜひしっかりとしたものを整備していただきたいのと、そのように強くお願い申し上げ、質問を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 ありがとうございます。焼却処理施設、こちらですね、先ほどの最終処分場と同じく整備をするということになれば、当然時間も掛かるものと予想をしているところでごきます。こちら町民生活に支障を来すことのないよう、協議も含めて進めてまいりたいと思っております。

また、先ほどから最終処分場、リサイクルセンター、焼却処理施設、御質問をいただいてまいりましたけれども、これらの廃棄物と言うんでしょうか、リサイクルの分も含めてではごきますが、毎年大空町で1億8,000万円程度の処

理費用、分別費用、さまざまなものが掛かってございます。また、平成17年から当時の東藻琴村、女満別町ともに有料化を開始をいたしました。当初開始をしました時には、これら処理費用に対するうちの約30%を町民の皆さんに負担をしていただくということで、現在の料金設定がなされているわけですが、ここ数年の状況を見てみますと、これが20%程度まで下がってきている、これは出す量が減ったということばかりではなくて、処理費用の方が掛かってきているという現状もございます。そんなことから、こういったものの取り扱いも含めてですね、議論をしていかなければならないと、また手数料の見直しなどについても、ある程度試算をしていく必要もあるのではないかと考えてございます。

廃棄物全般に関して、今後のことについての過渡期に差し掛かっていると感じておりますので、町民の皆さん方の御意見もいただきながら、また議論を進めながら、周辺市町村とも御協議をさせていただきながら、早急に進めてまいりたいと考えております。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。次に、5番、原本哲己議員の一般質問を許します。

◇原本議員 改めて、おはようございます。今年は、2月初旬に記録的寒波を記録して以来、良い天気が続き、春の足音が日増しに強くなっています。基幹産業農業のためにも1年を通じた安定した気候を望むものであります。では、通告に基づき、一般質問に入ります。情報通信網の整備についてであります。昨年6月の定例会でも同僚議員が取り上げていましたが、改めて伺います。

1点目、広報おおぞら2月号に特集として情報通信基盤整備が取り上げられ、また、先の農業を考える会でも担当課より説明がありました。また、この冬のふれあいトークでも話題に挙げられ、昨日の町政執行方針でも触れられていました。昨年から高速通信網整備に取り組む方向は聞いておりましたが、確認の意味で、この時期に立て続けに取り上げた意図を伺いたいと思います。

2点目、現状で考えている整備手法があれば伺いたいと思います。

3点目、広報おおぞらには整備に係る事業費のおおまかな試算も掲載されてきました。当町として可能な事業費、または予算規模の限界を考えているのであれば伺いたいと思います。以上、1回目の質問として町長に伺います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 原本議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。大空町の農村部は、採算性が低いという理由によりまして光通信網等の情報通信基盤の整備が行き届いていない状況でございます。昨年1月から3月にかけて、インターネット利用の現状把握と需要を調査をさせていただいたところであり、結果から日常生活においてインターネット利用は欠かせないものとなっているものの、通信費用が高いでありますとか速度が遅い、さらに不安定などということで満足度が低く、町による整備への期待・関心が高いことがわかったところでございます。これらの結果を踏まえまして、情報通信基盤の整備方法の検討を進めているところでございますが、町民の皆様はこの現状、整備検

討状況、町の考え方を説明しながら、町民と課題であります情報共有をしたいということで、今回のさまざまな情報発信に至ったところでございます。

昨年6月、第2回の定例会におきまして、費用対効果から無線技術の活用が適当ではないかと、さらに、公設民営方式を採用し、早ければ31年度の整備事業実施、32年度供用開始を目指したいと答弁をさせていただいたところであります。このため、情報通信基盤整備推進事業整備計画というものを立てまして、提出をいたしていたところでございます。

しかしながら、状況が少し変わりました。31年度総務省概算要求におきまして高度無線環境整備推進事業というものが新たにつくるということで、その概要が示されました。今までの情報通信格差の是正という観点から高速大容量無線通信の前提となる伝送路設備の整備を主体とし、無線による整備は補助対象外となると、そのため、光通信網整備が補助対象となりますというような内容が変わるということでございました。現在、総務省北海道総合通信局主催の懇談会に参加をさせていただきながら、その整備手法、情報収集に努め、光通信網による基盤整備を基本として、電気通信事業者とも協議をしつつ、検討を進めているところでございます。

今回の事業につきましては、公設民営の従来の仕組みに加えまして、民設民営で通信事業者へ地域が負担をするという方法も可能になっておりますが、現時点では具体的明確になっていない状況がございます。31年度中にはですね、整備方法、整備費用、事業主体など、進め方をしっかりと示し、一部の地域であっても、事業の実施を一步踏み出してまいりたいと考えているところでございます。

また、現在、そういった光伝送路の整備をいたした時に、大空町内で事業費規模でいいますと、20億円以上が掛かるのではないかと、そのように算定をしているところでございます。また、そういったこともございますので、地域農業者の方々やJAなど関係団体の協力、支援も欠かせないものと考えてございます。今後こういった方々にも御説明をさせていただくとともに、御理解と御協力を賜りたいと存じているところでございます。答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、原本議員。

◇原本議員 5番。ありがとうございます。あと2点ほど伺いたいんですけども、現在大空町で整備を必要とされている、主に農村だと思うんですけども、その戸数が大体どのくらいあるのか。

それと、早期に取り組んでいきたいと言ったんですけどもおおよそこの整備に大体何年ぐらい掛かるのか、まずちょっとその2点だけ先に聞きたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 戸数につきましては、約700戸弱、680戸程度と考えてございます。新しい事業に乗ったということで考えていった場合に、国の今年の概算要求の金額が51億円、2億円程度だったかと、そのように考えております。しかし、全国的な傾向から先日北海道通信局と懇談をいたしました際に、やはり広域な地域で未普及地域が多い北海道が主体的になるのではないかと。

また、北海道総合通信局としても、ぜひ全国の予算規模はそうであっても、その大半をですね北海道に持ってこられるように頑張っていきたいと、そのようなお話もありました。

しかし、事業期間でございますけれども、今言ったその事業費規模が最終的にどの程度になるか予算との関係もございます。補助事業の採択になったとしても、その配分がどの程度来るか。さらには、それ以外の地方債の枠、地方債を借りる枠もありますので、その関係もあり、明確にはお示しはできませんけれども、何年かの複数年になるものと、当然考えているところでございます。

また、国はですね、もし大空町でその事業の採択をして進めてくださいというような形になったとしてもですね、それを10年間も、言葉はちょっと失礼かもしれませんが、だらだらとずっとやるかということには多分ならないのではないかと、ある一定程度区切りの中で、卒業した地域をどんどん出しながらですね、また新たな地域への補助採択というものを進めていくのではないかと。今回のこの事業については、先ずは最低でも5年間、進めていきたいというふうに国は制度設計の中で語っておりますので、そういう中で、事業展開をしていくということになるかと思います。私の個人的な今思っているところですが、3年ないし4年程度の中で、大空町全域を実施することができないものだろうか、そのように考えているところでございます。

◇議 長 5番、原本議員。

◇原本議員 5番。今回の一般質問をするにあたり、私自身、今調査できる範囲で少し調べてみました、いろいろ。最先端の農業技術が入っている農家数戸にどうだと聞きました。今特に搾乳ロボットだとか、そういうその飼養管理とかそういう分の農家に聞いた限りでは、現時点で特別困っているという回答はなかったんですね。それで、メーカーの方にも農協を通じて確認をしたところ、メーカーは今持っている施設を販売したいということもあって、決して通信スピードが遅いから使えませんというものは今やっていないんですよ。

ただ、理論値としてその光回線が望ましい。早いものは有効に使える、そして今情報、ちょっと話が前後しますが、回線スピード調べてみると、今メーカーは例えば、搾乳ロボット、3G程度の携帯の通信スピードがあれば可能だと言っているんですけども、それはあくまでも下りのスピードであって、調べてみると上りは極めて遅いんです、今の携帯の回線は。で、光回線の回線になると下りと上りとほぼ同等の通信スピードが得られる。そういうことで、ぜひともそのやはり望むところは光回線でないかなと思います。

また、現在ほとんどの携帯基地局が4G回線となっています。4G回線ですともうすでに下りについては光とほぼ同等のスピードが得られるということです。ただ、やはり4Gでは上りは光回線の数十分の一しかないということで、そんなことで、ぜひとも去年の段階の話だと思うんですけども、半有線半無線、そんな形の通信網整備というの聞いていたんですけども、ぜひそれらではなくて最終的にその最先端というか、全ての機械に今の段階で、問題なく使える光回線の整

備を望みたいと思います。

また、今の農業の新しい技術、特に作業体系、営農管理も全て今、通信技術でできる時代になってきています。そんな意味でぜひとも有効で有意義な通信網の整備に進んでいってほしいと思います。ぜひ、今回の一般質問の狙いは、私の元にも各農家から何とか整備をするんだったら光回線を整備してほしい、生半可な通信網の整備じゃなくて、今できる最高のスピードの取れる整備をしてほしいという意見が寄せられていました。このことから先ほど町長5年ぐらい掛かるかもしれないという話もありますけども、1日も早い有効な通信網の整備に進んでいただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 費用面だけで言いますと、当然無線を多用したほうが安いというのは御存知のとおりかと思います。しかし、将来必要なその通信速度が確保できずに満足度が低いといったことが起こりうるのではないかと、その不安というものが常につきまとっているという状況でもございます。現にですね、本年度無線で整備した市町村などについて、職員が視察をさせていただいた際、その市町村では、さらにその無線をですね、さらにバージョンアップしなければならないというようなお話をされていた、そういうバージョンアップ、つまり元々の通信速度では満足がいかない状況になってきたというようなことが、報告されていたということも私受けております。

このため、私自身もですね、できる限りその光通信網の整備が必要ではないかと考えているところでございます。ただ先ほど言いました平成31年からの補助事業でございすけれども、説明会の中での言い方ではですね、補助事業ではその幹線として光通信網を整備し、その末端の部分については無線にすると、幹線の部分の光ケーブルまでは補助対象とするんだけれどもそこから先については、補助対象としませんという言い方だったんです。どこまでが幹線なのかということですね今、総合通信局などと、またその通信事業者であるNTT東日本さんなどともいろんな話をさせていただいておりますけれども、当初私どもが心配していた本当の幹線路だけつくって、そして、そこから先は無線を何キロも飛ばすというようなことではどうもないような状況ではないかというふうに感じられるようになってまいりました。結果的に道路のあるところについては、光回線が敷設できる、補助事業として敷設できるではないかと。で、最終的にそこから家に引き込む時に、例えば農業者の方々などで言いますと、自宅にも、例えば作業所にも牛舎にもというようなことになります。そういったところから先はですね、補助対象にはなりません。そこは当然無線で行うのか、今でいうW i F i の仕組みなども使うのか、さらに必要なところはそこから今度は自分として、光を引くのかとかですね、そういうようなこと。

ですから私が思っておりますは水道でいうと、導水管については当然、町が敷設をして公的な施設で整備をします。そこから先は、今度は給水管としては御自身がというふうな形で水道の場合だとなるわけですので、そういったところにつ

いては補助事業の網が被ってこないというような制度なのかなと、そのように感じているところでございます。

ですので、私どもとすれば、できるだけ近くまでその光通信網の整備ということをお話をしながら、そういう事業計画を持っていきたいと考えているところでございます。電気通信、先ほど民設民営もあり得るというお話もさせていただきました。電気通信事業者が整備してサービスを提供し、町はその整備費用や運営費の一部を負担する民設民営方式というのは補助事業上はですね、国の補助金は3分の1と言われております。一方で、町が通信設備や設備更新を行い、電気通信事業者にサービス提供や管理を委託する公設民営と、この場合については、補助金が2分の1というふうに言われております。初期費用については当然、今の話で言いますと公設民営が町の負担というものが少なくて済むわけなんですけれども、後年度の維持管理費の負担なども考えていきますと、今時点では3分の1であっても民設民営の方が望ましいのではないかと考えてございます。

こういったときにですね、通信事業者の方々や利用主体となる農業者やJAの皆さん方、こういった方々にどの程度御負担を残った3分の2のうちですね、どの程度御負担いただけるかということがポイントにもなってくるのではないかなと。そういった方々の御負担もいただけるということであれば、私どもとして、その事業を推進するにあたって大変ありがたいなと、そのように考えているところであります。スマート農業の推進というものは国が打ち出しておりますけれども、それを進めていくためには、光通信網の整備というものがやはり不可欠になってくると思ってございます。関係者の皆さん方の御協力をいただきながら、しっかりと進められるように努力をしてまいりたいと考えてございます。今後も御支援をいただきたいと思いますし、また、御協力や御理解も賜ればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これにて原本哲己議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前10時57分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2、一般質問を続けます。次に2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 2番。平成31年度第1回定例会において、通告書により一般質問をさせていただきます。雪解けが進み、周りが何となく慌ただしくなってきましたが、今年こそは天気に恵まれ豊作で町民の皆様にとって災害のない健康な1年であることを願って、最初の質問に入らせていただきます。

最初に、本町では認知症の人、家族に安心な暮らしをしていただくためのいろんな取り組みをされていると思いますが、今一度お聞かせいただきたいと思います。

1 点目、認知症の人、家族の実態と関わりについてお尋ねします。

2 点目、安心な暮らしをしていただくための施策についてお伺いします。2025年には全国で700万人、65歳以上の約5人に1人が認知症にと推計されています。認知症の人、家族の意思が尊重され、できる限り住み慣れた大空町で暮らし続けることができるような施策をどう考えておられるのか、お聞かせ願います。

2 項目目、子どもの貧困対策についてお尋ねします。国は平成26年、子どもの貧困に関する大綱を閣議決定し、子どもが将来その生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世帯を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を整えるとしております。そこで、本町における家庭環境を含め、子どもの貧困対策についてお聞かせ願います。

1 点目、子どもの貧困の実態について、貧困率等を含め現状はどうなっているのか。

2 点目、貧困連鎖を防ぐための教育支援、生活支援等はどうなっているのか。

3 点目、今後の取り組みとして、地方自治体の役割として、貧困の状態にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施ですとか就職のあっせん、その他の貧困状態にある子どもの保護者の自立を図るための取り組みはされておられるか。

国の地域子ども未来応援交付金という制度がありまして、町は、それらを取り入れながらですね、実態の調査、計画を策定している状況にあるのか。していないのであればですね、これから取り組む予定はあるのかお尋ねをしたいと思います。

3 項目目、交通事故対策についてお伺いします。女満別小学校周辺の交通事故対策について、お尋ねしたいと思います。国道39号線から昭和中央線、女満別小学校正門前の女小11線交差点の交通事故対策につきましては、網走方面から信号が青の状態ですと昭和11線に進入した時、女満別小学校正門前の女小11線からの車と交差点での事故が多発しております。対策を講ずる必要があると思います。特に女小11線には止まれの表示がありますが、止まって出たとしても、障害物等で確認ができないで事故を起こしてしまう、そんな環境下にあるというふうに思っております。事故を起こしてしまう、そんな環境ですね、ぜひ対策を講じるべきというふうに考えます。

また、横断歩道設置箇所の工夫につきましてはですね、女小11線から、特に冬季間なんですけれども、道路形状が斜めになっておりまして、上から来てですね、止まらない状態で横断歩道に入ってしまうと、乗り上がってしまうというようなことですね、夕刻の子どもたちの通学等でですね、非常に危険な状態にあるというふうに認識いたしております。ここについてもですね、対策を講じる必要があるというふうに思っております。また併せてですね、小学校の横の昭和中央線の奥の方にも横断歩道が付いておりますけれども、網走方面からですね、スピードを落とさないで入ってきた時に同じように危険な状態にあるというようなことをございます。これらについてもですね、夕刻ですとか雨降り、雪降り等確

認をしていただいて、対策を講じていただくことが必要かなというふうに考えておりますので、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

2 点目、看板、ガードレールの設置箇所の点検・修繕について、これは全町的に言えることなんですけれども、春になるとですね。雪の影響で看板、ガードレール等の破損箇所が目立ってきます。また数年間錆びてですね、斜めの看板等も目にすることがあります。修繕、ペンキで錆び止めを塗るなどですね、備品、設備等を大切に使うことと、何のためにですね、ここにガードレール、看板があるのか、再度検証をしてですね。その機能、役割がですね、生かされるように努めることが必要と考えますが、以上、考え方をお聞かせいただければと思います。

4 項目目、女満別湿生植物群落についてお尋ねします。国指定の天然記念物、女満別湿生植物群落の現状についてですね、先ず現状と課題について。

2 項目でですね、調査結果と今後の対応について。平成 7 年にですね、女満別湿生植物群落調査会代表、富士田裕子氏がですね、調査を開始して以来、北海道大学フィールド科学センターに平成 15 年、24 年、25 年、27 年から水位調査と推計調査とですね、過去数回にわたって調査を繰り返しておられますけれども、成果がどの程度得られているのか、お尋ねをします。

また、国への要望を行っている旨聞いておりますけれども、どのようなことを要望されておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。以上、4 項目についてですね、1 回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 三條議員の一般質問にお答えをしたいと思います。認知症は特別な人に起こる特別な出来事ではなく、誰にでも起こりうる身近な病気だと認識しております。厚生労働省が発表した報告によりますと、認知症患者は 2012 年現在で約 462 万人、軽度認知症障害と推計される方は約 400 万人と言われております。議員が御指摘のとおり 2025 年には認知症患者数は 700 万人前後になると見込まれているようでございます。

大空町における認知症高齢者の状況につきましては、後ほど担当から説明させていただきます。

認知症につきましては、地域包括支援センターが御本人や、またその御家族の方から相談を受けている現状がございます。29 年度でございますが、地域包括支援センターが受けた相談延べ件数は 2,224 件であります。そのうち認知症に関するものは 216 件、約 1 割でございました。平成 30 年度におきましても 2 月末現在、延べ 156 件の相談を受けているところでございます。また、このほかにもですね、ふれあい訪問員、民生委員の訪問活動を通じましていただきました情報を地域包括支援センターと共有を図りながら、保健師の訪問でありますとか、医療機関への受診などを促しているところでございます。

町の取り組みについて御説明申し上げます。認知症により徘徊の恐れがある方が行方不明になった場合に、警察などの関係機関や地域との連絡体制を構築し、早期発見につながるよう認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業を 28 年度から

開始をいたしました。現在11名の認知症の方々が登録されており、11の事業所と協定を締結している状況にあります。このほか、地域で認知症の人や家族に対して手助けをする認知症サポーターの養成にも取り組んでおります。30年度は2回講座を開催し、うち1回は小学校5年生を対象に実施をしたところでございます。現在まで大空町で延べ952人がこの講座を受講しております。また、認知症予防として脳刺激訓練教室を開催し、介護予防講習会の開催などを通じて、認知症の予防啓発にも取り組んでいるところでございます。さらにまちなかサロン、女満別では一休、東藻琴ではサロンdeひがしもことに対しましても支援をさせていただきながら、高齢者の方々が気軽に集える場の提供もさせていただいております。

さらにこの他にですね、平成30年度から軽い運動と認知症予防や健康に関するお話をさせていただいた後、お茶を飲みながら懇談をするメルヘンカフェ、さらにはノンキーカフェというものを町主催で開催をさせていただいております。メルヘンカフェにつきましては、老人福祉センターを会場に月2回程度、約10人ぐらいの方が毎回お集まりと聞いております。東藻琴ではフロックスを会場に月2回程度、こちらは14、5人程度が参加をしてくださっているというふうに聞いているところでございます。

次に、子どもの貧困対策の関係でありますけれども、平成26年の6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立をいたしまして、翌年1月から施行されております。この法律では大綱を定め、都道府県は計画を定めるように努めるものとされております。国は、平成26年8月に大綱を閣議決定をいたしました。さらに北海道は、平成27年度から31年度までを期間といたしました子ども貧困対策推進計画を作成しているところでございます。市町村は計画の策定努力義務はありませんけれども、本町といたしましても、こういったことにも対応していかなければならない項目だと考えているところでございます。

我が国の貧困率平成27年は13.9%となっており、7人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしているという衝撃的な数値が報告されてございます。この指標や基準と同じものを私どもの町で現在把握しているわけではございませんけれども、参考となるような数値について少しお話をさせていただきたいと思っております。現在大空町で生活保護を受けていらっしゃる世帯の児童生徒数は5世帯、11人でございます。ひとり親医療費を受給している児童生徒数は70世帯、107人。また、ひとり親医療費の受給者と一部重複をいたしますが、児童扶養手当を受給している対象児童生徒数は62世帯、99人でございます。また、このほかに福祉資金の借り入れでありますとか、社会福祉協議会生活資金の借り入れをされている世帯もございます。必ずしもこの子どもたちが貧困に該当するということではないのかもしれませんが、まだまだ実態が十分に把握されておられません。こういったことの把握に努めていかなければならないものと考えてございます。

それによりましてですね、先ほど、計画の策定の義務は市町村には課されてい

ないということでありますけれども、こういった状況をしっかりと把握した中で必要であれば、計画ということを考えていかなければならないのではないかと。まだ現時点ではその前段の状況かなと思っておりますので、まずはしっかりと把握に努めてまいりたいと思います。生まれ育った環境に左右されることなく、連鎖がされることのないような、そういう形というものを町としては考えていかなければならないものと考えているところでございます。

次に、交通安全の関係について御指摘をいただきました。女満別小学校周辺の道路は、交通量の多い昭和中央線と夕陽台団地から昭和中央線との交差点へと向かう下り坂の女小11線、この2本の道路が町道管理でございます。女小11線から昭和中央線へ出る場合は、一時停止をすると同時に当然左右確認が必要となりますけれども、国道からの車両というものを確認しづらい状況にございます。また、比較的速い速度のまま進入される車も多いという状況にあらうかと思えます。抜本的な安全対策を進めるとすれば、国道を含めた全ての交差点の位置、これらを見直していくと、整備も含めてですね、していく必要があるのではないかと。思いますけれども、現状の図面からいろいろと推測をしていきますと周辺の住宅の例えば移設でありますとか、さらには小学校敷地に係る問題でありますとか、さらに夕陽台地域に住まわれている方の生活道路として、逆に遠回りになってしまうようなことも出てくるのではないということで、時間も掛かりますし、大変ハードルが高いと、そのように考えてございます。

そんな中で当面はですね、冬季間における砂の散布、滑り止め対策を強化することですとか、さらに、一番の問題は国道から接近する車両を確認できるような、その仕組みということなんですけれども、それが今時点ではどのようにすればいいのかということとはなかなか十分考えが付きません。担当と相談した中では、あそこに植えられている樹木などについて、伐採をさせていただくことでどうだろうかとかですね、カーブミラーを設置するというのはどうだろうか、また国道側に左折車両のスピード落とせのような、そういう視認の看板を付けることがどうなのだろうかとか、そんなことを議論はしておりますが、ただそれは町だけの今の検討の結果でございますので、十分ではないと思っております。特に隣接する小学校の関係者の方々の御意見も頂戴したいと思いますし、警察や公安委員会、道路管理者による道路診断というものをしっかりと確認をして対処させていただきたいと思っております。

また、横断歩道についての御指摘もございました。言われておりましたのは2つあるのではないかと思います。1つは女小11線を横断する横断歩道、もう1つは昭和中央線を横断する横断歩道ということではないかなと、特にこの2つは、児童が多く利用する箇所であらうかと思っております。女小の小学校の正面玄関、正面校門の前と先ほど言われていた危ないと言われている交差点のところ2カ所に横断歩道が付いております。ここを例えば1つにまとめることができないかと、女小正面側ということをご過去に考えたことがございました。そんな中で、

そのためには、現在のところの歩道を少し延長しなければならない。そんなことで、用地の確保ということについて、御協議を地権者の方と協議をさせていただいた過去の事例もございましたけれども、現状、その用地取得というところに至らなかったということもございました。また、昭和中央線側の横断歩道、スピードが出てきているところがありますので、前方に横断歩道があるということを早い段階でドライバーに知らせるという視認性の高い予告標識というんでしょうか、そういったものが必要になると思ってございます。それも先ほどの交差点部分の道路診断と合わせてですね、ここのところも診断をさせていただいて、どういう表示方式がいいのかということについて、検討してまいりたいと思います。

その他の一般の道路等にありますガードレールや道路標識、さらにはですね、交通安全側の物ばかりではなくて、観光の物でありますとか啓発用の看板なども多く町内にはありますけれども、そういった物が老朽化したり、傾いたり、破損をしたりというようなことがあります。通常、道路管理者として、町として、道路パトロールというものを実施をしておりますけれども、それらを充実させることはもちろんですけれども、そうなりますと安全施設以外の物については、所管と違うという話にもなってしまいかねませんので、関係各課で雪の解けた後、春先の時期にですね、一斉的に町内を確認をして対処するということが必要になってくるのではないかと思いますので、そういう体制づくりをしてまいりたいと、そのように考えてございます。そんな中で、しっかりとそれぞれの看板の役目が、また、交通安全施設が役割を果たせるように努めてまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 松川福祉課参事。

◇福祉課参事 三條議員の１項目目の一般質問に関しまして、大空町における認知症の状況について、介護認定の状況から御説明いたします。

平成３１年２月１日現在の６５歳以上人口は２，５３１人、人口に占める６５歳以上の割合は３５．０％です。そのうち、要支援１から要介護５までの介護認定者数は４６２人で、６５歳以上人口に占める割合は１８．３％となっています。介護認定者４６２人のうち、認知機能の低下を要因として初回認定を受けた人数は１３５人で２９．２％、約３人に１人となっております。介護認定の際に、認知機能に関して、日常生活自立度を判定しています。判定基準は全く認知症を有していない自立から、著しい精神症状や問題行動が見られ、専門医療を必要とされる区分までの８区分の自立度が設定されています。介護認定者４６２人のうち、家庭外において、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られ、たびたび道に迷うなどのミスが目立つといった判定区分２Ａという区分になりますが、この区分以上の重篤な症状・行動が認められる認知症の方は３０２人、介護認定に示す割合は６５．４％、介護認定者の半数以上が認知症を有している状況です。５年前の平成２６年３月１日現在で介護認定者は４３８人おりましたので、２４人の増加、判定区分２Ａ以上は２７４人で２８人増となっています。介護認定に示す割合の６２．５％で約３％増加している状況でござい

ます。介護認定者数の増とともに、認知症の症状を有する方も増えてきていると、そのような状況になっているところでございます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 三條議員からの子どもの貧困対策についての一般質問のうち、教育関係の支援について及び湿生植物群落について、お答えを申し上げたいと存じます。

最初に子どもの貧困対策であります。子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、平成26年8月に子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されました。大綱では、子どもの貧困対策の意義を、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策は極めて重要であると、そのようにされております。また、教育の支援については、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図るとされているところでございます。

大空町では、経済的な理由により修学が困難と認められる児童生徒の教育の機会均等を図るため、要保護、準要保護児童生徒への就学援助を実施しております。対象となる方は、生活保護法による要保護者に該当する方及びそれに準ずる方として、前年度所得が生活補助基準の120%未満の世帯を対象とし、学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、武道用具等について支援を行っております。平成29年度の実績といたしましては、小学生中学生合わせて63名に対し、734万円を支給しているところでございます。児童生徒全体に占める支援を受ける児童生徒の割合は、10%強となっております。本制度につきましては、年度当初に町内全ての小学生中学生の保護者に対し、制度概要の説明資料を配付の上、周知を図っております。また、類似する制度といたしまして、特別支援教育を受ける児童生徒に対する修学支援も行っております。平成29年度の実績では、小学生中学生合わせまして16名に対し、107万円を支給してございます。その他、大空町では多子世帯への保育園及び幼稚園の保育料の軽減、学校給食費の無償化、多子世帯の高校大学等への進学の際の支援、高校大学等へ進学する者への無利子奨学金の貸し付け、また教育ローンに係る利子助成など、さまざまな支援を実施してきております。これらは、経済的な理由のみを対象とした支援ではございませんが、教育費負担の軽減に大きく寄与しているものと、そのように考えております。

教育費負担の軽減について申し述べてまいりましたけれども、子どもの貧困対策のためには、教育費負担の軽減だけではなく、子どもの学力を保障するための取り組みや多様な体験活動の機会の提供、また、児童相談所や福祉部局、学校、教育委員会が連携した情報共有や支援など、さまざまな支援を有機的に結合した対策が必要と考えております。学校は子どもと向き合う最前線であり、日々の活動において、子どもの変化に気付き、支援につなげることができる場でもあります。教育委員会として学校と緊密な連携を取りながら、子どもが経済的な理由に

より、教育の機会を失うことのないよう継続した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、国指定天然記念物女満別湿生植物群落についてでございます。女満別湿生植物群落は、かつては北海道に広く分布していた低地紅葉樹林が原生の形で現存したもので、学術的にも極めて貴重な植生であると言われております。昭和47年に国の天然記念物に指定されましたが、時間の経過により、群生地に変化が見られるようになってまいりました。過去、平成7年度及び平成15年度に北海道大学の協力を得て、女満別湿生植物群落調査会が実施いたしました現況調査によりますと、ハンノキやヤチダモの倒木が頻繁に起こり、高木低木等の構成や植物群落に大きな影響が現れているとの報告でありました。また林内には倒木により、樹木の更新がうまく進んでいないところもあり、そのことがヨシ原の面積を著しく増加させたのではないかと推測されております。

そのような関連から、群落の南側に位置するミズバショウの密度が低くなっているものと考えられております。平成24年度と平成25年度には北海道大学にお願いし、その後の経年変化を把握するとともに、保全に向けた対応策を検討するため、ミズバショウの分布調査や湿地林内の樹木が更新されていないギャップ面積の調査、さらには地下水位調査を実施したところでございます。その報告書では、ヨシが繁茂する要因として、倒れた樹木の更新が進んでいない場所において、日光が林床に直接届いてしまうといったことや直射日光により気温や水温が上昇してしまうこと。また、水の流れが影響していることが推測され、ヤチダモの多い地点やハンノキが少なくなっている場所の水位を低下させるなどの対策が考えられるとのことでございました。

そのような調査結果を踏まえまして、平成26年度には南ヨシ原付近に設置された閉塞した配水管の清掃を行い、排水機能の改善を図っております。また、年度単位の調査では原因の特定は難しいことから、平成27年度から来年度、平成31年度までの5年間、国の許可を得まして、湿地林内6カ所に推計を設置し、長期的な地下水位調査を実施しているところでございます。あと1年間水位調査は続きますが、今後は蓄積したデータに基づき原因分析を行い、湿生植物群落のあるべき環境につながる対応策や保全に取り組んでまいりたいと考えております。

また現在、北海道開発局網走開発建設部、北海道森林管理局網走南部森林管理署、北海道オホーツク総合振興局、北海道教育庁オホーツク教育局、J R北海道、西網走漁業協同組合、北海道大学を構成メンバーとする女満別湿生植物群落保全対策連絡協議会を毎年度開催しておりまして、女満別湿生植物群落の現況把握と情報の共有、さらには保全対策の方向などについて協議を重ねているところでもございます。昨年1月には環境省に私自ら赴きまして、湿生植物群落の現況や大空町としての長年にわたる調査の取り組みについて説明を行うとともに、環境保全に向けての国による調査の実施や本町に対する支援についても要望を行っております。また昨年9月には環境大臣政務官が本町に視察に訪れ、現状を確認していただくとともに、さらに昨年11月には山下町長より文化庁に対し、湿生植物

群落保全に関する陳情を行ったところでございます。大空町の貴重な財産であります女満別湿生植物群落の保全の取り組みは、総面積56.3ヘクタールに及ぶ湿生植物群落全体の生態系に多大な影響を及ぼす重要な課題と捉えておりまして、町単独ということではなく、国や道に積極的に関わってもらおうべく戦略的に進めていくことが肝要と考えております。

これまで蓄積してきました資料を基に、北海道大学をはじめとする関係機関の協力を得ながら、より具体的な対策を講じられるよう一層の努力を重ねてまいりたいと存じます。以上、御答弁とさせていただきます。

◇議長 2番、三條議員。

◇三條議員 2番。それではですね、2回目の再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、認知症についてですね、再質問させていただきます。認知症予防と認知症の人、家族の関わりについてはですね、今お話いただきましたので、ある程度分かり理解することはできます。

2点目、安心な暮らしをしていただくための改善政策についてですね。いろいろお聞かせもいただきました。現在もですね、地域包括の中でさまざまな取り組みをですね、されていると思いますけれども、日常生活の中で、何らかの支障を来す認知機能の低下を有している方、先ほど松川参事の方からもご報告いただきましたけれども、年々数が増えてきているというふうなことでございます。さらにですね、今後ますます増えることも予想されるわけでありましてけれども、当然それらの方に対応していくためにはですね、専門職の配置をしていかなければですね、対応できないのではないかなというふうに思っているところでございます。

他の町村の事例を見ますと、認知症コーディネーター等を配置をし、対策を講じているような状況下に現在あります。また公共施設の空きスペースにですね、認知症予防運動機器などを設置して、トレーニングを実施しながらですね、予防に取り組んでいる事例もあります。先ほどいろんな予防の事例もお聞かせいただきましたけれども、実際に体を使ってですね、予防に向けて汗を流していただくというふうなことも必要になってくるかなというふうに思います。認知症の機能トレーニングについてはですね当然、専門の機器というふうになるんだと思いますけれども、そういった機器を取り入れて安全にですね、効果的に予防して予防対策を講じていくというようなことも必要かなというふうに思います。なかなか認知症に罹っておられる方はですね、言葉で説明しても理解できない事例が多々あるわけでありまして。体を動かしながら予防に向けて予防につながるような施策をですね、いろいろと検討していただければありがたいなと思います。

最近、認知症の方に対する保険制度の導入について、認知症の人によるですね、徘徊中の事故などで家族が、損害賠償を請求される事態がですね、多々は増えてきているというふうに聞いております。そういった損害賠償の請求される事態に備えてですね、町が公費で民間保険に加入してですね、賠償を肩代りする制度の

加入する事例が多々出てきてございます。大空町におきましてはですね、家族の方が安心して生活していただくために、取り組んでもいい事業なのかなというふうに思ったりもしております。そんなようなことですね、まず認知症のコーディネーターの配置、認知症予防運動機器の設置をトレーニングを実施していくこと。町が公費でですね、民間保険に加入し、賠償を肩代りする制度に加入について。

それから、徘徊をですね、前途とした対策について先ほど何点かお聞かせいただきましたけれども、現実的にはですね、分からないところで居なくなって、それを探すということは至難な技でございます。私も何回か探したことがあるんですけども、最近はですねGPSがですね、発達してきておりますので、靴とかどこかにGPSのチップを埋め込んでですね、即座に探すというふうなことが必要なかなというふうに思ったりもします。いずれにしてもですね、徘徊の場合はもう知らないうちにどこかに行ってしまっただけですね、戻ってこないというふうな事例が多々ありますし、特に冬季間であればですね、戻れなければそのまま死につながるというふうなことにも、連結するかなという思います。こういったことでですね、家族の負担を少しでも軽減することができるというふうに考えておりまして、このことについてですね、再度お尋ねをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 法律の改正によりまして、総合支援事業の実施が市町村に義務付けられたわけでございます。そんなことから、平成30年度から認知症地域支援推進員の配置と初期集中支援チームを発足させたところでございます。この推進員が中心となりまして、認知症の理解や相談窓口を掲載した認知症ケアパスを作成し、先ほど御答弁で申し上げましたメルヘンカフェやのんきーカフェ、そういったところで配布したり説明をしたり、さらには家庭訪問時や健康相談、あともしくは健康教育時などで活用させていただいているというところでございます。人員の増員というものは確かにできれば、もちろんそれにこしたことはないですけども、その他の業務との関係も踏まえながら、総合的に判断をしていきたいと思っております。またこういったその専門職的な職員の配置というのは必要だと、例えば思ったとしてもですね、すぐに確保できるかというとなかなかのハードルが高くて難しい場面もございます。そういった意味で長期的な視野に立って計画的な対応というものが必要ではないかとそれように考えているところでございます。ぜひ御理解を賜ればと思います。

また有酸素運動などのことについての御指摘もいただきました。血流を促進するということは全てのことに對して、効果的なところがあると、また脳機能の低下を防ぐという働きもあると、そのように今言われてございます。現在、女満別のゲートボールセンターと東藻琴の老人福祉センターに、ウォーキングマシンでありますとかエアロバイクといったものが何台か整備してございます。しかし利用実態を見てみますと、御高齢の方がどれほど使われているかというところはまだそれほど多くはございません。それもですね、何と云うのでしょうかね、職員

を配置して手取り足取りこうやって使ってという形になっているわけではなくて、説明書きなどが置いてある程度ということではいけばですね、御高齢の方が気軽に訪れて自らが使うというような形態にはなっていないかと思っております。現在は設置をしているという状況でありますので、こういったものを有効に活用するということをですね、今後、考えていかなければならないものと思っております。そんな中で、どういう場面でそういったものを使っていたらいいかと、予防も含めて考えていかなければならないものと思います。

認知症保険、保険会社で販売されているようでありますけれども、議員がそういう話をされるまで私は十分承知をしておりませんでした。そのため担当としてもですね、また検討している段階ではないというのが正直なところです。しかし今回御指摘をいただいた中で、そういうものがあるのかという中で考えますとですね、先ほど言いましたＳＯＳネットワークの登録者と合わせて、そういったものの保険に加入をするということを促進していくと、お互いの事業の中でですね。相互の効果というものが発揮されるのでもないかなと、そのように感じたところでございます。既にそういった保険に加入している自治体の状況なども少し勉強させていただきたいなと思います。基本、保険というのは御本人が入るのが前提ではあるでしょうけれども、社会のそういった状況などを見ると、公費負担というものも何がしかされているというような情報もありますので、そういったところを含めて、まずは情報収集しながら有効にこれらを今の制度のなかに組み入れていくことができるように考えてみたいと、そのように思います。

行方不明者になった時に職員を動員して、また警察や消防団の協力もいただきながら捜索をするということを過去にも何回も行っております。幸いにして、ここ数年はありませんけれども過去には、冬に出て行かれて、結果的に見つけることがかなわず、悲しい出来事になったというような事例もあります。そんな中でそのＧＰＳ端末などが何がしかの形で埋め込まれているようなものをですね、着用して外へ行っているということであれば、確かに発見というものは容易になるものと思います。こういったものは調べてみますと、例えば履物の場合だと履物そのものの値段と、そのＧＰＳを組み込んだその端末代、さらにはその通信料というようなものが掛かってくるのかなと思っております。ただ、それですね、その履物を履いて出ていたということが前提でありますので、どこまでそういったものをですね、着用されるものなどに組み込めばいいのか、また、そういうようなものがあつた時に御家族の方が、それが効果的だと思って使われるかどうか、そういったその意識といいましょうか、そういった方々の意見も少し聞いてみる必要もあるなとそのように感じておりますので、そういうところを訪問相談時などに投げ掛けて見ながら、その必要性、効果性というものを探ってから判断をしたいと、そのように思っているところであります。それに合わせて議員が御指摘になられたそういうものもありますけれどもその他に、時代がどんどん進んでおりますので、いろんな活用用品というものが出てきているのではないかと合わせて、そういったものも調査をしてまいりたいと考えているところでございます。

そんな中で対応を進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 2番、3回目になりますけれども、認知症の人とかですね、家族の中には認知症に対するですね誤った知識や偏見から、周囲の人などですね、打ち明けることをためらう家族の方もおられるわけです。病院等にですね、相談またはですね、診察に訪れる際にはですね、もう治療や支援に遅れが生じていると、手の付けようがなくなってから発見されるというような事が多々あるのかなっていうふうに思います。やはり早期に発見することだと思えるんですけども、日常の人とか家族の意思がですね尊重されて、多くの皆さんが心配されておりますけれども、できる限り住み慣れた大空町に住み続けたいという方がたくさんおられます。そんなことですね尊重しながら、これからも続けてここで生活できるような施策をですね、これからも前向きに取り組むことでお願いをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 議員の御指摘のとおりかと思います。サポーター養成講座などもですね、単にその関わる人を増やすということもありますけれども、理解を深めるという意味合いを含まれていると、そのように認識をしております。またご本人がなかなか言い出しづらい、御家族も言い出しづらいという気持ちも分からないではありません。そんなことから、単にその相談は受け手だけではなくて、先ほど言った訪問員でありますとか民生委員の方々、また、地域のいろんな話題の中でですね、そういったものを積極的に情報を収集して声を掛けてあげる、そういう気の細やかな対応というものが、こういったことには求められるのだろうと、そのように感じております。そういったことを職員にも伝えながら、認知症の方々の対応というものを進めてまいりたいと考えてございます。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 2番。子どもの貧困対策についてですね、再質問させていただきたいと思います。生活保護に入る前の段階からですね、早期に支援をすることで生活の貧困状態からですね、早期自立へとつなぐことが大事というふうに言われております。つまり生活保護に入るその前段の何年間になるか分かりませんが、その期間が大事だと言われているわけであります。

そういったですね、生活困窮化が生活保護を受けるまでの見えない部分を行政としてどう把握して支援すべきかということなのかなと思います。非常に難しいんだと思いますが、事実そういう事例がたくさんあってですね、本当に困窮しているんだけど生活保護は受けたくない、けれど、生活はもう本当に破綻寸前にあるという事例もですね、多々聞いておりますので、そういったことについてと、もう一つですね、最近近隣でNPOですとかボランティアの中心となって子ども食堂を開設し、話題になっています。また一方ではですね、貧困

家庭などピンポイントで支援する子ども宅食、これも余り聞きなれない言葉だと思うんですけども、弁当や惣菜をですね、無償で定期的に配るサービスを行政が取り組んでいるところも出てきております。つい最近ではですね、ふるさと納税で返礼品はいらないけれども、この子ども宅食のほうにですね、寄附をすると。結果的に町が受けて、この宅食の部分にお金を出してという形だと思います。いずれにしてもですね、ピンポイントで子どもの支援をする子ども宅食についてですね、子ども食堂はなかなか難しいかなと思いますけれども、子ども宅食にですね、取り組むことができないかどうか再度お伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 細やかな状況把握というものが求められていることかと思います。

担当としてもですね、なかなか難しいなと思っておりますのは、長年ずっとこの地域でお住まいになっている方々、その状況を把握するというのは、地域の方も御存知ですし、役場としても何がしかの関わりの中で、分かるというところがあるんですけども多くといいたいでしょうか、ありますのは、町外から転入をされて来られた、例えばひとり親の状態例えば転入をされて来られている、前段がどのようなご生活をされていたかというところが分からないままにですね、現在大空町でお住まいになっているというところの方々の把握というものがなかなか難しく、小まめに細やかに対応が出来ていかないというところがあるのではないかなと、そのように感じております。そんな中で、いろいろなその事業を展開しながらですね、そういったものの拾い出しと言いたいでしょうか、状況把握をしていかなければならないものなのかなと思ってございます。そんな中で、北見市にありますオホーツク相談学習支援センターというところがありまして、子どものいろんなところの生活困窮子どもの学習支援ですとか、さらには御家庭の就労支援などもされていると、そういったところとタイアップをしながら大空町としても、事業を実施しているような状況にもございます。

先ほど議員が言われました子ども食堂、直接その子ども食堂と言えるかどうか分からないですけども、そのセンターの実施している学習支援というのがあるんですけども、現在大空町では、5世帯8人の子どもがこのセンターが行っている学習支援に参加しているんですけどもその中の一環として、例えば料理教室を行って子どもたちと一緒に家庭の雰囲気味わうような食事をしようとかですね、そういうような取り組みもしております。そんなことから、そういうような事業を通じて、家庭の状況を推測していく把握していくというようなこと。さらには、児童センターや児童館がございます、そういったところに子どもたちが通ってくる。また、その前段として、保育園、幼稚園、そういったところに通う。そういったところからですね、子どもの現在の置かれている状況というものを把握していく、それをまた共有しながら、何が必要かというものを考えていくということが必要ではないかなと考えてございます。

また子ども食堂とは別に子どもの宅食って言うんでしょうか、先ほど言われました御高齢の方の自宅に給食と言いたいでしょうか、食事を配送するという事業があ

るのだとすれば、子どもたちのそういうひとり親家庭でなかなか保護者の方が食事を提供できていないとかですね、そういうところに運び込むという仕組みということなんだろうと思います。決してできないことではないのかなと思っておりませんが、それをその前段としてどのように把握をし、そしてそういったところに運ぶ仕組みをですね、つくっていくかというところの方がなかなか難しいのかなと思ってございます。そこの把握ができて御理解をいただけるということであれば、今でありますといろんな民間の事業者も含めて、その宅配の給食サービスというのがありますので、そういったところに結び付けていくというのはできるのではないかなと考えてございます。御指摘いただいたところも一つの課題といたしまして、今後の事業展開の中で検討してまいりたいと、そのように思います。その前段の細やかなその情報収集、配慮、対応というところに先ず一生懸命努力をしてまいりたいと、そのように考えてございます。

◇町 長 2 番、三條議員、

◇三條議員 2 番。次にですね、交通事故対策について再質問させていただきたいと思います。いろいろとですね、検討していただけるというような御答弁もいただいたんですけども、最近なってですね、立て続けに車の事故が起きておりまして、その周辺に子どもがいたら非常に巻き込まれて大変なことになったなということが多々あるもんですから、あまり時間を掛けないで、出来れば早く、早めにですね、対応できるところからでいいと思いますから対応していただければというふうに思います。

また交通用の看板ですとかガードレール等ですね、これは皆さんそれぞれ感じておられると思うんですけども、せっかく立てた看板がですね、斜めになっていたり、錆びて茶色になっていたりすると、景観上もよろしくないですし、見た目にも何の看板なのか分からないという状況にあるところもあるやに聞いておりますので、ぜひ改善の方を進めていただければと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 関係者の方々にお集まりいただいて、先ほど言いました道路診断というところを行っていききたいと思います。事故そのものは多分発生したのは、車両同士ではなかったかと思いますが、結果的に子どもたちがその周辺にいれば、そういった事故に子どもたちが巻き込まれるということもあの場所は想定される場所ではないかなと、そのように思います。時間を掛けることなく努力してまいりたいと、そのように思います。先ほどいろんなその道路標識等々の看板等の表示物などの点検、過去にガードレールなどの交通安全施設は別といたしまして、看板などについて住民課を中心に春先に 1 回全調査をしたことがございました。その中で曲がっている物、錆びている物そういう物、場合によっては不要になっているような物、撤去しなければならないような物、そういった物をということで、何年かやったことがございましたけれども、継続して行われておりません。そんなことから、先ずは全課でそういうものを確認をするというところで春先スタートをさせていただきたいと思います。先ほ

どの道路診断については、できるだけ早い時期に関係者の皆さんにお集まりいただくように努力をしてまいりたいと思います。

◇議長 2 番、三條議員。

◇三條議員 2 番。それではですね、女満別湿生植物群落についてですね、再質問させていただきたいと思います。

過去の調査報告書、平成 25 年の調査にですね、保全への提言がされております。面積の顕著な南ヨシ原、木道が設置してあるヨシ原ですけど、及び舗装道路に隣接する北ヨシ原については、地下水位の近年の上昇と極端な湛水が本調査によって明らかになったことから、湛水状況の改善が必要である。つまり、降雨時に集中する水が、湖面にある程度抜ける方法をとるべきであるというようなことで調査報告書には記載されてございます。で、またヨシ原の拡大を阻止するためにですね、道路改良等を行ったときには、モニタリングを実施することということも付帯意見で付いてございました。

過去にもですね、ミズバショウ群落を含めてですね湿生植物群落の枯渇の部分についてはですね、いろんなことが言われてきて、そんなこともあって調査をされているのかなというふうに思いますけれども、何ら一向にですね、手が付けられていないと、調査、調査、調査ということですね、来ているのかなと。なかなか思った通りに手を付けることはできないかもしれませんけれども、やはり原因の 1 つとしてですね、道路があって、道路の下にですね横断管が入っている。その横断管が潰れていてですね、水の往来ができなくなっているというふうに言われてきています。J R のですね側溝の云々もありますし、近年ではですね、ワカサギ釣りの駐車場のところでですね、車が停まって、道路の部分が絞まるから水の往来ができなくなったとか、いろんなこと言われているんですけども、調査と並行してですね、やはり実施をしてみると、許可を得てですね、例えば木道の部分、ミズバショウの木道の部分だけでもですね、道路の横断管がもし潰れているとしたら、その横断管をですね、2 カ所程度入れ替えてみると、もちろんモニタリングを今やっているわけですから水位のですね、そうやってして植生の回復を図っていかないと、全体的には植生は減ってはいないと逆に増えているというふうにお聞きしていますけれども、条件のいいところにですね植生がこう回復されていくのはそれは当たり前のことなんですけれども、やはり条件が悪いからヨシ原になってしまう。そのヨシ原をですね、刈ればいいっていう話ではなくて、要するに環境から、変えていかないとヨシ原はなくなっていきません。尾瀬沼のミズバショウの再生という事業も見たりもしていたんですけども、やはり植生を回復するためにはいろんなことをやっていかなければならないと思います。で、国頼りは本当に大規模の時でいいと思うんですけども、身近にできることがあるのであればですね、やはりやってみる価値はあるのかなというふうに思っています。植物の生理的なこと考えるとですね、水が滞留してヨシが増えるのは当たり前のことなんです、水を少し往来するように抜いてやらない限り、これはどこに話をしても解決はしていかないというふうに思うんです。

ですから、それも含めてですね教育長に、すぐとは言いませんけれども、ぜひ部分的でもいいですから、申請を出して許可をもらってですね、横断管をちょっと1本2本変えてみてモニタリングをしてみるというふうなことを検討できないか。それについてお尋ねしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 湿生植物群落についてはですね、1回目の答弁でも、させていただきましたように、平成7年度からの調査というものがスタートして、はや今年度で23年ですか、経過をしようとしているということで具体的な取り組み、対応がですね、十分見えないという、御指摘であろうかと思います。前任者のときから大体7年ないし8年周期で経年変化を理解するための現況調査といったものに軸足を置いてですね、これまで取り組んできたところでございまして、その原因究明と言った部分に本格的に調査の内容を変えたのは、平成25年度の調査であろうかと思っております。

今議員何点か御説明いただきましたようにヨシ原が増えるですとか、そういった部分のミズバショウのですね、群生地が小規模化していくと、これらについてはそういった、さまざまな要因が考えられるという報告でございました。特に注目したのがやはり水ですね、水位の状況によって、ミズバショウだけではなくて、さまざまな植栽にどのようなですね、影響もたらしているのか。それと、やはり横断管の現状がどのようになっているかと、そこが湖と群落地の水の往来を助けるというか、つなぎとめる大きなポイントであるということは私どもも承知してございまして、その25年度の調査結果を踏まえてですね、26年度に南ヨシ原でありましたけれども、閉塞して水の行き来が悪かった、配水管の機能の改善とといったことも取り組んだことはございます。その他の管の分についてもですね、点検等は当然させていただいているんでありますけれども、やはり1年間通しての水の水位の変化、特に雨が降って、あるいは台風等が来た年もありましたけども、急激に上流部の河川の受け皿となっている網走湖のですね、湖水面積が急激に上昇していくと、その時が湿地帯側の水位というのがもうものすごい高さになり、しかも、その期間も雨量によって、その上昇した期間も相当長くなったり、また、さほどでもない雨量の場合はですね、1カ月程度で元の水位に収まるといったそういった年によってもですね、その気象条件によって大きな変化がもたらされているということも、これまでの水位調査で見えてきているところがございます。

確かに、モニタリングとしてここをちょっとやってみると、国の許可というものが前提でございますけど、そういうことも必要ではないかなと思っておりますが、南ヨシ原のところだけではなく、56ヘクタール全体でもですね、対策という視点から現在教育委員会は、国、道に対してもですね、さまざまな要望させていただいているということでありまして、やはり許可を取る上でも、科学的な調査なりデータというものを明らかにした上で、本来、人がここまでならできるといった対策の方向を見極めた中でですね、慎重に進めてまいりたいと思っております。

ます。

私自身に湿生植物群落ですね、それとミズバショウの群落っていうのは、思い入れもございます。ゴールデンウィーク期間中多くの観光客が来てくださったり、また、町民の皆さんの憩いの場でもあります。何とか元の環境に復元できないものか、じくじたる思いはありますけれども、教育委員会の立場として専門家の意見も十分踏まえながらですね、できるだけ具体的な対策が取れるよう努力をしてまいりたいと、そのように考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 2番、なかなか調査に出してもですね、こうしなさいっていうことの調査結果というのは出てこないと思えます。予想されると加工したほうがいいのかですね、そういう類いになるのかなと思えます。せっかくあるですね、こういった貴重な観光資源がですね、やはり町民の皆さんとか観光客の皆さんがですね、やはりミズバショウ湿生植物群落に時期になると見に来るわけですね、その後も逐次やはり見に来ておられるということでもあります。やはりもっとですね、親しんでいただくためには、せめてその見えるところを、今教育長は全体の部分のこと、当然だと思えるんですけども、遊歩道があってミズバショウが見えていたあの周辺だけでも、植生が回復できて見られるのであればまた思いも変わってくるかなというふうに思えます。で、やはり水が滞留して、湛水して、ヨシ原になってですね、ミズバショウが見られないというふうな状況かは行ってみたら分かるんですけども、その部分についてですね、やはり再度検討していただいてですね、壊滅的にもう調査、調査で何年も掛けてやっていて、何もなくなると、見えるところは何も無いというようなことにならないんですね、再度、前向きに、何かをやってみると、調査っていうのは何年も掛けてやるわけですから何年か調査を掛けているうちに、調査を掛けるものがなくなってしまうというようなことだけは避けていただきたいなという思えます。はい。以上です。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 調査をずっと繰り返してきているということでもありますけれども、古い記録がですね、あるということで経年変化といったものが的確に把握をできるということでございまして、これまでの調査の必要な期間、また必要なデータであるように思っているところでありまして、大空町の貴重な財産でありますこの指定湿生植物群落や豊かな自然をですね、後世に残していくというのは、今を生きる私どもの使命であると、そのように考えております。

議員おっしゃいましたように主体がですね、行政関係機関に留まることなく、やはり地域に住む住民の皆さんともですね、課題を共有しながら、保全に向けた取り組みを展開していくことも重要であるというふうに思っております。また、今全体を中心にですね、把握をするということを中心に据えておりますけれども、部分的な、そういう取り組みといったものもですね、視野に入れながら、また、

北大等の専門家の意見も聞きながら、また、国の許可が出る出ないといった部分もですね、十分国とも協議しながらですね、一方でも前でも進めていくように努力していきたいと思っております。一つひとつ厳しいハードルであると思っておりますけれども、あるべき環境の復元に向けまして、今後とも努力してまいりたいと思います。引き続き御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 2 番。いろいろ御答弁をいただきました。やはりミズバショウ湿生植物群落をですね、町民の皆さんに、新しく町民になられた方もたくさんおられると思いますけれども、やはり親しんでいただくためにですね、これ過去の話で申し訳ないんですけれども、子どもさんたちがミズバショウ写生会等ですね、教育委員会等が中心になって主催をしていただいたり、何らかの関わりのイベントを、小さくなくていいんと思いますけれども、その湖畔にですね、こういった湿生植物群落があって、春にはミズバショウが咲いてというようなことをですね、やはりもっと広めていただくということも、教育委員会サイドでぜひ進めていただければと思います。以上で質問終わりたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 先ほど住民の皆さんにもですね、課題を共有させていただくという御答弁を申し上げましたけれども、やはり貴重な学術的な資料であると思っております。広く町内の子どもたちにもですね、他の郷土資料なり、町の文化材など、そういったものも広く学んでいただくということが、教育委員会として今後ですね、中心に進めていかなきゃならないことでもあると思っております。ミズバショウ写生会については、確か北海道新聞さんが主催をされて長年やってくださっていたかなと思いますけれども、そのようなですね学校でもそのような写生会の機会を設けるなど、積極的にですね、取り組んでまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。ここで昼食のため休憩します。再開は午後 1 時といたします。

(休憩 午後 0 0 時 0 5 分)

(再開 午後 0 1 時 0 0 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 2、一般質問を続けます。次に 1 番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

女満別研修会館及びゲートボールセンターの今後のあり方についてであります。女満別研修会館は昭和 4 7 年に建築、ゲートボールセンターは昭和 4 8 年に建築し、どちらも相当な年数が経過しており、老朽化している状況が見受けられます。また、これまでに目立った大規模改修は行われず現在に至っています。

1 つ目の質問といたしまして、現在まで両施設について耐震診断が行われたのか伺いたいと思います。

2 つ目の質問として、今後、両施設の維持補修を行い、長寿命化を図るのか。もしくは新たに同じような機能を持つ施設を建設するのか伺いたいと思います。

以上、1 回目の質問として教育長に伺います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 後藤議員からの一般質問にお答えを申し上げます。女満別研修会館につきましては、昭和 47 年に建設された施設ですが、昭和 59 年には、旧女満別町役場庁舎の建設にあたり、仮庁舎とするため、2 階の一部を増築し現在に至っております。

建設後 46 年が経過しており、老朽化が進んでおりますが、床の張り替えや防水改修などの修繕工事は行ってきておりますけれども、大規模な改修工事は実施しておりません。女満別研修会館は市街地中心部の利便性の高い箇所に立地し、大小の会議室をはじめ、調理室や視聴覚室などを保有する施設であることから、研修会や各種会議、イベントなど多方面で住民の皆様に御利用いただいているほか、2 階部分には、教育委員会事務所及び郷土資料や石刃石類の展示スペースも設けられております。

隣接する女満別ゲートボールセンターについては、昭和 49 年に建設され、建設後 45 年が経過しております。研修会館同様に老朽化が進んでおり、平成 21 年から 23 年に掛けて、屋根、窓、暖房機、防水等の改修工事を集中して行ったほか、小規模な修繕工事を実施してきております。また、アスベストを含有する断熱材が使用されていたことから、平成 7 年と平成 21 年にアスベストの除去や囲い込みの工事を実施してもおります。ゲートボールセンターでは各種スポーツ活動や大会での利用のほか、夏のスポーツ合宿、とりわけバスケットなどのですね、会場としても活用しているところでございます。

両施設とも昭和 56 年以前に建設された、いわゆる旧耐震基準による建築物ですが、現在まで耐震診断は実施しておりません。建設後 50 年を迎えようとする両施設であり、また研修会館は増築された建物、また、ゲートボールセンターはアスベストが使用されていたことから、仮に改修を行うとすれば、多額の工事費用が見込まれるといった点からも、今後も両施設の耐震診断については実施を予定をしていないところでございます。今後の両施設のあり方についてであります。建築経過年数から見ましても、取り壊しあるいは建て替えの時期が迫っている施設であると、そのように認識をしております。平成 29 年 3 月に町が策定いたしました大空町公共施設等総合管理計画においても、施設改善の方向として、女満別研修会館については建て替えの方向となっております。現在、両施設の利活用の状況等について、現状把握と分析を進めるとともに、教育委員会が所管する類似施設との機能分担を図るなど、総合的に検討を行っているところでございます。また、研修会館の利用実態としては、教育分野以外での活用も多々ありますことから、町長部局関係課のほか、利用団体などとも十分協議の上

で、今後のあり方について方向性を出してまいりたいと考えております。以上、後藤議員への1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、後藤議員。

◇後藤議員 1つ目の質問の耐震診断については、両施設とも建て替え、または取り壊しを予定しているため、行われていないということが分かりました。

2つ目について再質問させていただきます。建て替えを予定の研修会館についてですが、現在、さまざまな教育文化活動や各種会議、集会等の場として使われています。今後も町が生涯学習の推進を図っていく上で、社会教育関連施設は重要な位置付けにあると思いますので、ぜひ計画的な整備や設備の充実を図っていただきたいと願いますが、そのことについての考えをどう考えてあるかを聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 女満別研修会館につきましては、社会教育施設としてですね、さまざまな機能を有しておりますことから、各種会議の開催のほか、研修会、講演会、またイベントといったですね、活動など多くの住民の皆様、また地域の皆様に御利用いただいております。本町の生涯学習を推進していく上でも研修会館は必要な施設であり、また重要な役割を担っているものと認識しているところでございますけれども、現在、少子高齢化の進行であるとか、また、人口減少が進むなか、今後利用者ですね、割合といったものも変化が生じるのではないかなと予測しているところでございます。

今後は、多目的に広く活用でき、効率的な運営と機能性を合わせ持つ施設としていくことが肝要ではないかなと考えております。各種行事、会議、またイベントなどに対応できるですね、コンパクトでありながら、住民の皆様にとって利便性の高い施設となりますよう、教育委員会のみならずですね、関係部局や関係団体と共に協議を進めながら、具体の整備方針を定めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 1番、後藤委員。

◇後藤議員 1番。町民のニーズを捉え、取り進めていただきたいと思います。教育委員会としても健康増進を目的として各種スポーツ教室や大会などが開催されております。また、福祉課でも大空町健康増進計画に幼児から高齢者まで健康増進し、元気な町となるよう取り組みがなされているところであります。

ゲートボールセンター内の町民が利用しているトレーニングルームについて、冬期間の運動や日ごろの健康増進のために、設備の充実を望む声をお聞きしますが、新しく建設する研修会館、もしくは建て替え、または取り壊しを考えているゲートボールセンターにそのような施設をつくる考えはあるのか伺いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 住民の皆さんのですね、健康づくり、あるいは教育委員会としては、スポーツの普及振興であったり、体力の増進、そういった目的に、各種教育委

員会としての事業展開などをですねさせていただいております。とりわけ近年は子どもたちですね、体力が非常に低下しているということもありまして、子どもたちが運動好きになるためには、積極的にですね、親子でのそういった運動の楽しさといったものをですね、親子で感じ合ってもらって、また絆を深めてもらいながら、生涯、そういったスポーツに親しむようなそういう子どもたちを育てたいという観点からも親子スポーツ教室なるものもですね、取り組んできているところでございます。

御質問ありましたゲートボールセンターに設置されているトレーニングルームでございますけれども、過去に現在のスペースはですね、児童クラブということで児童福祉のための活用ということで、利用されていたスペースでございました。その後めっちゃいんど館等がですね、できまして、その空きスペースを有効に活用しようということで、また、健康増進の一助ということで、現在ランニングマシンでありますとか、エアロバイクなど、トレーニング機器を設置いたしまして、住民の皆様にご利用をいただいております。昨年度、平成29年度の利用者数を申し上げますと、年間延べ2,486人の方の御利用いただきまして、1日当たり平均利用数は8.5人という状況でございます。トレーニングルームのトレーニング機器等については、これまでも御利用いただいている方から、御要望を受けまして、今言いましたランニングマシンやエアロバイクのほかにマルチポジションベンチなども、平成29年度でしょうか、新たな機器もですね、設置をさせていただいて、現在に至っております。しかしながら、トレーニングルーム自体の面積が98.325平米、畳にいたしますと30畳ほどの広さということで、非常に狭いということもありまして、さらに機器を増やしていくことは、現状難しいかなと、そのように思っております。

さらなる内容の充実を図るためには、十分な広さの確保を図らなければならないという現状になっておりまして、新たに研修会館、あるいはゲートボールセンターの建て替えの場所ということになりますと、新たな公共施設の整備には数年以上年数が掛かるといったこともございますので、今後、利用者の皆様の初め、住民のニーズを把握した上で、また、健康増進の意味合いからですね、保健福祉部局となどとの連携も取りながら、既存の他のスポーツ施設への移転なども含めまして、総合的に検討してまいりたいと、そのように現在考えているところでございます。

◇議 長 1番、後藤議員。

◇後藤議員 1番。元気で活力などまちづくりは、生涯学習の基礎となるものとも思うよく言われます。さまざまなライフステージの方たちがより利用しやすい施設となりを取り組んでいただきたいと思います。

先ほど同僚議員の一般質問中でも、認知症対策で有酸素運動の取り組みが必要であるという話も出ましたが、幼児の方から高齢の方までこれからますます需要も高まってくると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

また、ゲートボールセンターにおきましては、まだ方向性が決まっていないと

ということで、決まり次第、周知していただければと思います。以上で質問を終わります。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 今非常に国民全体が健康志向という機運がですね非常に高まっているのかなと。公園を走るジョギングの姿などもですね、都会であってもよくテレビで見るようなことも増えておりますし、仕事帰りのサラリーマンがトレーニングジムにですね、通って体を鍛えるといったようなこと。そういうようなことは都会だけの話ではなくて、やはり平均寿命が80、90とですね、伸びているなか、日ごろから体を鍛える、健康を維持するということが非常に求められていることではないかなと思っております。

そういった中での教育委員会としてのですね、社会教育施設、体育施設の有効な活用といったものが非常に重要な位置を占めるものではないかなと思っております。5年前のゲートボールセンターですね、トレーニングの利用状況が平成24年で1,531人というのが、29年度に至ってはもう2,486人、5年前5.2人の平均利用者がもう8.5人といった、そのようなですね、利用の増加の傾向も見られております。トレーニングルームは、女満別地区だけではなく、東藻琴地区にはフロックスにですね、ウォーキングマシン等を置いてそちらもですね、御利用をいただいて利用割合も上昇の傾向にあるかなと思っております。そのような部分も同時に、総合的にですね、皆さんが気軽に運動して汗を流せるようなそういうスペースの確保といったものをですね、描いてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

またゲートボールセンターは、名称こそゲートボールセンターということでありまして、広く体育館としての利用がですね、続いているわけでありまして、現在体育館については、B&G海洋センターも両地区にございますけれども、学校開放事業として、小学校、中学校の体育館もですね、それぞれスポーツ活動で今御利用いただいているという、そういう状況でございます。それらも総合的に利用の実態などを把握して、今後の体育館の必要面積はいかほどなのかといったようなことでもありますとか、そういうものも十分ですね、総合的に分析したうえで、今後の体育施設、スポーツ体育館施設の整備のことについてのですね、また構想なども考えてまいりたいと、そのように思っております。

住民の皆様がですね、生涯にわたって、健康を維持増進し、豊かな生活を送っていただけるよう、教育委員会としてこれからも体力運動能力の向上など、健康教育及びスポーツ活動の内容充実に努めてまいりたいと考えてございます。今後とも御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。これで一般質問を終わります。

お諮りします。3月9日と3月10日の2日間は、会議規則第10条第1項による休会とし、3月11日、12日、13日の3日間は、予算審査特別委員会の開催に伴う議事の都合によって、会議規則第10条第2項による休会としたいと

思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、3月9日から3月13日までの5日間は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後01時19分)

平成 3 1 年第 1 回

# 大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成 3 1 年 3 月 7 日
- ・ 開 会 平成 3 1 年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 平成 3 1 年 3 月 1 4 日

大 空 町 議 会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

|     |     |     |      |     |     |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 後 藤 | 忍   | 7 番  | 品 田 | 好 博 |
| 2 番 | 三 條 | 幸 夫 | 8 番  | 齋 藤 | 宏 司 |
| 3 番 | 上 地 | 史 隆 | 9 番  | 松 岡 | 克 美 |
| 4 番 | 田 中 | 裕 之 | 10 番 | 深 川 | 昇   |
| 5 番 | 原 本 | 哲 己 | 11 番 | 松 田 | 信 行 |
| 6 番 | 沢 出 | 好 雄 | 12 番 | 近 藤 | 哲 雄 |

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

|     |     |     |  |   |           |       |
|-----|-----|-----|--|---|-----------|-------|
| 町   |     |     |  | 長 | 教 育 委 員 会 | 教 育 長 |
| 代 表 | 監 査 | 委 員 |  |   | 農 業 委 員 会 | 会 長   |

|     |     |   |   |   |           |     |
|-----|-----|---|---|---|-----------|-----|
| 副   |     | 町 |   | 長 | 福 祉 課     | 参 事 |
| 総 合 | 支 所 |   | 長 |   | 産 業 課     | 長   |
| 会 計 | 管 理 |   | 者 |   | 産 業 課     | 参 事 |
| 総 務 |     | 課 | 長 |   | 建 設 課     | 長   |
| 総 務 | 課   | 参 | 事 |   | 建 設 課     | 参 事 |
| 総 務 | 課   | 参 | 事 |   | 地 域 振 興 課 | 長   |
| 住 民 |     | 課 | 長 |   | 住 民 福 祉 課 | 長   |
| 福 祉 |     | 課 | 長 |   | 総 務 課     | 主 査 |

|           |   |           |     |
|-----------|---|-----------|-----|
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 生 涯 学 習 課 | 参 事 |
|-----------|---|-----------|-----|

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 監 査 委 員 事 務 局 長   | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |                       |

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

# 平成31年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 平成31年3月14日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第11号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第3 議案第12号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する  
条例制定について
- 日程第4 議案第13号 大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第14号 平成31年度大空町一般会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成31年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成31年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 平成31年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第9 議案第18号 平成31年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第19号 平成31年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第20号 平成31年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第21号 平成31年度大空町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第13 議案第22号 平成30年度大空町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第14 議案第23号 平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第15 発議第1号 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 発議第2号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第17 発議第3号 懸案事項促進のための議員派遣について
- 日程第18 報告第1号 平成30年度定期監査結果報告について
- 日程第19 報告第2号 例月出納検査結果報告について

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

|        |      |          |      |
|--------|------|----------|------|
| 町長     | 山下英二 | 教育委員会教育長 | 渡邊國夫 |
| 代表監査委員 | 近藤克郎 | 農業委員会会長  | 山神正信 |

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|       |       |        |      |
|-------|-------|--------|------|
| 副町長   | 川口明夫  | 福祉課参事  | 松川一正 |
| 総合支所長 | 伊藤裕幸  | 産業課長   | 藤田勉  |
| 会計管理者 | 平田義和  | 産業課参事  | 中村直樹 |
| 総務課長  | 南部猛   | 建設課長   | 高島清和 |
| 総務課参事 | 林敏美   | 建設課参事  | 山本純生 |
| 総務課参事 | 塚原章裕  | 地域振興課長 | 作田勝弥 |
| 住民課長  | 田中信裕  | 住民福祉課長 | 星加政志 |
| 福祉課長  | 佐々木徳幸 | 総務課主査  | 土田康裕 |

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 生涯学習課長 | 佐薙幸史 | 生涯学習課参事 | 田端久剛 |
|--------|------|---------|------|

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 伊藤裕幸 |
|------|------|

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |     |
|------|-----|
| 事務局長 | 井上透 |
|------|-----|

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 伊藤裕幸 |
|------|------|

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 菊地教男 | 事務局主幹 | 石川大樹 |
|------|------|-------|------|

以上のとおり報告する。

平成31年 3月14日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議宣告

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから平成 31 年第 1 回大空町議会定例会 8 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、4 番、田中裕之議員、及び 5 番原本哲己議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。
- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。以上でございます。
- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 11 号

- ◇議 長 日程第 2、議案第 11 号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、三條議員。
- ◇三條議員 2 番。過疎地域自立市町村計画ということで、時限立法で平成 29 年に改正されていると思うんですけども、この時限立法の期間というのは 5 年間、引き続き 5 年間ということなんですけれども、それと併せてですね、過疎法の制度の概要を短く、こういうことで過疎法があつて、こういう適用を受けるんだということを短く説明できればしていただきたいのと、枠配分があつて、ソフトとハードがあると思うんですけども、30 年度の枠、おおよそいくらかの金額が過疎債で充当されているのか、分かれば教えていただきたいと思えます。以上です。
- ◇議 長 林総務課参事。
- ◇総務課参事 現在の過疎法の概要でございますけども、29 年に改正がございまして現在の計画につきましては、平成 32 年度までということで措置がされているところでございます。

また、この制度の概要につきましては、人口の著しい減少に伴いまして、地域社会における活力が低下し、生活機能、それから生活環境の整備などが地域に比

較して、比較的低い位置にある地域におきまして、総合的な対策を講じる、必要があるという場合につきまして、この制度を活用しまして、財源措置として、有効活用していこうとするものでございます。

過疎の枠の関係につきましてはですね、国の全体予算ということで、ちょっと今把握をしているところでございますけども、31年度の今現在国で議論されております予算提案の中で申し上げますと、総額で過疎対策事業債が4,700億円として提案されているというふうに認識をしているところでございます。昨年度は4,600億円でしたので、約100億円の増というふうに認識をしているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい。数字はですね。後ほど教えていただければいいかなって思います。ただ制度として例えば起債を起こしたときにですね、何ぼまで借り入れができて、何ぼ充当となるんだよという、その制度の部分だけちょっと教えていただきたい。

◇議 長 総務課参事。

◇総務課参事 過疎対策事業債につきましては、充当率が100%、それに対する、交付税の算入が、70%という形で地方に財源措置としてされるものでございます。

◇三條議員 はい、わかりました。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これ質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第11号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3 議案第12号

◇議 長 日程第3、議案第12号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条

例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これ質疑を終わります。これから討論を行い

ます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 12 号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 4 議案第 13 号

- ◇議 長 日程第 4、議案第 13 号、大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2 番、三條議員。

- ◇三條議員 2 番。敬老褒賞、75 歳の人は廃止をするということであります。時代の流れですから、やむを得ないのかなと思いますけれども、周辺の状況ですね、周辺でいろいろ最近改正している部分もあると思います。例えば網走市ですとか美幌町、周辺いろいろあると思いますけれども、その辺の状況がどういうふうになっているのか教えていただきたいのと、また、どれだけ節減できるのか、この節減できた部分をどこに充当していくのかという部分も含めて、分かる範囲で結構ですから、お答えいただければと思います。

- ◇議 長 松川福祉課参事。

- ◇福祉課参事 三條議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。まず敬老褒賞の周辺の状況ということでございます。まず北網のですね、近隣の状況を簡単に説明させていただきたいと思います。まず北見市では敬老祝い金及び祝い品の条例を設けておりまして、77 歳の方に 1 万円、88 歳の方に 3 万円、99 歳、白寿の方に 5 万円、100 歳以上の方にはお祝いの品を渡しているという状況になっております。網走市におきましても、敬老祝い金の条例を設けておりまして、80 歳、90 歳、100 歳の方にお祝い金を交付しているところです。隣町になります美幌になりますけれども、美幌町では 77 歳、88 歳に記念品、90 歳以上となる方にも記念品を渡していると。津別町におきましては、77 歳、88 歳、99 歳の方に 3,000 円、そして 100 歳の方には 3 万円のお祝い金を渡しているというような状況で、その他、斜里町、小清水町、訓子府町におきましても、77 であるとかそういったところのお祝い金を支給しているところがございます。なお、北網の中でも清里、置戸につきましては、それぞれ、平成 12 年、16 年にお祝い金のほうを廃止しているというような状況になっております。

続きまして、この廃止させていただくことによる影響というか効果でございますけれども、今回の改正によりまして、2019年度からの3年間の見込みではありますが、2019年度が77名、77万円。2020年度が70名、70万円。2021年度が106名、106万円。3年間、合わせて253万円の削減効果が見込まれているところでございます。

今回の提案に至った考え方といたしまして、大空町におきましては、65歳以上の高齢者の見込み、これ、国立社会保障人口問題研究所によりますと、平成37年、2025年度まで増加していくことが見込まれておりまして、その後、減少にですね、少しずつ転じていくと推計されているところでございます。また、町の住民基本台帳に基づく見込みにおきまして、平成31年度の75歳の方は、先ほど申しましたように77名、翌2020年度は70名を見込んでおりますが、2021年度は106名、その後10数年間は毎年100名以上の方が75歳を迎えられるものと見込まれているところでございます。町の財政状況がだんだん厳しくなっていること、高齢者数が増加していくこと、またの近隣や全国的にも、敬老お祝い金の見直しというものが広がってきている。そうした中にありまして、今後も77歳、88歳、99歳のお祝いについては継続して実施し、老人福祉大会や、ふれあい広場へのご招待も引き続き75歳以上の方を対象として、赤飯の配布、あるいはふれあい広場の利用券の配布というものも継続して実施してまいりたいと考えております。

さらには75歳の方へのですね敬老褒賞の廃止を今回御提案させていただいておりますけれども、廃止に伴うこの貴重な財源を新年度予算ではありますが、75歳以上の方が対象となっている外出支援タクシーの町外利用への拡充であるとか、通院等で町外へJR、バス、そういった公共交通機関を利用された際に交通費を助成いたしております心身障害児等交通費助成に75歳以上の方を新たに助成対象と加えることで、恒久的なですね、支援を行ってまいりたいと、その思いでですね、今回予算計上させていただいたところであります。今後も高齢者を支えていくための支援を充実してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。いろいろ説明いただきました。やはりですね、秋になると貰えると思って楽しみにしている方も当然おられると思いますから、早目に周知をしてですね、改正になりましたということでお知らせをして欲しいなと思います。以上終わります。

◇議 長 福祉課参事。

◇福祉課参事 対象となられる方、町民の皆様に対する周知につきましては、毎年春に、発行しております、せいかつあんしんガイドブックであるとか、広報であるとか、さまざまな場面を通じてですね、お知らせさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これ質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 13 号、大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号、大空町敬老褒賞条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 5 議案第 14 号から日程 12 議案第 21 号

◇議 長 日程第 5、議案第 14 号、平成 31 年度大空町一般会計予算から日程第 12、議案第 21 号、平成 31 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの 8 件を一括議題とします。本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、松田信行議員。

◇松田議員 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託されました事件は、議案第 14 号、平成 31 年度大空町一般会計予算。議案第 15 号、平成 31 年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。議案第 16 号、平成 31 年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。議案第 17 号、平成 31 年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。議案第 18 号、平成 31 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。議案第 19 号、平成 31 年度大空町簡易水道事業特別会計予算。議案第 20 号、平成 31 年度大空町下水道事業特別会計予算。議案第 21 号、平成 31 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算の 8 事件であります。

平成 31 年 3 月 7 日の平成 31 年第 1 回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託された事件は、今後の大空町の方向性にかかわる重要な内容であることから、3 月 11 日、12 日、13 日に委員会を開催し、説明員の出席を求めて、その内容等を慎重に審議しました。その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり本委員会に付託されました 8 事件は全て原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第 77 条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。お諮りします。議案第 14 号、平成 31 年度大空町一般会計予算から議案第 21 号、平成 31 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの 8 件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号から議案第 21 号

までの８件を一括して採決することに決定しました。

議案第１４号から議案第２１号までの８件に対する予算審査特別委員会の審査報告はいずれも原案可決です。議案第１４号から議案第２１号までの８件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１４号、平成３１年度大空町一般会計予算から議案第２１号、平成３１年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第１３ 議案第２２号

◇議 長 日程第１３、議案第２２号、平成３０年度大空町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 それでは、追加議案書の１ページをお開き願います。議案第２２号、平成３０年度大空町一般会計補正予算（第９号）。平成３０年度大空町一般会計予算（第９号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５９万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７９億１，５５９万円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。平成３１年３月１４日提出、大空町長山下英二。

３ページ、第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。１５款、道支出金に１８２万３，０００円追加、１８款、繰入金に７７万５，０００円追加し、歳入合計は２５９万８，０００円増額し、７９億１，５５９万円とするものです。

４ページ、歳出です。３款、民生費に６４万８，０００円追加、６款、農林水産業費に１９５万円を追加し、歳出合計は、２５９万８，０００円増額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明いたしますので、１０ページ、１１ページをお開きください。３款１項４目、東藻琴老人福祉センター管理運営費、１１節、修繕料、６４万８，０００円の追加は当センターの女性用浴室換気扇の修繕に伴うものです。６款１項３目、畑作構造転換事業、１９節、補助金、１８２万３，０００円の追加は、畑作営農の大規模化に対応するため、省力作業機械の導入費に対して支援するものです。４目、畜産一般事務費、１９節、家畜伝染病防疫対策協議会負担金、１２万７，０００円の追加は、乳用牛へのワクチンを誤接種に伴い、子牛２頭の感染が確認され、その賠償金として負担するものです。

続きまして、歳入の説明をします。８ページ、９ページをお開きください。１

5 款 2 項 4 目 1 節、畑作構造転換事業補助金 1 8 2 万 3, 0 0 0 円の追加は、先ほど歳出で説明しましたとおり、畑作構造転換事業の省力作業機械導入に伴うものです。1 8 款 1 項 1 目 1 節、財政調整基金繰入金 7 7 万 5, 0 0 0 円の追加は、今回補正の財源調整として繰り入れるものです。以上、補正予算について説明申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 2 2 号、平成 3 0 年度大空町一般会計補正予算（第 9 号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 2 号、平成 3 0 年度大空町一般会計補正予算（第 9 号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 1 4 議案第 2 3 号

◇議 長 日程第 1 4、議案第 2 3 号、平成 3 0 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 追加議案書 1 3 ページでございます。議案第 2 3 号、平成 3 0 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）。平成 3 0 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 2 億 3, 7 7 2 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。平成 3 1 年 3 月 1 4 日提出、大空町長山下英二。

議案書 1 5 ページでございます。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。2 款、道支出金に 2 9 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入合計は 1 2 億 3, 7 7 2 万 8, 0 0 0 円とするものです。

1 6 ページをお開き願います。歳出です。2 款、保険給付費に 2 9 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明申し上げますので、2 2、2 3 ページをお開き願います。2 款 2 項 1 目 1 9 節、一般被保険者高額療養費に 2 9 1 万 5, 0 0 0 円の追加は、先日、補正予算（第 4 号）において増額をお認めいただいたところですが、その後手術、投薬による

高額な医療費件数の増に伴い、高額医療費請求額が想定よりも上回り、不足が生じたことから追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、20、21ページをお開きください。2款2項1目1節、保険給付費等交付金の普通交付金に291万5,000円の追加は、一般被保険者高額療養費を追加したことに伴うものでございます。以上、補正予算の内容について御説明申し上げます。御審議くださいますようよろしく申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第23号、平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 発議第1号

◇議 長 日程第15、発議第1号、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第16 発議第2号

◇議 長 日程第16、発議第2号、各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第１７ 発議第３号

◇議 長 日程第１７、発議第３号、懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。平成３１年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。お諮りします。発議第３号は、そのように決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

#### ◎日程第１８ 報告第１号

◇議 長 日程第１８、報告第１号、平成３０年度定期監査結果報告についてを議題とします。監査委員から平成３０年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第１号、平成３０年度定期監査報告について御報告いたします。平成３０年度の定期監査につきましては、平成３１年２月１８日から２月２６日まで松岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回ご報告いたします、定期監査につきましては、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査であり、平成３０年度委託契約５０万円以上の契約事務及び委託料の支出について監査を実施いたしました。

本年度の定期監査の実施に当たりましては、所管部署から委託契約関係書類及び委託料の支出関係書類の提出を求め、契約の方法は適法であるか、特に指名競争入札、随意契約による場合、その理由は適切に付されているか。委託料の支出、精算報告は、委託契約書どおり適正に行われているかに主眼を置いて、監査を実施いたしました。監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、当該事務に関しては、おおむね適正に事務が執行されているものと認められました。

なお、契約事務について改善が必要な事例や、その他事務処理上留意すべき事項については、所管部署へ意見として申し伝えたところであります。以上、平成３０年度定期監査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成３０年度定期監査結果報告については終わります。

#### ◎日程第１９ 報告第２号

◇議 長 日程第１９、報告第２号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第２号、例月出納検査結果の報

告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成30年11月分から平成31年1月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、11月分につきましては12月の20日、12月分につきましては1月の23日、1月分につきましては2月の20日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 平成31年第1回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

この議会におきましては、新しい年度の予算、各会計の予算について、特別委員会を設置をいただき、11日から13日にかけて慎重なる御審議をいただき、さらに本日、本会議においても可決をいただいたところであります。まことにありがとうございました。

この予算編成に当たりまして職員は、去年の、具体的には11月からスタートをして、今日までさまざまな思いの中で一生懸命予算編成に取り組んでくれたものと、そのように感じております。しかし、私の立場からいいますと、内容としてはまだまだ不十分だなと、50点、半分かと。そんな気持ちでいるところでございます。

先日、報道機関にも、この提案する内容について御説明をさせていただいたところでございますが、そのときに、どんな予算ですかというふうに記者から問われまして、いろんな事業の仕込みの、事前準備の予算になりますと苦しまぎれで、そんなお話をしたことがありましたけれども、具体的には、認定こども園、新しい高校づくり、さらには農村部の高速通信網の整備、開陽中央線の整備でありますとか河川防災ステーション、取り組んではきておりますけれども、なかなか今回の予算で本格予算というところまでの組み立てができていない状況がございます。そのように考えますと、先ほど言った点数になるのではないかなと、そのように感じております。私が今期、就任のときに、町民の皆さんとこんなまちづくりをしたい、皆さんと共通の目標持ちたいと掲げてきたものの中にも、今回の項目などがたくさんございます。この調子で本当にこの期の中で、こういったものをしっかりと片づけていけるのかと。そんな心配といいましょうか、不安もあるところであります。今後、年度途中であっても、この状況によってはですね、果敢にチャレンジをしていく、そのときにまた皆さんに御審議を賜るような機会も

出てくるのではないかと考えてございます。またその節にいろいろ御指摘など、御指導賜ればありがたいと考えてございます。

予算をお認めいただきました。今後は、新しい年度に当たり、これらを執行していかなければならないわけでありますけれども、日ごろ思っていることがございます。私自身、昭和53年に当時の女満別町役場に務めまして、役場での仕事の期間というのが40年を超えました。長いものだなと思っておりますが、途中、半年ほど辞職をしたり失職をしたりということで、この組織、職場を離れる機会がございました。大変貴重な時間であったと、そのように思っております。なぜかといいますと、役場の組織の中だけにいたのではわからない経験をさせていただいた。とりわけ、町民の皆さんが感じている時間軸と役場の中で仕事をしている、私も含めた職員の時間軸というのが、どうしても異なってしまっているのではないかと、そのようなことを考えることがありました。

町民の方々がいろんな要望や陳情だとか、また問い合わせなどを役場に寄せていただくことがございます。それぞれ職員は一生懸命そのことに取り組んでいくわけでありますけれども、場合によっては優先順位の中で、お示しをいただいた案件が最優先ではない場合もございます。しかし、町民の方々は役場の職員に、もしくは町長に、そういうことを伝えただから、いつその回答が来るか、結論が出るか、そういったことを今か今かと待っていると。毎日そのことを考えていらっしゃるのではないかなと思っております。そんな中で、こんな簡単な案件がどうしても結論が出ないんだと。そのようなことで、場合によってはトラブルになってしまうこともあると思っております。

これらのことというのは、なかなか、職員としてずっと役場組織の中だけにいたのではわからないことではないかなと。わからなくなってしまうのではないかなと。そのように感じております。そういうことを解決していくためには、解決するために必要なことというのは、その途中経過であっても、内容をお知らせする。期限を決める。そして情報をオープンにしながら、皆さんにお示しをしていくということ。その経過説明も含めたことが大切なことではないかと感じてございます。

大空町議会におきましては、御理解をいただきまして、現在、毎月、月1度以上の常任委員会の開催がございます。町民の代表であります議会の議員の皆さん方には、そういった中で、途中経過であっても、それぞれの課題の経過、町が取り組もうとしている政策などについて、お諮りをさせていただいているところがあります。ほかの町村の首長などから、そんなに常任委員会をやっているのかと、町長大変ではないかと。実は私はそこには出席ができていない、していない。同日、同時間で行われる場合もあるということから、職員にお願いをしている。その分、私と職員との意思疎通もしなければならぬということだという話もさせていただくぐらい皆さんには、いろんな情報を出しているつもりであります。

しかし、町民の皆さん方には、なかなかそういう機会がございません。町政懇談会でありますとか広報だとかホームページだとか、そういう機会しかなくて、

なかなか上手にお伝えできないところもございます。そんな中におきましては、議員の皆さん方は役場内部の情報を持っていらっしゃるわけですので、ぜひこの機会に、いろんな問い合わせなど、議員の方々にも多いのではないかと考えております。持っていらっしゃる御存じの情報など、私どものほうでストップをかけることはありませんので、ぜひ、いろんな方々にお話をいただければありがたいと思っております。この機会にそのことをぜひ、お願いを申しておきたいと思っております。

また私、今期心がけていることがございます。それは、各課といろんな打ち合わせ、私はこんなふうを考えて政策を実施したいということで、年に2回ほど各課との懇談をさせていただいておりますけれども、従来は、全ての課含めると200項目以上の項目に及びました。細かく、また言えばですね、悪い例えかもしれませんが箸の上げ下げまで、私のほうでこうやってほしいああやってほしいということで細かく指示もしてまいりましたけれども、去年からこの項目を約半分ぐらいに減らしております。大きな政策のポイント、方向性について問いかける、また検討を促すような内容にしているつもりでもございます。それは、今までのことを続けていくと、職員の考える力や企画能力、そういったものを阻害していないかと。また、余りに細かく出し過ぎると職員が意識をして、本来持っている能力を発揮できないのではないかと。さらにはプレッシャーを感じてメンタル面で体を壊してしまうのではないかと、そんな思いもありまして、極力、大きな方向性については示しながらも、待つことを心がけたいなと思っているところであります。今聞いている職員からすれば、あれだけ矢継ぎ早にいろんな指示を出しておきながら、あれで待っているのかと、ひょっとしたら思っているかもしれませんが、思っている半分ぐらいは口の中で、1回反すうをしながら、やめているというのが、今の私の心持ちといいましょうか、対処の形でございます。しかし、これが効果があるかどうかということはまだわかりません。しかし、これからまちづくりを担っていく、さまざまな人材を育てていくということには、こういった手法も必要ではないかと。また、政策を実現するためにこのことによって、多少時間がかかってしまう場合もあるのではないかと、そのように感じているところがありまして、議員の皆さんには御迷惑をかける部分もあろうかと思っておりますけれども、是非御理解を賜りたいと思っているところでございます。

いただきました予算、またその執行権については職員一丸となって、適正にこれから執行してまいりたいと思っております。その都度その都度、御指導賜りますように改めてお願いを申し上げまして、お礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 これで平成31年第1回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前10時44分)